

立命館

国際関係論集

第 7 号

目 次

論 説

- 言語とアイデンティティを考える
—南アフリカ共和国における多文化共生に向けて— ……石 原 豊 一 (1)
- 『北方領土』問題』に関する先行研究の到達点とその限界 ……大 崎 巖 (23)
- 持続可能性 (Sustainability) の概念と条件
—『成長の限界』をめぐって (1972年～1986年) — ……大 瀧 正 子 (47)
- 国際結婚の理論モデル構築に向けて
—先行理論の再検討と研究課題の提示— ……大 西 裕 子 (71)
- 政治思想としての共和主義とその思想的支柱
—古代ギリシアから 18 世紀欧州— ……川 村 仁 子 (93)
- 現代紛争と和解 (Reconciliation)
—概念的理解と実践的課題の関する一考察— ……工 藤 雅 教 (113)
-

2007 年 10 月

立命館大学国際関係学会

論 説

言語とアイデンティティを考える

—南アフリカ共和国における多文化共生に向けて—

石原豊一

目次

はじめに

1：アフリカにおける「民族」アイデンティティ形成と言語

1-1：アフリカにおける「民族」

1-2：南アフリカへのエスニックグループ移入の歴史

1-3：現在の南アフリカの人種とエスニック状況

1-4：現在の南アの言語状況と教育・政策

2：南アフリカの言語状況と住民のアイデンティティ

2-1：調査の概要

2-2：アイデンティティの重層性

2-3：エスニックアイデンティティと言語

2-4：言語と教育

3：アイデンティティの多様性と多文化共生

おわりに

はじめに

アフリカは多民族・多言語社会である。旧宗主国によって引かれた人為的な国境線は現在も続くエスニックな争いの火種となり、多くの国家はネーションビルディングの困難さに直面している。マルチエスニックな状況はグローバル化の進む現在、地球上の多くの場所で見られるようになり、文化的多様性はもはや特定の地域の問題ではなくなっている。このような社会での共生は人類共通の課題であり、アフリカ諸国の抱える多民族国家ゆえの苦悩とその解決の道を探ることにより学ぶことは多いはずである。

本稿では、今後の社会での共生を考える上で様々な示唆を得ることができる場所として、

南アフリカ共和国(以下南ア)をとりあげる。この国に存在する諸問題が、今後世界の様々な場所で起こる問題に多くの示唆を与えてくれるであろうことについては峯も述べている(1998 : p57)。「黒人」「白人」「アジア系」など様々な人種・民族が居住しているこの国は、アパルトヘイトの歴史を持ちながらも、それを乗り越え多文化共生社会を目指している。しかし、遠大な理想の一方で、現実には様々な民族集団を統合することに苦悩している。とかく政治・経済面から見られがちな南ア社会ではあるが、「言語」という文化的側面から考察することで多民族共生という今後の人類が抱える重要なテーマに何かしらのヒントが得られるという考えのもと以下を述べてゆきたい。

1 : アフリカにおける「民族」アイデンティティ形成と言語

1-1 : アフリカにおける「民族」

近代産業化以降、国民国家を形成した欧州においては、「ネーション」=「国民」は国家を形成する同一のアイデンティティ集団であり、「民族」と同義であった。「国語」の形成はこの理念の延長線上にある。

一方、植民地支配下の人為的な境界から出発したアフリカ諸国家の指導者達は「部族¹⁾」をひとつの「国民」とするため様々な方策を行った。しかし、多様な文化的背景を持つ人々を単一の「ネーション」に収斂していくことには無理があった。ほとんどの国家は異なる文化的歴史的背景をもつアイデンティティ集団を抱えており、彼らは「国民」であることと、エスニックな「民族」であることの軋轢を感じている。彼らのエスニックなアイデンティティの拠り所となったもののひとつに言語があり、国家の指導者たちは様々な言語集団を「国民」に仕立て上げるため、タンザニアのスワヒリ、旧英領の英語、旧仏領の仏語といった「国語」を利用した。その中で「民族」共同体がわれわれ意識を強め、自分たちが抑圧されているという感情が極限に達した時、内戦や虐殺などの悲劇が起こった。

かつてのヨーロッパモデルでは安定的な「ネーション」が求められ、住民の意識は無視されがちであったが、世界のほとんどの国家が多民族国家であることを否定しえなくなった現在、政治的経済的側面から収斂される「国民」概念と文化的側面から収斂されるエスニックアイデンティティの両立が希求される。

本稿でとりあげる南アにおいては顕著なマルチエスニック状況が存在し、それは多言語状況となって現れている。この中での共生考えるに際し、南アに住まう人々のエスニックなア

アイデンティティとその拠り所となる言語について概観する必要がある。

1-2: 南アフリカへのエスニックグループ移入の歴史

南アにおける先住民はコイ・サン(Khoi-San)系の狩猟・採集民とその後定着したバンツール(Bantu)系農耕民である。首長国を形成した後者は祖先の名にちなんで「ズールー(Zulu)」、「コサ(Xhosa)」などの名称で自己を表現し、交易などで結びついた複数のクランは「ソト(Sotho)」、「ツワナ(Tswana)」などのアイデンティティを共有するに至る。但し、これらの集団は血縁だけではなく、習俗や言語の共有、共通の首長などの政治的事実により形成され、閉鎖的なものではなかった。この流動的なバンツール系の集団をより固定的なエスニック集団に仕立て上げたのは支配者としてやってきたヨーロッパ系の人々である。17世紀以来この地を探検した宣教師や旅行家は彼らを分類していった(トンプソン(Thompson) 1995、以下南アの歴史については本書参照)。

一方、ヨーロッパ系民族の歴史はオランダ人の入植に始まる。1652年のリーベック(Jan van Riebeeck)によるテーブルマウンテン山麓の入植地建設以来、彼らはこの地を開拓していった。初期移民には多くのドイツ・フランス系の人々が含まれていたが、植民地政府のオランダ語公用語化方針の結果、移民全体の間には有色人種に対する共通のアイデンティティが確立された。

したがって、初期のケープ植民地は、公用語であるオランダ語の他、先住民のバンツール系言語、アジア系奴隷の媒介言語ポルトガルクレオールなどが入り混ざった言語的に多様な社会であった。この中で優勢な地域共通語になったのが、マレー語やポルトガル語、英語などから語彙を取り入れ、文法を簡略したオランダ語の変種であるアフリカーンス(Afrikaans)である。

19世紀に入ってこの地がオランダから英国へ正式に譲渡されると、イギリス系住民が増加した。それに伴い英語を話さない初期移民に対する「ボーア(Boer)」の呼称が蔑称的となり、アフリカーンスで「アフリカ人」を意味する「アフリカーナー(Afrikaner)」を彼らは使用するようになった。

さらに、英本国の政策により奴隷制度が廃止(1834)されると、それに依存していたアフリカーナーの農業主は反発、グレートトレックと言われる内陸への移動を行う。この際これに従ったコイ・サン系、アジア系の元奴隷は彼らと言語を共有するに至る。アフリカーナーはこの過程でバンツール系諸族と争い、トランスヴァール(Transvaal)共和国、オレンジ

(Orange)自由国を建設するに至った。

ヨーロッパにおいて国民国家が建設される過程で「フランス語」「ドイツ語」などが形成されたのと同じく、このとき南アにおいても「アフリカーナー」と「アフリカーンス」は不可分な形で形成されていった。この時期に文法書『アフリカーンス語の第一原則』、歴史書『アフリカーンス語による祖国の歴史』が出版されている事実(林 1995 : p95)にこのことは現れている。その後、ボーア戦争(1880-81、1899-1902)での「祖国」の喪失によって民族としての存続の危機感が強まり、ナショナリズムは強化された。

これに対し、英国系住民は「ヨーロッパ人」という「ネーション」を創るべく、南ア連邦成立後オランダ語を、1925年以降はアフリカーンスを英語と並ぶ公用語にするなど両者の融和を計るが、両者の間のエスニックな壁が完全に取り去られることはなかった。連邦発足後、アフリカーナーが政治的に力を持つようになる中でアパルトヘイト政策が進められると、「有色人種」に対する英国系、アフリカーナー共通の「白人」というアイデンティティも強化されるが、国民党支配の末期、少なからぬ英国系住民がアパルトヘイトに反対したことは、結局両者のアイデンティティが完全には重なることがなかったことを示している。

又、英国による支配下においてはアジアから労働力が補完された。インドから年季労働者が移入してくると、彼らを相手にする商人も後に続き、特にナタール(Natal)においてはヨーロッパ系を人口の上で凌駕するようになる。又、同じく19世紀には中国系の移民もみられた。また、ヨーロッパでの迫害から逃れるため、ユダヤ系の流入も19世紀以降多く見られた。

1-3 現在の南アフリカの人種とエスニック状況

センサス(2001年; www.statssa.gov.za/census2001)によると、総人口約4482万人の内、アフリカ系が8割(3541万)を占め、次いでヨーロッパ系が約1割(429万)で続く²⁾。続いて「カラード(Coloured)」(8.9%,399万)、インド・アジア系(2.5%,112万)となっている。

「カラード」は、ヨーロッパ系入植初期には、アフリカ系やアジアからの奴隷とヨーロッパ系との混血だけでなく、コイ・サン系の人々も含む広い範疇の人々のことを指したが、現在ではヨーロッパ系、アフリカ系でもアジア系でもない「その他の人々」を指す。従って言語的には前項で述べたように多くがアフリカーンスを話すか、英語を話すものもおり³⁾、言語的文化的に非常に多様な集団である。

又、アジア系集団には主にインド系と中国系がいるが、19世紀に年季契約労働者、商人

として流入してきたインド系の人々は、早い段階においてはカーストという階級的アイデンティティの壁のため「インド人」意識を共有するには至らなかった。しかし体制による抑圧が「インド人」アイデンティティを覚醒させ、19世紀末には言語・宗教・カーストを超えたアイデンティティを確立していった。小野(1999: pp180-185)は彼らを「ミドルマン・マイノリティ」という言葉で示し、彼らと中国系住民を政治経済的な意味におけるマジョリティ・グループ＝「白人」とマイノリティ・グループ＝「黒人」の仲介者として位置づけ、両者のはざまにあって双方からの攻撃にさらされる存在であるとしている。

アフリカ系住民について「家庭語⁴⁾」からエスニシティを推し量ると、国内最大のエスニックグループは1068万(24%)の人口を抱えるズールー人ということになり、コサ人(790万,17.6%)、ペディ(Pedi)人(421万,9.4%)が続く。そして「カラード」を単一のアイデンティティ集団と捉えれば、399万人のこのグループが人口において4番目のグループということになる。

ヨーロッパ系住民については、アフリカーナーと英国系の人口比は6:4と言われていることから、アフリカーナーの人口は約258万と推計され、ツワナ人(368万,8.2%)、ソト人(356万,7.9%)に次ぐ国内7番目のグループということになる。「カラード」の人口とアフリカーナーの人口の合計657万からアフリカーンス語母語話者の人口598万を引いた数字59万人は「カラード」の非アフリカーンス語母語話者＝英語母語話者の数となる。カラードの英語母語話者の割合は8割ということになっており(山本前掲論文: p228)、カラード総人口から割り出した数字は約80万になるのだが、そうすると先ほどの59万人とは約20万の差が出る。誤差と考えるには大きすぎる数字なので、カラードの英語話者は山本説より少ないとも考えられる。

そのあとにツォンガ(Tsonga)人(199万,4.4%)が続き、172万の英国系が3.8%で9位となる。以下スワジ(Swati)人(119万,2.7%)、インド系(約106万⁵⁾,2.6%)、ベンダ(Venda)人(102万,2.3%)、ンデベレ(Ndebele)人(71万,1.6%)などとなる。その他、中国系やコイ・サン系、ヨーロッパ系の中でもアフリカーナーにも英国系にもアイデンティファイしないユダヤ系や新規移民が現在の南ア社会を構成している。

1-4: 現在の南アの言語状況と教育・政策

現在南ア政府は、憲法で英語・アフリカーンスと9つのアフリカン言語を公用語とし、「汎南アフリカ言語委員会(Pan South Africa Language Board, PANSALB)」を設置、少数言

語としてコイ・サン(Khoi-San)語・ドイツ語・グジャラート語(Gujarati)・手話、宗教儀式用言語としてアラビア語・ヘブライ語・サンスクリット語を指定した上で、これを尊重することを法で規定するなど多文化共生社会を目指す為の施策の実施を目指している(山本前掲論文: pp235-236)。又、言語政策の諮問機関「言語計画作業部会」(Language Plan Task Group = LANGTAG)は、英語ができないために、理科系や芸術系の能力が発揮できないことは社会的に損失であるとし、アフリカン言語の地位向上の必要性を述べている(同: p238)。

現実には多様なエスニックグループ相互のコミュニケーションのツールとなりつつあるのが英語であるが、この「共通語」の習得と教育についても考えてみたい。

Taylor は南アの多言語状況に関して、「民主主義のゴールとしての多言語主義」という概念を提唱している(2002: p337)。アフリカーナーによるアフリカ系民族への抑圧的な支配が行われたこの国にあって、新生国家の国民統合の拠り所は民主主義というイデオロギーであり、それを具現化するのが多言語主義であるという。彼は11公用語の平等性は唱えながら、現実には英語以外の言語の需要が刺激されず、教育においても英語教育以外の奨励がなされていないという問題点を指摘、理念と政策の一貫性の下でのアフリカン言語の奨励が必要であると、コーパス計画・ステータス計画に加えて「獲得計画」の必要性も挙げている(*Ibid.*, p314)。

しかし、現実には全世界へのコミュニケーションのツール、富へのツール、そしてアパルトヘイト時代の支配者言語・アフリカーンスに対する「解放闘争の言語」としての英語に対するアフリカ系住民からの需要の結果、英語は広がりを見せている。山本はこの「英語の一人勝ち状態」の中、南ア社会の言語状況を、公的な場での事実上の「共通語」としての英語普及、その下位にアフリカーンス、「土着語」であるアフリカン言語が続く3層構造であるとしている(前掲論文: p233)。このような中、宣伝広告から次第にアフリカーンスが姿を消すなど(『ニューズウィーク・日本版』9-4, 1994: p58)、英語は土着言語だけでなく、旧支配者の言語まで駆逐しつつある。

英語の浸透はアフリカン言語に対する脅威であり、真の多文化共生国家形成のためにはアフリカ系コミュニティの活性が必要であることについては Kamwangamlu(2003)も述べている。彼はアパルトヘイト終焉後、アフリカ系コミュニティの教育の現場において民族語よりも英語による教育が希求されている現実について例証し、アフリカ系各民族の混住が進む都市部においては、今後、ベンダ・ンデベレ・ツォンガ・スワティなどの少数言語は消滅に向かうと予測する。そして、問題の重大性はこの現実に対して当のアフリカ系住民の側の危機意識の欠如であると指摘する。

又、教育の場における英語偏重は、メディアの媒介言語が英語中心になっている現実と密接に関わっている。テレビの放映時間は英語 85%、アフリカーンス 10%であり、アフリカン言語は1%に満たない。又、議会でのスピーチも 95%が英語である(*Ibid.*pp76-77.)。彼はこの現実を踏まえた上でなお、英語との決別を意味しないアフリカン言語の母語教育政策と、政治参加・公務員採用の基準とするなどアフリカン言語の有効性構築の必要を説いている。

英語の浸透が南アで進んでいる現実やその浸透に教育が大きな影響を及ぼしていることは、Taylor、Kamwangamalu の言う通りだろうが、果たして現在において実際の程度英語は普及しているのだろうか。

1996年の新憲法によって南アでは国民全てに「基礎教育」を受ける権利が保障され、GDPの6%が教育予算に振り分けられている(www.info.gov.za ; 2006)。その教育システムはGeneral Education and Training(初等教育)、Further Education and Training(中等教育)、Higher Education(高等教育=大学、技術学校)の3つのレベルに大別される。

又、センサスは国民の就学状況について、5歳から24歳までの就学状況と20歳以上の最終学歴の統計を提供している。両者の合計を足すと総人口に30万ほど足りない4451万となる。「就学状況」の「カレッジ」以下の計41万人は「最終学歴」の「中等教育以上」に含まれるとしても、それでは5歳以下人口は71万人となり、この点については疑問が残るが、両者から現在の南ア社会を概観することはできる。

5~24歳人口約1900万のうち、未就学者が546万人で、「最終学歴」うち無学歴の者が約457万人、初等教育中退者は408万人いる。この合計は1412万人となり、学齢以上の人口の3割程度は中学卒業程度の教育も受けていないと推測される。これに大学進学資格にあたるG12を修了していないもの者947万人を加えると2359万人に達し、人口の半数を超える。G12未修了者の中に授業についていけなくなってドロップ・アウトした者が多数含まれていることは想像に難くない。

旧体制下の教育制度ではアフリカ系住民の教育は、英国系ミッションスクールが主流だった(山本前掲論文: pp230-231)ことから、ここで彼らは英語を習得していたと考えられる。但し、新体制下における旧ホームランドや都市部での「黒人学校」の教育状況の劣悪さ⁶⁾を考えると、初等教育を受けたとしても、アフリカ系住民の全てが英語を習得したとは考えにくい。一方、英語がエスニック間の媒介言語の働きを果たしていることから、仕事先や家庭・地域コミュニティでこれを習得することも考えられる。

ヨーロッパ系住民に関しては英語・アフリカーンスのバイリンガル教育はかなりゆきわたっており、後述する今回の調査の結果にもそのことが現れていた。

南アにおいては英語を運用できる者は人口の4~6割程度だという(山本前掲論文:p237)。先ほどの教育統計とこの数字を照らし合わせると、英語の普及と教育の相関が見えてくるが、つまりは現実の南ア社会ではアフリカ系住民サイドからの英語教育要求の結果、英語がアフリカン言語に取って代わる現象が起こっているが、アフリカ系住民への教育は完全に行き渡ったものとは言えず、この為、英語運用能力による社会階層が形成されつつあると言える。

一方で、英語の事実上の共通語化が進む中、新生国家誕生後のアフリカン言語公用語化は、アフリカン言語保存にとって、ある種の救いである。アフリカン言語文学について「アフリカ・ルネサンス」の名のもと教育局の歴史プロジェクトが歴史教育の重要性を認める流れの中、宮本(2004)はアフリカン言語文学に大きな期待ができると論じ、実際にアフリカ系作家マジジ・クネーネによるズールー語の書記言語化や標準語の作成作業なども行われ、ズールー語やコサ語など比較的話者の多い言語に関してはテレビ番組や映画の製作も行われている。しかし、巨視的に見るとこれも英語化の流れの一支流にすぎない。

2：南アフリカの言語状況と住民のアイデンティティ

ここでは、2004年12月から翌年1月にかけて南ア周辺において行った現地住民に対するアンケート調査の結果から、住民のアイデンティティ、言語に対する意識の関連について述べる。

2-1：調査の概要

調査は、ヨハネスブルグ(Johannesburg)、ブルムフォンテイン(Bloemfontein)、キンバリー(Kimbelry)、ケープタウン(CapeTown)の大都市域と南西部大西洋海岸の景勝地「ガーデンルート」のナイズナ(Knysna)、ジョージ(George)で、アンケート用紙を用いた聞き取りという形で行った。

対象者は当方で選び、国籍未取得の移民や、「華僑」などのアジア系住民も含んでいる。隣国レソトにおいてヨーロッパ系住民4名、アフリカ系住民2名の南ア居住者のサンプルも採れたのでここに加え、計159のサンプルが集まった。

個人での調査、又治安面などで行動に制約が伴った中での調査であったことには限界があったことは断っておく。様々なエスニックグループからサンプルを集めようとした結果、少数派のインド系・アジア系などについては意図的にそれと思われる者を採って採取した。調

査の目的が多言語状況下での住民のアイデンティティを知ることを考えることを考えると、その主目的は果たせたと考える。質問項目は居住地、ナショナリティ、エスニシティ、「国語」、使用言語など13項目に及ぶものであった。

エスニシティのカテゴリー分けについては旧体制下での政権が決めたものにおおむね基づいている。「カラード」の一部とされている「マレー人」は実際の調査では、「カラード」の中でも独自のアイデンティティを含んだ回答を寄せることが多く、表では「マレー人」とカテゴライズした。

表1：南ア在住者の言語状況とアイデンティティ

南ア在住者(計90)												
居住地	リバク	10	キンハー	15	ケフタク	39	B・フォンテン	14	フレトリア	2	その他	10
出身地	リバク	11	キンハー	10	ケフタク	21	B・フォンテン	8	トランスカイ	5	その他南ア	26
ナショナリティ	南ア	70	「白人」	1	「アフリカーナー」	1	「アフリカー人」	2	カラード	2	黒人諸族	6
年齢層	10代以下	4	20代	32	30代	22	40代	13	50代	9	60代以上	9
エスニシティ	白人系	20	黒人系	38	「アフリカー」	2	カラード	16	マレー人	2	ムスリム	4
国語	英語	21	Af	19	英語・Af	12	英・Af・黒	12	黒人語(単)	14	黒人語(複)	1
使用言語数	1つ	2	2つ	38	3つ	20	4つ	15	5つ	7	6つ	4
使用言語	英・黒	10	Af	2	英語・Af	30	英・Af・黒	31	黒人語	1	黒人語(複)	5
母親	英語	16	Af	31	黒人語	38	その他	2	無回答	3		
家庭での使用語	英語	16	Af	34	英語・Af	13	英・Af・黒	1	黒人語	28	黒人語(複)	1
公共での使用語	英語	45	Af	16	英語・Af	13	英・黒人語	10	黒人語	6		
書籍言語	英語	45	Af	16	英語・Af	9	英・Af・黒	2	黒人語	7	英・黒人語	5
新聞	英語	34	Af	11	英語・Af	4	中国語	2	無回答	1		
テレビ・ラジオ	英語	25	Af	5	英語・Af	8	英・Af・黒	5	英・黒人語	7	黒人語	9
コンピューター	英語	27	Af	2	英語・Af	1	英・中	1	中国語	1		
学歴	小	10	中	4	高	47	大以上	27	無	2		

注：表ではアフリカーン言語を「黒人語」としている。

上表の結果を各エスニシティ別に分類したのが以下である。

表2

アフリカ系住民(計39)												
ナショナリティ	南ア	27	「アフリカーン」	2	ソト	2	ツワナ	2	ベディ	1	コサ	1
エスニシティ	コサ	14	「アフリカーン」	1	ソト	9	ツワナ	7	ズールー	3	ベンダ	1
国語	英語	10	黒人語*2	16	英・Af・黒	6	英語と黒人語	1	黒人語3つ	1	仏語	2
使用言語数	一語	1	二語	5	三語	8	四語	11	五語	7	六語	4
母親	コサ	15	ツワナ	13	ソト	6	ズールー	1	ベンダ	1	コンゴ*3	2
家庭での言語	コサ	14	ソト	8	ツワナ	5	ズールー	1	英語	3	Af	2
公共での言語	英語	22	英語と黒人語	4	英・Af・黒	4	英語とAf	2	黒人語のみ	6	無回答	1
書記言語	英語	21	英語と黒人語	4	英・Af・黒	2	英語とAf	2	黒人語のみ	8	英・仏	1
新聞	英語	27	英・Af・中	1	英・Af	1	仏語	2	読まない	8		
テレビ・ラジオ	英語	16	英語と黒人語	5	英・Af・黒	4	黒人語のみ	5	不使用	9		
コンピューター	英語	13	無回答	1	不使用	25						

*1: コンゴ共和国内のエスニックグループ、「コンゴ」「ムルンバ」

*2: コーサ語8、ツワナ語・ソト語各3、ズールー語・ベンダ語各1

*3: コンゴ語とムルンバ語

*4: ソト語とコサ語・ツワナ語と英・アフリカーン語各1、ツワナ語とアフリカーン語2

表3

ヨーロッパ系住民(計17)										
ナショナルリティ	南ア	15	アフリカーナー	1	南ア・米	1				
エスニシティ	ヨーロッパ人	6	白人	5	アフリカーナー	3	ホワイトアフリカン	1	その他	2
国語	アフリカーンス	6	Af・英	5	英語	4			その他	2
使用言語数	二語	12	三語	3	四語	1	五語	1		
母語	英語	4	アフリカーンス	10	ホルトガル語	1			無回答	2
家庭での言語	英語	4	アフリカーンス	12	英・スールー	1				
公共での言語	英語	8	アフリカーンス	7	Af・英	2				
書記言語	英語	6	アフリカーンス	6	Af・英	5				
新聞	英語	8	アフリカーンス	6	Af・英	3				
テレビ・ラジオ	英語	6	アフリカーンス	3	Af・英	6	Af・英・アラブ	1	使わない	1
コンピュータ	英語	5	アフリカーンス	1	Af・英	2			使わない	9

表4

カラード(計19)										
ナショナルリティ	南ア	17	カラード	2						
エスニシティ	カラード	15	アフリカーナー	1	アフリカン	1	イタリアン	1	南ア	1
国語	Af	9	英語	5	Af・英語	4	Af・英・ツワナ	1		
使用言語	Af・英語	15	Af・英語・コサ	2	Af・英語・ツワナ	2				
母語	Af	14	英語	4	ツワナ	1				
家庭での言語	Af	15	英語	3	Af・英語	1				
公共での言語	Af	7	英語	9	Af・英語	3				
書記言語	Af	6	英語	10	Af・英語	3				
新聞	Af	4	英語	10	Af・英語	3				
テレビ・ラジオ	Af	1	英語	9	Af・英語	6				
コンピュータ	Af	0	英語	6	Af・英語	0	無回答	1		

表5

マレー系住民(計5)						
ナショナルリティ	南ア	3	マレー	1	アフリカン・イングリッシュ	1
エスニシティ	ムスリム	3	マレー	2	ムスリム・マレー	1
国語	Af	3	Af・英	3	11語	1
使用言語	Af	1	Af・英	3	Af・英・アラビア	1
母語	Af	5	英語	0		
家庭での言語	Af	4	英語	1		
公共での言語	Af	3	英語	1	Af・英	1
書記言語	Af	1	英語	4		
新聞	Af	1	英語	4		
テレビ・ラジオ	Af	1	英語	4		

2-2: アイデンティティの重層性

全体的に見てみると、南アにおける住民のアイデンティティの重層性と多言語状況、そして共通語としての英語の強さが浮かび上がる。

人為的な国境に押し込められたエスニックなアイデンティティという点では、先住の「黒人」と入植者の子孫である「白人」という可視的な「人種」の壁がまず存在し、「黒人」にも「白人」でもないマージナルな存在の人々が様々なアイデンティティを形成している。住民の多くは「南ア国民」という意識とともにエスニックなアイデンティティも持ち合わせている。

エスニシティ別の結果を見ても、ナショナリティに関する回答からは住民がおおむね自らを主権国家南アの一員と考えていることが読み取れる。この結果は、「国民」という概念が、少なくとも今回の調査対象である都市部においては浸透していることを示している。

特に3名の移民を含むヨーロッパ系住民については、アフリカ系住民と比べ「ナショナリティ」を主権国家の枠組みの中で捉えている傾向が高かった。

アフリカ系住民も自らを南ア共和国の「国民」と意識しているが、その一方で「アフリカン」というナショナリティやエスニックアイデンティティを持つ者の少なからぬ存在は、自らのアイデンティティを「黒人」の人種的概念に強く求めている者の存在を示している。

「人種」概念から「カラード」という分類を強要されたほとんどの者はなんらかの項目でそのように自己を規定している⁷⁾と同時に「南ア人」アイデンティティも共有している。

2-3: エスニックアイデンティティと言語

エスニックアイデンティティの多様性は、住民の言語状況に反映されている。カルヴェ(Calvet, 1996)は西アフリカにおいて、住民が母語と他言語グループとの媒介言語、そして教育・行政語としての旧宗主国・フランス語の3言語状況に置かれていることを指摘しているが、ここ南アフリカの多言語状況も類似したものであることは、過半数の者が3言語以上の言語生活を送っていることから伺える。そして、その言語状況が「人種」別に大きく違うところが特徴的である。

この状況の中、旧宗主国言語である英語が支配的な地位にあることは、「国語」に関して、半数の45人が英語を含む回答を寄せていることから伺える。さらにメディアへのアクセス言語について見ると、英語が新聞については65.4%、テレビ・ラジオについては75%となっており、英語でのテレビの放映時間が85%という現状を反映したものになっている。

言語とアイデンティティの関係については、特にアフリカ系住民において、両者の強い相関が見られた。コサ人の回答に顕著に見られるようなエスニックアイデンティティと母語との一致は、彼らが言語によって自らを規定させていることが推測できる。但し、一部の不一致は言語以外の要因もエスニックアイデンティティの形成に関わっていることを示している。

ズールー語に着目してみると、この言語の優勢が他のアフリカ系住民意識に少なからず影響を及ぼしていることが伺える。国内のアフリカン言語の中で唯一新聞の発行が行われている(山本前掲論文: p236)このアフリカン言語の優勢は歴史的・政治的なこの人口的多数派民族の優勢に由来するものである。その優勢はしばしば他のアフリカ系住民を「ズールー」へいざなう。

ヨハネスブルクの回答者は、母語はツワナ語であるというが、自らのエスニシティをズールーとした。聞けば、父はソト語のほか英語も話すソト人だが、「もちろんズールー語も話す。」らしく、そのため自らをズールー人であるとする。同じくヨハネスブルクのコサ人もコサ語を母語とし、家庭でも使いながらも、公の場ではズールー語にスイッチングし、書記言語もテレビ・ラジオなどもズールー語に頼る。

キンバリーの自称「スワジ人」はコサ語を母語とし、日常も話す。彼はスワジランド出身の母親の言語によって自らのエスニシティを決定している。その意味では、本来の母語はスワティ語なのであろうが、言語生活においては、母親とソト語話者でもある父親が共通に話すコサ語で日常生活を送っている。

同じくキンバリーでインタビューした2人の男は、叔父・甥の関係であったが、甥は母から受け継いだ母語ツワナ語に自らのエスニシティを求め、叔父は母からツワナ語を受け継ぎ日常語としながらも、父の血統からソトに自らをアイデンティファイさせていた。

エスニックアイデンティティは言語に由来することが多いが、アフリカ系住民の言語の多様性を考えると、彼らのアイデンティティもまた多様性を持ち、アフリカ系住民どうしの混血や言語の近接性から彼らは選択可能なアイデンティティを有しているとも取れる。彼らは「白人」には決してなれないが、「コサ人」にも「ソト人」にも「ズールー人」にもなれる。

ケープタウン周辺やガーデンルートのアフリカ系住民の多くは旧ホームランド・トランスカイからの移住者であるコサ人である。血縁に基づく「コサ」のアイデンティティは彼らの精神的支柱のひとつになりうる。移住者の中には英語を使いこなせない人々も多い。実際、タクシーラック周辺のマーケットなどでは調査しようにも英語が通じないことが多く、このことから特に、インフォーマルセクターに従事する多くのものが英語を使えないことが推察

できる。そういう者はスラムを形成する。そのようなコミュニティの住民の社会的な立場の弱さは彼らのエスニックアイデンティティを強化してゆく要因でもある。

このような経済的・社会的弱者であるアフリカ系住民な民族語へ意識は強い。調査対象者は現実に言語生活の多くを英語に頼っているにもかかわらず、「National Official Language(国語)」に英語を含む回答は多くはなかった。

現状において、アフリカ系住民はおおむね母語によってエスニックなアイデンティティを築き、日常において「民族語」を話しているが、多くはマルチリンガルな言語生活を送っている。他のアフリカ系グループとのコミュニケーションの為、複数のアフリカン言語を、そして就業や公的な場所での使用言語として英語を使用している。そして英語を使いこなせる者のみが豊かな社会へ通じることができる。

一方、ヨーロッパ系住民については言語とエスニシティの密接な関係をアフリカ系住民ほど読み取ることはできない。「白人」はアフリカーンスを母語とするアフリカーナーと英語を母語とする英国系の2つに大別することができるのだが、新生国家成立後も依然として経済的優位に立っている彼らは「白人」もしくは「ヨーロッパ人」の意識を強く持つ。特に経済的マジョリティであった英国系の人々は自らが「ヨーロッパ人」である以上の意識を持つことは少ない。それを意識する必要も機会もまれであるからである。彼らの日常生活は母語である英語ですべて事足りる。ヨーロッパ系住民の多くは現在英語とアフリカーンスのバイリンガルであるが、ボーア戦争などの歴史により、アフリカーナーに比較的エスニック意識が強い結果となって表れている。数人のアフリカーナーがこの国の「国語」が今や「少数言語」に落ちたアフリカーンスであると言う反面、英国系の住民の多くは自らのルーツを知っていてもそれをエスニシティとして表出することはなかった。

「白人」の中で、英語を母語とするものとアフリカーンスを母語とするものとの間には確かにアイデンティティの溝は存在する。しかし、そのアイデンティティは日常においてはさほど表出されない。彼らにとって最重要のアイデンティティマーカ―は肌の色であり、母語は「他人種」とも共有することもあり、特に英国系住民にとっては社会生活を母語で営むことは国内のみならず、国外においてももはや当たり前のことになっている現状においては、アイデンティティマーカ―としての英語の役割は小さい。

又、英語の優位の中、若いアフリカーナー達はもはや父祖の言語にこだわらなくなっている。ある20代の男性は、自分としては英語の方が重要だと言う。普段の生活で英語に不自由を感じることはなく、仕事の上でも職場の状況に応じて両言語を使い分けている。新聞は普段読まないが、英語紙の方が正確だと言い、パソコンでの使用言語も英語である。但

し、書記言語とテレビ・ラジオはもっぱらアフリカーンスを使用する。

彼が英語に重きを置く理由は今や「国際語」である英語を話す方が、より多くの人間とコミュニケーションが取れることにある。こうした状況の中、アフリカーナーの若年層の日常会話には次第に英語が浸透し、一世代前の人々の話すアフリカーンス語とはかなり違ったものになっているが、彼らはそういう母語の状況には疑問を持たないようであった。その一方で、「旧世代」のアフリカーナーたちはこのようなアフリカーンス語の「乱れ」に否定的であるという。

「カラード」がエスニックグループとは言いにくい側面をもっていることは、調査からも伺えた。キンバリーのパキスタン出身インド食堂店主の妻はエスニックアイデンティティについての質問に対してナショナリティと同じく「南アフリカ」と答えている。「黒人」でも「白人」でも「インド人」でもないその外見とアフリカーンスを母語とする言語生活はまさにカラードの典型なのであるが、彼女はカラードのアイデンティティを異邦人の私には表出することはなかった。彼女にとっては、「カラード」とは支配者が押し付けた「人種的」カテゴリーに過ぎない。

一方、母語を生地パキスタンのウルドゥー(Urdu)語とする「インド人」の夫は、家庭語を英語としているのに対して、「カラード」の妻はアフリカーンスを挙げていた。共に英語、アフリカーンスとも話すので、日常のコミュニケーションには支障はないのだろうが、この例はアイデンティティが言語に対する意識を規定している例と言える。

「カラード」の言語生活がアフリカーンスを基礎としていることは、「母語」、「家庭での言語」の回答や、父母の使用語もアフリカーンスであることが多いことからわかる。しかし、アフリカーンスを母語、又は家庭での使用言語にしているものが全体の約3/4を占めるのに、公共の場での使用やメディアへの接触、書記言語としての使用については約半数が英語に頼っているという結果には、媒介言語としての英語の強さが表れている。コンピューターへのアプローチはこのグループにおいてさえ、ほぼ英語が独占的に用いられていた。

2-4: 言語と教育

南アの多言語状況は「使用言語数」を見ると明らかであるが、複数の言語を「話せる」と答えた者は全て英語を話した。すでに述べた通り、南ア社会では、人口の3割程が満足な教育を受けていないと考えられる。

南ア社会において英語を操ることのできるアフリカ系住民は半教程であることはすでに

述べた。そういう中で、英語のできる者がメディアへのアクセスについては英語に頼っている現状は、既に述べたように、テレビ放送や新聞などのメディアが英語を媒体とすることが多いこと、また調査において、新聞の読者、コンピューターの使用者はほぼ全員、テレビ・ラジオの視聴者は8割が英語をもっぱら用いていることから伺える。

南ア社会で教育を満足に受けていない者のほとんどがアフリカ系で、英語を習得していないものが多いことを考えると、非英語母語話者の南ア国民が英語を習得するのは大体において学校教育の場であると考えられる。小森(2002)は、アフリカにおいては言語習得の場は教育の場よりもむしろ生活の場であると言う。しかし、相互に共通点の多いバンツール系言語のような場合では、日常の生活からの習得も容易であろうが、英語のような系統の違う言語習得には教育に負うところは大きい。調査でも回答者の8割以上が高等教育以上の教育を受けていた。そもそも英語を話せない者への調査は原則不可能であり、その意味では今回の調査は英語話者にほぼ対象が限られていたのだが、そのほとんどが何かしらの学校教育を受けていた。教育を受けていないと答えた2名のうち、1名は英語が話せず、他の回答者の通訳を介して調査している。英語による教育を受けなかったのは就学の確認できた36人のうち、小学校で1、高校で5、大学で1名のみであった。高校の1名だけがアフリカンスでの教育も受けていたが、その他はアフリカン言語のみで教育を受けている。一方でアフリカン言語のみで教育を受けたものの存在は、小森が言うような日常生活での英語習得の可能性を思わせるが、この一部をとって英語教育の有効性を否定するものにはならない。

中国系の調査対象者は中国もしくは台湾生まれであったが、高等教育について回答のあった4人のうち3名が英語による教育を受けていた。

又、言語的には英国系に同化していると言えるユダヤ系住民の間ではアイデンティティ保持のため、もはや消滅しつつある「民族語」であるイディッシュ語の保存運動も起こっており、ケープタウンのシナゴグに隣接したコミュニティセンターなどで教育普及活動が行われている⁸⁾。

3 : アイデンティティの多様性と多文化共生

前章で、南ア社会の住民がいかなるアイデンティティを持ち、その形成に大きく関わる言語についてどのような生活を送っているのかを調査結果と先行研究を参考に述べた。

果たしてアイデンティティとは何であるのか。今回の調査で示唆に富むシーンに出くわしたので、記しておく。

ケープタウン南郊サイモンズタウン(Simonstown)での調査において、私は3人のアメリカ国籍の人物に出会った。うち2人はインド系の母子であった。もう1人は合衆国から移住した50代の「白人」だった。

「白人」ミュージシャンは自らのアイデンティティについて「自分は自分だ。」と語った。「国民」とか「エスニシティ」などに自分とはとらわれないということらしい。その言葉どおり彼はこの地でズルー人の妻を娶り、子をもうけている。米国と南アの二つの国籍は、アイデンティティに関わるものではなく、あくまで生活上の便宜によるものである。

それに意義を唱えたのが、同席の南ア生まれ「インド人」青年だった。

幼少時にアメリカに渡った流暢な英語を話す彼が、移り住んだ「人種のサラダボウル」で直面したのは「インド人」というレッテルと差別であった。数代前にインドを離れ、南ア生まれの自分がなぜ「インド人」なのか。だが、現実の前には自分が「インド人」であると思わずにはいられない。国籍を持ち、言語、文化的に同化したとしても、皮膚の色に伴う「人種」概念は超え難い壁となって「民族」を形成する。「英語の国」アメリカにあって英語しか話せない彼はその容貌から、見たこともない「故郷」に自分を規定することを強要されているのだ。

「白人」のコスモポリタンの発想は世界の大多数のマイノリティにとっては絵空事に過ぎない。ここにマイノリティのアイデンティティ理解の鍵が隠されている。グローバル化の中、世界中が均質化しているように見えても多くの人々はその中で独自のアイデンティティを持たざるを得ない。

マイノリティであることはその集団の凝集性を高める。南アの「マレー人」がマレー半島の住民とは異質な存在であることは彼らがもはやマレー語を話さないことから容易に理解できる。「父祖の記憶」も多様な東南アジア系の住民は、イスラムという宗教と体制から押し付けられた「カラード」というカテゴリーに由来する「マレー」に自らをアイデンティファイした。同じように南アに渡ってきた時には相互の文化的同一性が薄かった「インド人」たちもマイノリティであるがゆえにヒンドゥー・イスラムという宗教を超えた「民族」として結集したと言える。

しかし、同じイスラムを信奉していても「マレー人」とインド系ムスリムはアイデンティティを決して共有しない。奴隷としてオランダ人に連れられてきた「マレー人」の歴史と、年季労働者、商人としてイギリス人に連れてこられた両者の歴史はそのままアフリカンス語と英語という彼らの母語となって現れ、今現在「豊かなインド人」と「貧しいマレー人」という社会階層に現れている。

アフリカ系住民について言うと、旧体制下、ヒエラルキーの最下層に置かれていた彼らは

「国民」とみなされることはなかった。悪名高き「ホームランド」が国民党政権の人種隔離の究極目標であったことはこのことを端的に示している。アフリカ系住民はこれの中で「部族」を超えたアイデンティティを共有した。

しかし、人種差別が撤廃された今、彼らの意識は変化してきている。「コサ」、「ズールー」などの「部族」に根ざしたエスニシティが頭をもたげてくる流れ⁹⁾は今回の調査からも伺える。このアイデンティティは言語によって支えられているのだが、Kamwangamlu がアフリカン少数言語の将来に悲観的な予測をしているように、今後アフリカン言語相互での格差が生じることも十分に考えられる。南ア政府が「虹の国」建設のためにこれをどう扱っていくかは共生社会を築いていくにおいて重要な課題となる。

私が歩いた南アはこうだった。「白人」たちは国内移動に自家用車、航空機、豪華バスを使い、そのバスの半分ほどの運賃で各都市を結ぶ乗り合い自動車のターミナルは「黒人」で埋め尽くされている。この違いを目の当たりにすると、この地にはまだら模様で2つの「国」があるかのようにさえ感じる。しかし、今後の南アが多言語多文化共生を国是として社会建設を進めなければならないことも又事実である。

おわりに

グローバル化が進む中、人々の共生はどうあるべきかを言語とアイデンティティという視点から探っていこうと、南アのマルチエスニック状況や歴史を概観し、自ら行ったフィールドワークの分析を試みた。その結果、現在の南ア社会にあって住民の多くは重層的な「われわれ意識」を持っており、それはアパルヘイト時代に強化された「人種」と言語に大きく影響を受けていることが確認できた。この多様なアイデンティティ集団を抱えながら、南アは多民族多文化共生の国家を目指すべく、共存の道を探っている。

その南ア社会は、建国以来のマルチ・エスニックな状況に加えて、「先進国」が今後真剣に取り組まねばならない新規の移民がもたらす多文化社会への課題も抱えている。経済的優位の為、周辺諸国からの移民は後を絶たない。南ア社会が取り組む多文化共生社会のモデルが我々にも大きな示唆を与えるというのはこの所以である。人々が相互のエスニックな違いを認め合いつつ、政治的・経済的に国民として平等の権利を享受する、それこそが多文化共生社会である。

エスニックなアイデンティティは言語に拠るところが大きい。その意味では、相互のエスニシティを認め合うということは相互の言語を互いに尊重し合うことと解釈できる。

アフリカ系住民は多人種多民族共生を謳ったネーションビルディングの結果、ようやく「国民」として受け入れられることになった。しかし、国家統合のシンボルである「民主主義」へのアクセス手段としての公的な場面での11公用語の使用は理想ではあるが、コスト面などから考えると非現実的でもある。アフリカン言語の需要を刺激する言語政策も実行されるべきではあるが、アフリカ系住民居住区のライフラインの整備など政府のすべきことは山積みである。又、共通語としての英語の存在は現状において否定できようはなく、世界につながるインターナショナルなコミュニケーションツールである英語の習得は南アにおける社会格差の縮小にも欠かせない。

従って、英語の「共通語」化を否定的には受け止めることは現実的ではない。旧宗主国言語の旧植民地への浸透は「言語帝国主義」であると批判もできるが、エスニシティの境界を無視して引かれたれた国境線をもとに出発したアフリカ国家において、支配的地位に就いたアフリカ系民族の言語を「国語」にすることの危うさを考えると、「超民族語」を「共通語」にすることは愚策ではない。南アにおける英語は母語話者という点では1割に満たない少数派言語であるが、英国系の「民族語」とどまらないユダヤ、インド系、「カラード」の一部を母語話者とするマルチ・エスニックな言語でもある。

しかし一方で、英語への収斂の危険性は忘れてはならない。英語の国際性や通信における優位性はこの言語を富へのアクセス手段としているが、全ての人々が英語を使ったビジネスの場やインターネットにアクセスできるわけではない。電気も通らず、蝋燭の明かりだけで夜を過ごす農村部の人々が日常インターネットに触れることはなく、都市部のアフリカ人居住区の電気普及率が5割という現実(山本前掲論文: p234)を考えると、英語に縁のないアフリカ系住民が多いことは用意に推測できる。ひとつの言語を話せないことにより経済的・社会的に不利益をこうむる社会に「多文化共生社会」名乗る資格はない。ここに共生社会のアクターとしてのアフリカン言語の存在が見えてくる。

少数派言語となりつつあるアフリカ人を含めて、これらの言語が教育やメディアの普及により英語に収斂していく状況は十分考えられるが、言語に伴う思考様式や文化の多様性の喪失、「われわれのことば」を失った次の世代に生じるアイデンティティ・クライシス(宮岡; 2002)などを考えると、少数派言語を守る方策も必要である。

つまりは、国家からのサービス又は国際社会へのアクセス手段としての「国民共通語」＝英語の習得と日常生活に根ざした「家庭語」の両立が多文化共生社会形成に求められる。

しかし、現状においてはアフリカ系住民の英語志向は高く、アフリカン言語に対する意識は低い。又、都市部においては同じアフリカ系住民でもマルチ・エスニックな混住、混血が

見られ、教育の場で全ての生徒に応じた言語教育のプログラムを提供することには困難が伴う。現実には両親が違うエスニシティを持つ場合、子は母語として両親の共通語である英語を習得してしまい、アフリカン言語ではコミュニケーションが取れなくなっている例も報告されている(山本前掲論文: p242)。そう考えると、英語への収斂とアフリカン言語の衰退は南アにおいては規定の路線のようにも映る。

この先南ア英語はいかなる将来を歩んでいくのであろうか。隣国ナミビアには内戦の終わったアンゴラからの移民が大量に流れ込んでいる。彼らを国境から運ぶ乗り合い自動車の運転手は、すでに彼らの共通語・ポルトガル語を身につけている。これらアンゴラからの流入者はいずれ南アを目指すことであろう。この流れから見えることは英語のピジン化である。

しかし、英語は現在の急速なグローバル化を象徴する言語である。英語によるウェブサイト、メディアでの英語の氾濫からはスタンダードな英語の浸透が見えてくる。

英語の普及は今後の南ア社会の多民族共生にとって必要であるし、英語の浸透は現実に進んでいくものと思われる。その過程で土着のアイデンティティと結びついた英語のローカル化と世界共通語としてのスタンダード英語の浸透という二つの流れが今後見られると思われる。

(石原豊一、本学大学院国際関係研究科後期課程)

-
- 1) 「部族」という用語について、原口は「今日の状況のもとで、エスニック・グループとして認知された集団的単位は、その存在は超歴史的ともいえるほど安定した集団単位としてとらえられているのである。これに対してアフリカで部族とよばれている集団は・・・それが今日、認められている範囲のものとして確定するのは総じて植民地体制下においてであり、それは状況次第では、より下位のあるいは上位の集団に代置され、それが政治的な意味をもつてくる可能性も多分にある。少なくとも、カナダやアメリカといった移民社会で、エスニック・グループと認知されている、母国をもつ移民者の集団的単位のように、安定的、固定的な存在ではない。アフリカの部族はエスニック・グループとよびかえられることによって、アフリカの部族という集団が歴史的特殊性が隠蔽されてしまう。アフリカの多部族国家にあっては、それを構成する部族という単位が、今後の過程でより上位の集団的単位に統合、またはより下位の単位に解体、あるいはそれら両極に分解する可能性は、何人にも否定しきれないであろう。(1996,p212) と、部族という概念の使用の継続は有効・有意義としている。
 - 2) 「白人人口」はアパルトヘイト撤廃以来減少傾向で、2001年センサスでは9.6%と10%を下回っている。
 - 3) 英語を母語とするカラードのアイデンティティに関してはKamwangamlu, Nkonko M 'Language, social history, and identity in post-apartheid South Africa: a case study of the "Colored" community of Wentworth' ("International Journal of the Sociology of Language Planning" 2004(28)2)に詳しい。
 - 4) 南ア政府は母語を「Home Language」と表現し、また一般にもこの語が使用されている。
 - 5) インド系住民の人口については小野前掲書 p106 参照
 - 6) 『ニューズウィーク・日本版』参照(「南アの黒人に「教育危機」」(6・7,1991), 「教育差別は終わらず〜アパルトヘイト廃止後も続く南アの人種別教育」6・29,1991)後者によると、国家からの教育予算についてもヨーロッパ系のそれはアフリカ系のその4倍以上である。新政府誕生後、この状況は多少の改善は見られるであろうが、財政面などを考えると、根本的な解決には至っていないと考えられる。
 - 7) 今回の調査において私が「カラード」の範疇に入れながら「カラード」と自らをカテゴライズしなかった者は2名いた。そのうちステレンボッシュの乗合タクシー運転手はナショナルリティを南アフリカ、エスニシティを「アフリカーンス」とした。しかし、混血と一見してわかる彼が旧体制下

で「白人」の扱いを受けていたとは考えにくく、彼をその褐色の肌の色から判断して、「カラード」として数えた。

8) 本調査では、ケープタウンにて2名のユダヤ教徒に聞き取りが行えた。

9) アパルトヘイト撤廃の過程でバンツール・ホームランド解体に際してツワナ人の「ボブタツワナ」のマンコベ「大統領」は再統合に反対している。(「南アに「黒人独立国家」のツケ〜人種隔離政策撤廃に伴う再統合に抵抗するホームランドも」『ニューズウィーク・日本版』6-13,1991)

参考文献

小野達郎「新生国家南アフリカとインド系人社会」(平野克己編『新生国家南アフリカの衝撃』日本貿易振興会アジア経済研究所 1999)

Kamwangamlu ,Nkonko M. “Globalization of English,and language maintenance and shift in South Africa”, *International Journal of the Sociology of Language Planning*2003(164)65

カルヴェ, ルイ・ジャン 林正寛訳『超民族語』白水社 1996

小森淳子「多言語社会の言語選択〜タンザニア・ウケレウェの事例から」(宮本正興・松田素二編『現代アフリカの社会変動〜ことばと文化の動態観察』人文書院 2002)

ジオンゴ,グギ・ワ 宮本正興・楠瀬佳子訳『精神の非植民地化』第三書館 1987

トンプソン, レナード (宮本正興・吉國恒雄・峯陽一訳)『南アフリカの歴史』明石書店 1995

Taylor,Solange G.“Multilingual Societies and Planned Linguistic Change : New Language-in-Education Programs in Estonia and South Africa” *Comparative Education Review* .46 - 3 2002

ネトン, ダニエル・ロメイン, スザンヌ(島村宣男訳)『消えゆく言語たち〜失われることば、失われる世界』新曜社 2001

林光一『イギリス帝国主義とアフリカーナー・ナショナリズム』創成社 1995

原口武彦『部族と国家〜その意味とコートジボアールの現実』アジア経済研究所 1996

峯陽一「南アフリカ新憲法の意義〜「異端」から「縮図」へ」(佐藤誠編『南アフリカの政治経済学〜ポスト・マンデラとグローバリゼーション』明石書店 1998)

宮岡伯人ら編『消滅の危機に瀕した世界の言語〜ことばと文化の多様性を守るために』明石書店 2002

宮本正興「二つの「アフリカ・ルネサンス」論」(『アフリカ文学研究会会報』アフリカ文学研究会 No32 2004)

山本忠行「アフリカーンス語と英語のせめぎ合い〜南アフリカ共和国の言語政策史と現状」(河原俊昭編著『世界の言語政策〜多言語社会と日本』くろしお出版 2002)

Considering About the Language and the Identity Aiming at Multi-cultural Symbiosis in the Republic of South Africa

A lot of societies in Africa are multiracial and multilingual societies. The artificial border becomes the cause of ethnic conflicts by former colonial power, and lots of states are confronted with the difficulty in the nation building.

In this paper, I consider about symbiosis in Republic of South Africa. In its society, all of race and races such as "Black", "White", and "Asian" experienced an imperialism racial discrimination of apartheid and now is aiming at symbiosis society, so called 'Rainbow Nation'

South Africa faces hosts of difficulties though they are aiming at the shift of the cultural symbiosis type to the society. The role of "National Language" in such countries are very important at the nation building, on the other hand, "Native Language" as grounds of ethnic identity cannot be disregarded.

A South African constitution specified 11 languages for the official language and expressed the protection of the small native language. But actually it is in the situation to which English overwhelming domination is advanced from a historical economic reason.

English is sure to become a common language for mutual understanding in South African social integration in the future, and it is necessary to maintain a multilingual situation. A national spread of English that stares at the reality and the protection of the native language become keys to "Rainbow Nation" construction in South Africa .

(ISHIHARA, Toyokazu, Doctoral Program in International Relations,
Graduate School of International Relations, Ritsumeikan University)

論 説

『北方領土』問題』に関する先行研究の到達点とその限界

大 崎 巖

目次

- [1] 問題の所在
- [2] 『北方領土』問題』を研究することの意義
- [3] 『北方領土』問題』に関する先行研究の四類型
- [4] 『北方領土』問題』に関する先行研究の到達点
- [5] 『北方領土』問題』に関する先行研究の限界と課題
- [6] まとめにかえて

[1] 問題の所在

戦後、62年経った。今日、日本という空間と時間を取り巻いている壁が、壁の外の嘆きや涙、血で創り上げられたことには誰も気が付かない。日本は奇跡の経済成長を遂げた。しかしそれは、戦争特需のお陰であったし、あらゆる思考を停止させ、全精力を経済成長に傾けたからこそ達成できたものであった。右肩上がりの経済成長下、重要なのは物質的な充足感であり、精神的な自律性は無視され、問題は未解決のまま放置されたが、遂にはその存在すら気付かれぬようになっていった。バブル崩壊後は、経済成長によって保つことが許された外面的な美しさを失い、心（理念、「哲学」）のみならず、その体（経済）をも蝕まれることとなったが、日本人は治療台に上がることを拒否し続けたまま、21世紀を迎えた。経済が停滞する今、国家は進むべき方向性を見失い、経済的には世界でもっとも豊かだと言われる日本国民は、毎日を生きるのに精一杯で、精神的な余裕を持てぬまま苦悩の只中にある¹。

2006年9月末、安倍晋三内閣が発足した。戦後最年少、初の戦後生まれの首相となった安倍氏は、「戦後レジーム」からの脱却を実現するため、教育基本法の改正と防衛庁の省昇格を実施し、新憲法の制定を目指している。小泉政権時代の靖国神社参拝問題が原因で中

国・韓国は日本との首脳会談を拒否し続けてきたが、安倍政権発足直後、日中・日韓首脳会談は実施されるに至った。しかしながら、「主張する外交」を標榜する安倍氏の歴史認識は依然として曖昧である。過去と真摯に向き合わない限り、成熟した人間は生まれない。歴史と真摯に対峙しない限り、日本の「戦後」は終わらない。過去と真摯に向き合わず、国家として進むべき方向性を曖昧にしたまま、安倍内閣は戦後 62 年の「穴」を埋めるべく、見切り発車に踏み切った。その方向性に筆者自身は大きな疑問を持っているが、日本が今、特筆すべき転換点に立っていることは疑い得ない。

日本政府は今、「戦後の総決算」というスローガンの下、戦後政治の再検討の必要性を主張している。しかし、そこに伸びている道は平坦ではないどころか、その距離さえも測りかねる状態である。果たして本当に日本政府および日本国民は、「戦後の呪縛」から逃れることができるのであろうか。そして新たな国家像の構築は正しい方向で進むのであろうか。

これらの疑問の答えを導き出すために分析すべき最適の問題が存在する。それは、本稿で考察する『『北方領土』問題』である。この問題に解決策を与えることは、日本が「戦後の呪縛」から逃れることを可能にするばかりでなく、日本が自律した方向に進むことができるかどうかを測る尺度となり得る。なぜならば、この問題は、まさに冷戦期、戦後日本が「哲学」を喪失していく過程で創り出されたものであり、日本が真摯に「戦後」と向き合うことなしには解決し得ない問題だからである。

『『北方領土』問題』を研究する意義は、そこにある。仮に日本がこの問題を解決し、ロシアとの間で平和条約を締結して真の友好関係を構築できたとしたら、それは、日本の「戦後の克服」を可能にするばかりか、北東アジアにおける地域協力の促進、ひいてはアジア・太平洋地域の地域共同体の創設をも生み出すかもしれない。この問題を解決することで、日本は外交上の大きな成功を手に入れ、日本が誇りと自信を持って国家哲学を追求することを阻んできた要素が取り除かれることになるであろう。そして、そのような日本の「自律」は国際社会の安定に寄与することになるであろう。ロシアとの平和条約の締結は、戦後 62 年間、「哲学」・外交理念を喪失し続け、「戦後」に拘束され続けてきた日本を再生するための必要不可欠な一歩となるのである。

このように、『『北方領土』問題』の解決策を模索することは現代的な重要性を持つものである。かかる研究を進めるにあたって、この問題の政治的・歴史的な性格を、政治的作為性に焦点を当てることによって明らかにすることが必要である。本稿は、『『北方領土』問題』を研究することの意義をいっそう明確なものとするために、なぜ今、この問題を取り上げる必要があるのかを問い直すとともに、『『北方領土』問題』に関する先行研究の到達点とその限

界を明らかにし、かかる限界を超越するための方向性を指し示すことを主たる目的としている。したがって、本稿では、先行研究の持つ限界を乗り越え、『北方領土』問題」の政治的・歴史的な性格を浮き彫りにするために必要な新たな分析視角を明らかにしたい。

[2] 『北方領土』問題」を研究することの意義

本稿の目的は、『北方領土』問題」に関する先行研究の到達点とその限界を示すことにより、従来の『北方領土』問題」に関する先行研究では明らかにされてこなかった『北方領土』問題」の政治的・歴史的な性格を明確にするための新たな分析視角を発見することである。最初に、そもそも『北方領土』問題」を研究することの意義を明確にする必要がある。『北方領土』問題」とは日ロ間に横たわる領土問題である。国家間の未解決の領土問題は世界に数多く存在する。それではなぜ、日ロ間の領土問題を研究することに特別重要な意義があると言えるのだろうか。

「問題の所在」において明らかにしたように、『北方領土』問題」は、日本が「戦後」を克服し、国際社会において然るべき地位を獲得する上で解決すべき重要な問題であるが、目を世界に転じた時に、この問題を研究することの国際的な意義は一体どこにあるのであろうか。

第一に、この問題が、日ロ二国間関係の完全な正常化を妨げている「唯一の」問題であるということ指摘する必要がある²。領土問題が存在し、平和条約が締結されていなくても二国間関係が良好に発展していれば特に大きな問題として扱う必要はないかもしれない。しかし、日ソ/日ロ両国は、まさに、領土問題が存在するために、今日まで、政治的・経済的に正常な関係を築き上げることができなかった³。確かに、現在では領土問題だけを突出させて二国間関係を考えるのではなく、政治・経済・安全保障・文化等「あらゆる分野で結びつきを全面的に発展させることによって」⁴両国の関係を深化させようと日ロ両国は努力している⁵。しかし、領土問題が存在することによって両国の「国民」は互いのことを真に理解し合えずにいるのであり、例えば、経済分野に関しても、現在日ロ両国が正常な関係を構築できていないことを日ロ両政府は共に認めている⁶。すなわち、日ロ間の領土問題は、日ロ二国間関係の完全な正常化を妨げている唯一の問題であるという点で世界のその他の領土問題と比しても重要な問題であると言える⁷。

第二に、この問題が、まさに第二次世界大戦及び冷戦の残滓であり、北東アジアの二大国である日ロ両国が戦争状態を最終的に終結するのに不可欠な平和条約の締結を妨げている

「唯一の」問題であるということを忘れてはならない⁸。平和条約が戦争終結の通常形態である限り⁹、国境線確定後の平和条約の締結がなされていないということは、戦後 62 年経ったにもかかわらず、日ロ両国が「戦後」を克服できずにいることを意味する。もちろん、1956年の日ソ共同宣言によって日ソ両国は外交関係を回復し、事実上戦争状態は終結した。しかし、第二次世界大戦に起源を發する領土問題が未だに解決されていない以上、やはり、日ロ両国は戦争状態を真に終結していないと言わざるを得ない。「戦後の総決算」を声高に叫んだ中曽根元首相がソ連との平和条約交渉を積極的に進めたのは、彼が、ソ連との平和条約の締結が日本の「戦後」の克服に不可欠であると認識していたからであろう。また、冷戦構造の中で創り出されたこの問題を解決することは、「冷戦心理の克服」をも可能にし、日本の国家としての自律を生み出すことになろう。ロシアとの領土問題の解決は、日本が国際社会で自律し、新たな国家哲学を構築するために不可欠なものであると同時に、国家としての主体性や外交理念がなければ解決し得ない問題なのである。

第三に、この問題の解決が、日本とロシアが含まれる北東アジア、ひいてはアジア・太平洋地域の安定と発展に大きな寄与をする可能性が極めて高いということを認識する必要がある。新生ロシアの外務次官であったクナーゼは、かつて、冷戦が残した問題として、日ロ間の領土問題以外にも朝鮮半島の問題や軍備管理の問題があり、日ロ関係の改善がすぐにアジア太平洋地域の改善に繋がらないと述べた¹⁰。しかしそれは、当時の日本政府が、アジアにおける冷戦の終焉と日ロ領土問題の解決を直接結びつけていたそのやり方を戒めるために発せられた言葉であり¹¹、日ロ関係の完全な正常化がこの地域の「冷戦の終焉」に果たす大きな役割を否定したものではない¹²。かつて日米同盟が想定していた主要敵であったソ連が崩壊し、「北方領土」周辺地域におけるロシア側の軍備削減も事実上行われつつある状況がある今日¹³、『北方領土』問題」が解決されれば、その他の冷戦の残滓である朝鮮戦争休戦協定の平和条約化の問題や台湾問題の解決にアジアの関係各国が団結し全力を挙げて取り組むことができよう。日ロ両国は六カ国協議の場で協力して北朝鮮の核問題に対処してきたが、平和条約の締結によって両国間関係が完全に正常化されたならば、両国は今まで以上に緊密に連携して北東アジアにおけるその他の冷戦の産物である諸問題に取り組むことができるのである。また、北東アジアの安全保障を考えることはすなわち、アジア・太平洋地域の安定を考えることに繋がることから、日ロ両国は、太平洋にまたがったこの広大な地域の協力関係を推し進め、ひいてはアジア・太平洋地域における地域協力機構の構築の牽引役となり得る力を持っているとさえ言える¹⁴。

以上、『北方領土』問題を研究することの現在的な重要性を明らかにした。この問題の

解決は、日本の「戦後」の克服を可能にし、北東アジアの大国である日ロ両国の関係正常化をもたらすのみならず、北東アジアにおいて第二次世界大戦と冷戦という2つの戦争の残滓を取り除くことに貢献し、最終的には、アジア・太平洋地域の安定に大きく寄与するものとなる。

[3] 『北方領土』問題』に関する先行研究の四類型

国民国家における政治的作為性を考えるにあたり、国民意識の形成過程を分析することは不可欠な作業である。なぜならば、政治権力機構が特定の目的を達成するため、あるものに一定の政治的意味付けを行った場合、国民がその作為化された政治的創造物に一定の正当性を付与することが求められ、そのためには国民意識を特定の方向に向かわせるような働きかけが必要となるからである。以上の点を踏まえ、本稿では、先行研究それ自体が日本国民の意識形成に与える影響力の大きさを考え、敢えて日本語で書かれた『北方領土』問題』に関する文献・資料について取り扱うこととする¹⁵。『北方領土』問題』に関する日本語の文献・資料は、作家¹⁶、ジャーナリスト¹⁷、民間の研究者¹⁸、官僚や政治家などの(元)政府関係者¹⁹、大学の研究者²⁰など様々な社会的立場にある人々によって書かれており、各資料の中に見られる主張はそれぞれの社会的立場を反映している。それらの文献・資料の中で特に重要だと思われるものを手にとって分析した結果、日本国内で為されている議論は、<日本政府の政策方針に対する態度>と<「北方領土」或は「北方四島」という概念に対する認識>の二つを分類指標とした場合、4つに大別することが可能であることが分かった。一つ目の議論は、「北方領土」返還という日本政府の政策方針を(最低限)支持し、かつ「北方領土」という概念を自明のものとして使用している議論²¹である(以下、「先行研究①」とする)。二つ目の議論として、「北方領土」返還という日本政府の政策方針を支持してはいないものの、「北方領土」という概念がある特定の時期に政治的に創り上げられたものであることは認識している議論²²が挙げられる(以下、「先行研究②」とする)。三つ目の議論としては、「北方領土」返還という日本政府の政策方針に対する支持・不支持を表明せず、『北方領土』問題』をめぐる日ロ間の折衝を可能な限り客観的に整理・分析することを試みるものの、「北方領土」という概念が政治的に創り上げられたことには触れられていないか無自覚であるような議論²³がある(以下、「先行研究③」とする)。最後に、日本政府の主張の正当性に直接的であれ間接的であれ疑問を投げかけ、『北方領土』問題』が政治的に創り上げられた概念であることも十分認識しているような議論²⁴が挙げられる(以下、「先行研究④」

とする)。

従来の『『北方領土』問題』に関する文献・資料の多くは「先行研究①」や「先行研究②」に属するものであり、「先行研究③」や「先行研究④」の議論は特別に少ないとは言いきれないが、比較的少数であると言える。また、「先行研究①」や「先行研究②」が一般向けの出版物として数多く出されていることを考えると、日本国民の『『北方領土』問題』に対する認識にそれらの議論が果たした影響力は大きいと言えよう。更に、「先行研究①」や「先行研究②」の中には、感情的に日本政府の主張の正当性を擁護・宣伝するようなものも数多く見られ、研究者の言説の中にも、学問的な客観性よりはむしろ立場性に比重がおかれたような研究もあり²⁵、意図せざるも「ナショナリズム」²⁶の昂揚に利用される恐れのある資料も少なくない²⁷。一方、「先行研究④」は、日本政府の主張の正当性を客観的に検証し、『『北方領土』問題』が政治的に創り上げられた概念であることを指摘しており、それらの議論の学問的な貢献は高く評価しなければならない。

以上、ここでは、簡単に『『北方領土』問題』に関する先行研究を整理・分類した。本稿では、『『北方領土』問題』の政治的作為性を明らかにするための新たな分析視角を発見することを目的としている。それゆえ、次に、「北方領土」という概念が政治的に創り上げられたという事実は認識しながらも、日本政府の主張に対しては対照的な態度を取る「先行研究②」および「先行研究④」の相違点を紹介し、『『北方領土』問題』に関する先行研究の到達点を確認したい。

[4] 『『北方領土』問題』に関する先行研究の到達点

『『北方領土』問題』は、世界各地で見られる国家間に発生する領土問題の事例と同様に、問題の名称それ自体が大きな問題を孕んでいる。日本で『『北方領土』問題』と呼ばれるこの領土問題は、ロシアでは「南クリルの問題」と呼ばれている。日本とロシアの地理的現実から考えれば、懸案の島々は、日本から見れば「北方」にあり、ロシアから見れば「南方」にある。但し、日本側では漠然と「北方領土」と名付けているのに対し、ロシア側では、「南クリル」とより具体的な島名で懸案の島々を呼んでいる点に注意を喚起すべきである。クリル諸島とは日本語では千島列島のことであり、南クリルとは南千島を指す。日本はサンフランシスコ講和条約締結時に全千島列島を放棄した²⁸。つまり、日本は「北方領土」の返還を求める限りは係争諸島（の一部）を「南千島（南クリル）」と呼ぶことはできない訳であり²⁹、ここで、千島列島の範囲が問題となってくる。千島列島の範囲に関する議論は、日

本政府の四島返還政策の正当性をめぐる議論と不可分の関係にあるので、[4]では、従来の先行研究が千島列島の範囲についてどのような議論をしてきたのかを、「先行研究②」および「先行研究④」の相違点を紹介することで整理し、その議論の到達点がどこにあるのかを指し示したい。そこで示された到達点は、日本政府の四島返還政策をめぐる議論の到達点でもあることから、『北方領土』問題」に関する先行研究の到達点そのものであると言ってもよい。それゆえに、千島列島の範囲をめぐる先行研究の議論を整理することには大きな意義があると思われる。

[3]で述べたように、国民国家における政治的作為性を考えるにあたっては、国民意識の形成過程を分析することが必要である。同時に、政治的作為について考察する場合には、政治権力機構の公的主張の変化を分析することが時として不可欠な作業となる。それゆえ、まず、日本政府の千島列島の範囲に対する解釈の変化を明らかにしたい。日本政府は、1955年6月から始まる日ソ国交回復交渉時までには、「国後、択捉は南千島であり、南千島は日本がサンフランシスコ講和条約で放棄した千島列島に含まれる」という政府の立場を国会答弁等で繰り返し表明していた³⁰。それにもかかわらず、日ソ国交回復交渉の過程において日本政府は突如として態度を変え始める。1955年10月にはアメリカ政府に対し、「南千島は千島に含まれないという歴史的事実を承知していたかどうか」と照会し、アメリカ政府の間接的な支持を受けた上で、「南千島は千島にあらず」といった奇妙な論理を展開し始めるのである³¹。そして、1956年9月の自民党の党議拘束や1961年11月のソ連首相宛の池田首相の書簡で「四島一括返還」の立場が強調されていき、1964年6月の外務次官通達では、それまで国後、択捉を指していた南千島という呼称を使わずに歯舞、色丹、国後、択捉を「北方領土」と呼ぶようにという指示が出され、南千島は千島に含まれないという日本政府の見解は確立するに至る³²。その後、1965年に根室市で「四島返還運動」が「北方領土」の呼称を伴って始まり、1969年には、北方領土問題対策協会が政府の管轄化で組織され、1970年からは、返還運動推進団体である「県民会議」が日本全国47都道府県に結成され始め、「四島返還運動」が次々と展開されていくことになる³³。

このように、現在の日本政府の千島列島の範囲に対する解釈は日ソ国交回復交渉の過程において突然出てきたものであり、「北方領土」という概念は、「南千島は千島にあらず」という論理的に成立し得ない解釈からある特定の時期に政治的に創り出された概念である。『北方領土』問題は、1955年以降の日本政府の政策方針の転換によって政治的に生み出されたものであり、それ以後、「四島返還運動」は徐々に組織化されていくことになる。そして、日本政府の「四島返還政策」が日本社会に浸透していくにつれて、「北方領土」の返還を求

めることは疑いなく正しいのだという社会的雰囲気生まれ、日本政府の政策方針と異なる議論をすることは難しくなっていた。このような社会的雰囲気の変化は、日ロ間の領土問題に関する学問的な議論にも影響を与えた。『北方領土』問題に関する先行研究の到達点を整理する前に、日ロ間の領土問題に関する研究の方向性の変化を指摘しておく必要があるだろう。

和田春樹は、戦後日本の革新的言論の中心としての役割を演じてきた雑誌として『世界』を挙げ、『世界』における日ロ間の領土問題に関する議論の変遷について詳細にまとめている³⁴。和田によると、『世界』は1961年までは二島返還論の立場に立ち続けていたが、1962年から1977年に至るまでの16年間の沈黙の後、1978年に日ロ間の領土問題に関する議論を再び載せた時には、四島返還論の立場に変わっていたようである³⁵。和田は、1962年の時点では二島返還論を訴えていた国際法学者が1978年には四島返還を訴える立場に変わっていたことや、1961年以降の30年間で、『世界』が日ロ間の領土問題に関する論文を二本しか載せなかったことを指摘している³⁶。前述したように、この時期は、日本政府の『北方領土』概念の創造および「四島返還運動」の組織化の時期と重なっており、そのような社会的空気の下、学問的議論が政治的キャンペーンに従属していったと考えても決しておかしくない。1978年に『世界』が日ロ領土問題に対して議論を再び載せた時には、「四島返還論」が社会の中に広く浸透し、日本政府の政策方針とは異なる議論をすることは難しいという社会的雰囲気があったことは事実であろう³⁷。しかし、ソ連にゴルバチョフが登場し、ペレストロイカ政策の下ソ連が大きな変化を遂げる中、和田は日本政府の「北方領土」返還論の根拠に異論を出すような議論を展開し始める。そして、1986年末以降、「先行研究④」に属する議論を展開している研究者と「先行研究②」に属する議論を展開している研究者の間で千島列島の範囲をめぐる議論が展開されることになるが、以下、「先行研究④」の議論を代表する和田春樹、長谷川毅と「先行研究②」の議論を代表する木村汎の千島列島の範囲をめぐる議論について整理したい。

千島列島の範囲を論じた日本国内の主要な先行研究として、和田の『北方領土問題を考える』および『北方領土問題』、長谷川の『北方領土問題と日ロ関係』、木村の『日露国境交渉史』および『新版 日露国境交渉史—北方領土返還への道』が挙げられる。プリンストン大学のローズマンは日本のソ連観をイデオロギー的に「反ソ保守」「保守中道」「中間」「革新中道」「親ソ保守」の五つに分類しており、彼の分類上、和田は「革新中道」に、木村は「保守中道」に、長谷川は「中間」に分類されている³⁸。したがって、三人の先行研究を整理し、対比させることで日本国内のロシア研究者が千島列島の範囲に関してどのような認識を持

っているかが包括的に概観できると思われる。特に千島列島の範囲に対する木村の認識は外務省と同じものであるという事実をふまえ、ここでは、従来の外務省及び日本政府の千島列島の範囲に関する法的解釈とそれに対する長谷川と和田の解釈の相違点を浮かび上がらせる形で先行研究を整理したい。その際、日本政府の千島列島の範囲に対する態度の根拠となっている日露通好条約と樺太千島交換条約を取り上げることとする。

最初に、日露通好条約の解釈をめぐる千島列島の範囲に関する議論を見てみよう。

日露通好条約第二条の正文には、オランダ文、日本文、ロシア文があるが³⁹、日本語正文は、以下のようになっている。

今より後日本国と魯西亜国との境「エトロフ」島と「ウルップ」島との間に在るへし「エトロフ」全島は日本に属し「ウルップ」全島夫より北の方「クリル」諸島は魯西亜に属す「カラフト」島に至りては日本国と魯西亜国との間に於て界を分たす是迄仕来の通たるへし⁴⁰

日本政府はこの日本語訳から、「クリル諸島」とは千島列島の全体をさすのではなく、ウルップから北の諸島を指すという解釈をしてきたが、そのような解釈は、サンフランシスコ講和条約で日本がその権利を放棄した「クリル諸島」はウルップ以北の島々であるという議論の重要な根拠となっている⁴¹。しかし、この条約が締結、署名された時、日本側代表団にはロシア語のできる者が、ロシア側代表団には日本語のわかる者が一人もおらず、交渉は主としてオランダ語を通じて行われた⁴²。正文は、最初に日本側はオランダ語に通じる森山栄之助、ロシア側はオランダ語に通じるポシェット大佐が中心となってオランダ語正文が作られ、その語ロシア語正文と日本語正文が作られた⁴³。日本側はロシア語正文を、ロシア側は日本語正文を検討できなかつたのであり、双方が合意したのはオランダ語の正文であるので⁴⁴、日本語正文を見る前に、まずオランダ語の正文を見る必要がある。オランダ語の正文は、以下の通りである。

Van nu af zal de grens tusschen de eilanden Itoroep (Iedorop) en Oeroep zyn. Het geheel eilan Itoroef behoort aan Japan en het geheel eiland Oerop, met de overige Koerilsche eilanden, ten noorden, behoren tot Russische bezittingen. Wat het eiland Krafto (Saghalien) aangaat, zoo blyft het ongedeeld tusschen Rusland en Japan, zoo als het tot nu toe geweest.⁴⁵

言語学者の村山七郎は、オランダ語の正文を、「これから後、〔日本とロシアの間の〕境界はイトルブ（イェドロブ）島とウルップ島との間に在るべし。イトルブ全島は日本に属しそしてウロブ全島は残りの、北のほうの、クリル諸島とともに、ロシアの所有に属する。カラフト（サガレン）島について言えば、従来どおりロシアと日本との間に不分割のままにとどまる。」⁴⁶と訳しており、「残りの、北のほうの、クリル諸島」の「残りの」とは、その前に挙げてあるイトルブ島、ウロブ島を除外した「残りの」であり、「残りの」で修飾される名詞は「クリル諸島」であるから、これら二島が「クリル諸島」に入ることは明らかであると論ずる⁴⁷。このように、オランダ語の正文の日本語訳と日本語正文の内容は一致していない。しかし、ロシア語正文では、クリル諸島に関する部分は、「Весь островъ Урупъ и прочіе Курильскіе острова къ северу（ウルップ全島とその他の北の方のクリル諸島）」⁴⁸となっており、オランダ語からの直訳を支持している。つまりは日本語が誤訳であると考えられるわけであるが、和田は、そのような誤訳が、「その他の北にある」を誤って「その地の北にある」と記入してしまったことから生まれた可能性について説得力のある論理的な議論を展開している⁴⁹。和田はまた、そもそも「ウルップ全島およびその北のほうクリル諸島」という日本語の箇所は、構文上、「ウルップ全島およびその北にあるクリル諸島」という意味になるので、ウルップ島はクリル諸島には含まれないという滑稽なことになってしまうと論じ、日露通好条約第二条の日本語からは、クリル諸島はウルップ島に始まる北の島々であるという解釈を引き出すことは不可能であると結論付けている⁵⁰。

このような村山、和田の議論に対し、木村は、「残りの」とは、ウロブ島を除外した残りの島々と十分解釈できるのであり、「残りの」という言葉は、「ウルップ」というクリル列島南端の起点に着目した上で、ウルップ島を除く「残りの北方の『クリール』諸島」という形で言及しただけのものとも解釈できると論じている⁵¹。

一方、長谷川は、「この北にあるその他の」という表現の重要性に言及し、上記の木村（及び外務省）の主張は説得力を持たないものであり、択捉から南にあるクリル諸島は日本に属するが、ウルップから北のクリル諸島はロシアに属すると解釈するのがもっとも自然な読み方であるとしている。さらに、彼は、言語学的な考察のみならず、論理的な考察からも村山、和田の議論に説得力があることを実証しており、そもそも「北方領土」という概念は南千島という呼称を避けるために創造された言葉であり、戦前はおろか、サンフランシスコ講和条約以前には存在しなかった概念・呼称であるということを描している⁵²。また、露西亜使接掛遠藤但馬守・酒井右京亮の記述や1934年に編纂された外務省の『日露交渉史』から、戦前では外務省が千島列島は北千島と南千島からなることを認めていたという事実、及び戦

後にいたっても、外務省の萩原徹条約局長が、日露通好条約はロシアと日本の間の千島における国境を画定したものである、と説明したという事実を述べ、日本政府の日露通好条約第二条の解釈は成り立たないと結論付けている⁵³。

次に、樺太千島交換条約の解釈をめぐる千島列島の範囲に関する議論を見てみよう。サンフランシスコ講和条約で日本がその権利を放棄した「クリル諸島」とはウルップ以北の島々である、と日本政府が主張する根拠となっているもう一つの条約は、樺太千島交換条約である。樺太千島交換条約の第二条は、日本語訳では、以下のようになっている。

全露西亜国皇帝陛下ハ第一款二記セル樺太島（即薩哈唎島）ノ権理ヲ受シ代トシテトシ
其後胤ニ至ル迄現今所領「クリル」群島即チ第一「シュムシュ」島……（略）……
第十八「ウルップ」島共計十八島ノ権理及ビ君主ニ属スル一切ノ権理ヲ大日本国皇帝陛下ニ
譲リ而今而後「クリル」全島ハ日本帝国ニ属シ東察加地方「ラパッカ」岬ト「シュムシュ」
島ノ間ナル海峡ヲ以テ両国ノ境界トス⁵⁴

しかし、この条約の正文は日本語ではないのであり、正文から慎重に考察をする必要がある。和田は、フランス語の正文とロシア政府の公式訳、現代の英訳の三つのテキストは文脈、用語ともほぼ完全に合致しており、日本語訳のみが文脈からして甚だしく異なっていると指摘する⁵⁵。そして、日本語訳で「現今所領『クリル』群島」とされている箇所は、フランス語の正文では「*le groupe des îles dites Kouriles qu'Elle possède actuellement*（自らが現在所有するクリルという島々のグループ）」⁵⁶となっていて、ロシア語訳では、「自らが現在所有する」という限定句は「クリルという島々」にかかっており「島々のグループ」にかかっているのではない、と論じる⁵⁷。その上で、彼は、この条約の第二条は、ロシア領でないクリル・アイランズのグループが別にあることを前提とするテキストであり、日本語訳文の「『クリル』群島」は明らかなる誤訳であって、正文のどこにも「『クリル』全島」にあたる言葉はない、と結論付けている⁵⁸。

それに対し、木村は、「この条約の正文とされるフランス語 “*le groupe des îles dites Kouriles qu'Elle possède actuellement*” のテキストを、通常の関係代名詞のかかり方から考えると、『自らが現在所有している』は、『島々のグループ』にかかって、それを説明し形容していると解釈する方が、ごく自然のように思える。」⁵⁹と述べ、「自らが現在所有している」が「クリルという島々」のみにかかるという和田の解釈は不自然なものであると言う⁶⁰。

一方、長谷川は、『共同作成資料集』のロシア語の文法を緻密に分析し、ロシア語文では木村の議論は成り立たないと論じる⁶¹。また、彼は、正文のフランス語の原文に関する柳田陽子の分析を取り上げ、ロシア皇帝が所有しているのは全体名称としてのクリル諸島という大概念ではなく、小概念たるグループのことであると論じ、正文の「この結果、クリル諸島の上記のグループは今後日本帝国に属する」という句が日本語訳では省かれていることを指摘する⁶²。長谷川は和田の議論を支持し、榎本訳による日本語の訳文は、フランス語の正文の全くの誤訳であると結論付けている⁶³。

以上、「先行研究②」と「先行研究④」の相違点を明確にしなが、従来の先行研究が千島列島の範囲についてどのような議論をしてきたのかを整理したが、このことより明らかになったことは何であろうか。まず、日露通好条約に関する村山、和田、木村、長谷川の議論を整理した結果、日露通好条約第二条の日本語から、「クリル諸島とは国後、択捉島を含まないウルップ島以北の島々である」と木村や日本政府が解釈することには根拠がないと結論付けざるを得ない、ということである。次に、樺太千島交換条約に関する和田、木村、長谷川の議論を整理した結果、樺太千島交換条約第二条の正文から、クリル諸島とは、ウルップ以北の18の島々を指すのではなく、ロシア皇帝が樺太と引き換えに日本政府に割譲した諸島は、クリル諸島という全体的概念の中の一部である部分的概念であるとする和田、長谷川の主張は正しいと言わざるを得ない。国際法の基本は正文を読むことであり、正文を無視して日本語の字面からクリル諸島の範囲を定義付けようとする試みは、決して学問的な妥当性を持たない。外交交渉や条約締結をめぐる議論を分析するに当たっては、条約の正文そのものや正文が形成されるプロセスと背景を踏まえることが前提である。それゆえに、木村の議論は、意図せざるとも、政治的な意図や目的に援用され、さらには、政治的な主張や行動を弁証するような論理になってしまう恐れがある。

以上の分析を通じて、『北方領土』問題に関する先行研究の到達点はどこにあると言えるだろうか。前述したように、日本政府の「四島返還政策」が日本社会に浸透していくにつれて、日本政府の政策方針とは異なる議論をすることを許さないような社会的雰囲気が生み出された。それにもかかわらず、1986年末以降に和田は、従来の日本政府の主張に異論を唱え、日本政府による千島列島の範囲に関する議論が法的に成り立たないことを訴えた。一方、木村は、日露通好条約のオランダ語正文を詳細に検証し、日本政府の主張の正当性に疑問を投げかけた村山の主張は「貴重な意見として傾聴に値する」⁶⁴が、だからといってその新しい主張のみが正しいと考えるのは行き過ぎだと言う⁶⁵。しかしながら、「北方領土」を構成する国後、択捉両島は千島列島に含まれるとの主張は、法的根拠に基づくだけではなく、

『北方領土』問題」に関する先行研究の到達点とその限界(大崎)

地理的根拠にも基づいている⁶⁶。さらには、日本政府が、1955年6月から始まる日ソ国交回復交渉時まで、「国後、択捉は南千島であり、南千島は日本がサンフランシスコ講和条約で放棄した千島列島に含まれる」という政府の立場を国会答弁等で繰り返し表明していたという歴史的事実は無視できない⁶⁷。つまり、和田は千島列島の範囲に関する従来の議論が法的・地理的・歴史的に全く成り立たないことを証明したと言えよう。そして長谷川は、和田と木村の議論を整理し、和田の主張が正しいことを法的・地理的・歴史的に再度証明した。したがって、学問的議論が政治的キャンペーンに従属していく中で、これまで正しいと考えられてきたか、さもなければ不問とされてきた千島列島の範囲に関する日本政府や先行研究②の論理を相対化した和田と長谷川の議論によって『北方領土』問題」に関する先行研究が一定の到達点に達したと言ってもよいだろう。また、岩下明裕は、『北方領土問題』の中で「北方領土」概念が政治的に創り上げられていった過程について整理し、「四島返還」を訴える従来の日本政府の主張とは異なる主張を展開している⁶⁸。このことから、岩下の議論も先行研究の到達点の一部に含めてもよいだろう。次に、これらの到達点を踏まえた上で、『北方領土』問題」に関する先行研究の限界を指摘し、その限界を乗り越えるための新たな分析視角を提示したい。

[5] 『北方領土』問題」に関する先行研究の限界と課題

[4] で明らかになったように、先行研究④の議論に属する研究者である和田、長谷川、岩下の議論により、『北方領土』問題」に関する先行研究は一定の到達点に辿り着いたと言える。しかし、『北方領土』問題」に関する先行研究には大きな限界があることを指摘しなければならない。

先行研究①、先行研究②は、日本政府の主張の正当性を擁護・宣伝するための主観的な分析も多く見られ、学問的な客観性よりはむしろ立場性に比重がおかれたような研究であり、本来の意図とは異なり、「ナショナリズム」の昂揚に利用される可能性を持つものであった。だが、先行研究④の出現により、そのような議論を乗り越える萌芽は出てきたと言える。したがって、日本政府の主張の正当性を客観的に検証し、『北方領土』問題」が政治的に創り上げられた概念であることを指摘した先行研究④の学問的な意義は高く評価しなければならない。しかしながら、それらは『北方領土』問題」の歴史的な分析の域を越えてはおらず、『北方領土』問題」における創造性ないしは政治的作為性そのものに焦点を当てた研究ではなかった。それゆえ、従来の先行研究では、『北方領土』問題」とはそもそもどのよう

な問題であり、どのような政治的意味を持たされているのかという部分は明らかになってこなかったのである。そしてそのことこそが、現在、『『北方領土』問題』に関する研究に進展が見られず、『『北方領土』問題』の解決策が発見されない原因なのではないかと考える。そのような先行研究の限界を乗り越えるためには、「北方領土」という概念の政治的作為性に焦点を当て、『『北方領土』問題』の持つ政治的・歴史的な性格について再検討を加える必要がある。その際、日本政府によって創造された『『北方領土』問題』が、政治原理ないしはイデオロギー運動としての「ナショナリズム」を推進していくような役割を果たし、「国民」に共通のアイデンティティーを提供する手段となっている可能性について考える必要がある。「ナショナリズム」および「国民」という概念については、英国ナショナリズム学会(The Association for the study of Ethnicity and Nationalism, ASEN)を中心とする「ネーション」および「ナショナリズム」に関する研究が示した到達点を踏まえつつ、それぞれの概念が指し示す範囲を限定し、概念規定を行う。その上で、実際に『『北方領土』問題』が日本人の国民意識の形成に影響を与えているかどうかを実証するため、内閣府の「外交に関する世論調査」や各種新聞社の世論調査などを参考にしてソ連/ロシア(人)に対する国民意識の変化を分析する。そして、国民意識を一定の方向性に導くために『『北方領土』問題』が日本政府によって政治的に利用されていることが実証されたならば、『『北方領土』問題』が創られたことの政治的意味を考察することも可能となるであろう。また、「ナショナリズム」を推進していくような役割を果たす政治的創造物と「国民」の他国民への敵対的な心理状態、ないしはそうは言わないまでもネガティブな意識状態の形成の連関性を解明する研究の事例研究として『『北方領土』問題』を位置付けることにより、国際社会におけるその他の地域的紛争ないしは摩擦の解決に向けた方法論を構築することも可能となる。そして最終的に、従来の先行研究の方法では把握しきれなかった課題から新しい観点、方向性を導き出すことにより、『『北方領土』問題』の解決に向けた提言が可能となる。さらに、『『北方領土』問題』を事例研究として「ナショナリズム」を推進していく機能を持つ政治的創造物と国民意識の形成の連関性を探ることによって、「国民」が共通の集団的アイデンティティーを獲得する際にそのような政治的創造物が果たす役割や、国民意識がそうした政治的創造物を媒体として形成されていく過程も明らかになるであろう。

今後の研究の課題であるが、日本人のロシア(人)に対する国民意識を分析する際に使用する世論調査は、実施年が限定的であり、また、質問内容が限られているために国民意識の動向分析に制約があることが問題点として挙げられる。このような問題点を解決するため、『『北方領土』概念が誕生する契機となる日ソ国交回復交渉以降の時期における、新聞や雑誌、

政党の『北方領土』問題』に対する態度の変化から国民意識の変化を分析する必要がある。その際、『北方領土』問題』が創造されるにあたり、政治権力機構のみではなく、メディアや研究者が果たした役割も同時に分析することが重要である。

[6] まとめにかえて

本稿では、『北方領土』問題』の解決策を模索することの現在の意義を明確にして、<日本政府の政策方針に対する態度>と<「北方領土」という概念に対する認識>の二つを分類指標とし、『北方領土』問題』に関する先行研究を4つに整理・分類した。次に、日本政府および先行研究②の論理に挑戦し、千島列島の範囲に関する日本政府の主張を相対化するなど、かかる論理の脱構築を試みた和田、長谷川らの議論によって『北方領土』問題』に関する先行研究が一定の到達点に達したことを明らかにした。そして、学問的な客観性よりはむしろ立場性に比重がおかれたり、日本政府の主張の正当性を客観的に検証し、『北方領土』問題』が政治的に創り上げられた概念であることを指摘するものの『北方領土』問題』の歴史的分析に留まったりしている従来の『北方領土』問題』に関する先行研究の持つ限界を明確にした。その上で、そうした先行研究の限界を乗り越えるためには、「ネーション」および「ナショナリズム」に関する研究が示した到達点を踏まえつつ、「北方領土」という概念の政治的作為性に焦点を当て、『北方領土』問題』の政治的・歴史的な性格を浮き彫りにするという新たな分析視角を導入する必要があることを明らかにした。さらに、日本政府によって創造された『北方領土』問題』が、政治原理ないしはイデオロギー運動としての「ナショナリズム」を推進していくような役割を果たし、「国民」に共通のアイデンティティを提供する手段となっている可能性について検証する必要があることを提起した。これまで『北方領土』問題』の解決策が発見されなかった原因は、このような視点に基づいた分析がなされなかったからである。したがって、今後の研究においては、上記した新たな論点を提起することによって、『北方領土』問題』のトータルな解決策を導き出すことを最終的な目的とするものである。

(大崎巖、本学大学院国際関係研究科後期課程)

¹ 日本を離れ、日本社会が抱えている問題を相対化する機会を得た筆者は、現代日本社会には、国際社会の他の国々がそれぞれ自国内で抱えている問題とは性格の異なる問題が存在するのではないかと考えた。つまり、現代日本社会は、諸外国がそれぞれ有する「特殊性」とは性格を異にする「異質な『特殊性』」とも言うべき特徴を帯びているのではないかと考えた。そして、その「異質な『特殊性』」は、<「日本文化」や「日本人の国民性」>と<戦後日本の歩み>が複雑に絡まり合って形成されたものであり、戦

後、日本が国際社会で自律した外交理念や国家としての「哲学」を放棄し続け、結果として日本社会が「哲学」を喪失したことによって生み出された「ひずみ」こそが、現代日本社会を特異な存在としているのではないか。これらの点こそ、筆者が一貫して問い続けてきた問題である。本稿は、そうした筆者の問題意識に基づいて書かれている。なお、日本の戦後政治を考える上で重要な論文として以下のものが挙げられる。赤澤 (2005)、石田 (1961)、(1978)、(2000)、大嶽 (1994)、(1999)、木坂 (1993)、(2006)、丸山 (1998)、(2006)。

² 木村汎は、『遠い隣国』の中で、日ロ両国関係の改善を妨げている最大の阻害要因として『『北方領土』問題』を挙げることは基本的には正しいとしながらも、両国間関係の最大阻害要因は、日ロ間における第二次大戦後における生き方や安全保障観、国際紛争処理法をめぐる見解の対立であり、『『北方領土』問題』は日ロ間の領土観や人生哲学の違いが具体的な形を取って現れたものに過ぎないと主張している(木村、2002年、87ページ。なお、『『北方領土』問題』という表記は筆者の問題意識に基づくものであり、木村は、同上の著作の中で『『北方領土』問題』という言葉に括弧を付けてはいない)。しかしながら、重要なことは、日ロ両国関係の正常化を妨げている唯一具体的な阻害要因が『『北方領土』問題』であり、それ以外の具体的な阻害要因は見当たらないということなのである。そもそも国際社会においては、文化的にも歴史的にも異なった背景を有する諸国家が、それぞれ異なった領土観や人生哲学を持っていることは至極当然のことであり、それゆえに二国間条約といった国際的な取り決めが必要とされてきた。しかしながら、国家間が紛争状態に陥った場合、その時点でより強大な力を有する国家が、必要であれば既に存在する国際的な取り決めを破って一方的に自己の領土観や人生哲学を押し付けてきたことは歴史が証明するところであり、日本も自国の力が優位にある時には、自己の領土観や人生哲学を一方的に押し付ける形で他国の領土を侵略・奪取してきた。それを、相対的に日本の力が弱く、他国の領土観や人生哲学を押し付けられた時にだけ相手国の非道さを訴え、自国の領土観や人生哲学も守られるように主張することは余りにも虫が良すぎるし、そのような姿勢は国際社会では嘲笑的となるだけである。日本は第二次世界大戦に敗北し、自国の領土観や人生哲学を放棄する形でサンフランシスコ講和条約を結び、千島列島を放棄した。そして、「千島列島には国後島、択捉島という南千島も当然含まれる」という共通のコンセンサスが日本政府を含め、当時の国際社会には存在していた。それにもかかわらず、南千島を含める形で政治的に作り上げられた『『北方領土』問題』に関して、「北方領土問題という日ロ間の領土問題の背後には領土観や人生哲学の違いが横たわっている」と指摘するのは限りなく的外れだと言わざるを得ない。日本が『『北方領土』問題』を主張し続けられたのは、冷戦期に日ソ関係の完全な正常化を望まないアメリカの存在があったからであり、米ソ対立が無ければ『『北方領土』問題』が創り上げられる条件はそもそも存在しなかった。なお、千島列島の範囲に関する先行研究の議論については、[4]で詳しく論ずることとする。

³ 木村は、日ソ/日ロ両国間の首脳交流を例に挙げ、両国関係の異常な関係について説明している。木村、前掲書、4ページ。

⁴ 在日ロシア連邦大使館 HP『露日関係について』 中の文章より。

(<http://www.embassy-avenue.jp/russia/index-j.htm>) (2007年8月14日検索)

⁵ 例えば、2003年に発表された「日ロ行動計画」の中では、日ロ関係を進展させていく上で重要な<六つの柱>として、「政治対話の深化」、「平和条約交渉」、「国際舞台における協力」、「貿易経済分野における協力」、「防衛・治安分野における関係の発展」、「文化・国民間交流の進展」が挙げられている。外務省、2007年、27ページ。

⁶ そのような両国政府の見解の一例として、例えば、前掲 HP『露日関係について』 中の文章を参照。(2007年8月14日検索)

⁷ 日本は、北東アジアにおいて韓国や中国とも領土問題を抱えてはいるが、それらの領土問題は戦後の日韓・日中関係の完全な正常化を妨げる要素とはならなかった。

⁸ ソ連時代末期にゴルバチョフ政権が誕生して以降、ソ連/ロシアは領土問題の存在を否定することはなくなったが、ロシア側からしてみれば、日ロ間の領土問題が平和条約締結を妨げている唯一の問題であるとの認識が必ずしもあるわけではない。しかしながら、エリツィン政権末期の1998年、領土問題を棚上げて平和条約を締結しようというロシア側の働きかけがあった時、日本政府は『『北方領土』問題』が解決せずには平和条約は結べないとの方針を堅持して平和条約の締結を拒んだのである。それゆえ、平和条約締結を妨げている唯一の問題は『『北方領土』問題』である、と日本政府が認識している限り、『『北方領土』問題』はやはり、日ロ間の平和条約の締結を妨げている「唯一の」問題であると言うことができよう。ゴルバチョフ政権誕生以前と以降の時期におけるソ連/ロシアの日ロ間の領土問題に対する態度の変化や上記の1998年のロシア側提案を含む日ロ間の領土問題をめぐる折衝については、以下の文献を参照されたい。岩下 (2005)、木村汎 (2002) (2005)、長谷川 (2000)、和田 (1999)。

⁹ 木村、前掲書、3 ページ。

¹⁰ 長谷川、2000 年、284 ページ。

¹¹ ミュンヘン・サミット後に開かれた第二回日ロ平和条約作業部会でのロシアのクナーゼ外務次官と外務省の斎藤審議官とのやりとりについては、同上、284 ページを参照。

¹² 例えば、クナーゼは、1992 年 2 月の日ロ平和条約作業部会の次官級協議では、「平和条約締結は日露間を超えた問題で、冷戦最後の砦を打ち壊すことになる」と発言している。斎藤、2002 年、23 ページ。

¹³ 例えば、「北方領土」におけるロシアの地上軍部隊の人員数について、平成 18 年版の防衛白書中には、「減少傾向にあり、現在は、ピーク時に比べ大幅に縮小した状態にあると考えられる」との記述がある。防衛庁 HP『平成 18 年版防衛白書』

(http://jda-clearing.jda.go.jp/hakusho_data/2006/2006/index.html) (2007 年 8 月 14 日検索)

¹⁴ 日ロ間の領土問題を解決する上で米国の果たす重要な役割について述べ、アジア・太平洋地域における新しい日・米・ロ三極パートナーシップの可能性について論じたものとしては、木村、アリソン、サルキソフ (1993) を参照。

¹⁵ 『『北方領土』問題』に関する英語・ロシア語で書かれた文献・資料の中には、日本国内において自明のものとして受け止められている『『北方領土』問題』の相対化に役立つようなものもあるが、それらの議論の紹介および検討は別稿にゆずることとした。

¹⁶ かかる立場を代表するものとしては、例えば、上坂 (2005) を参照。

¹⁷ かかる立場を代表するものとして、以下の文献を参照。戸丸 (1991)、斎藤 (2002)、藤盛 (2003)、本田 (2004)。

¹⁸ かかる立場を代表するものとして、以下の文献を参照。榊原 (1994)、渡邊 (1998)、山田 (2005)。

¹⁹ かかる立場を代表するものとして、以下の文献を参照。松本 (1966)、清水 (1977)、今野 (2000)、鈴木・佐藤 (2006)。

²⁰ かかる立場を代表するものとして、以下の文献を参照。岩下 (2005)、小澤 (2004)、梶浦 (1997)、菊池 (1999)、木村 (1991)、(1993)、(2002)、(2003)、(2005)、黒岩 (1999)、長谷川 (2000)、洞 (1973)、村山 (1987)、和田 (1990)、(1999)。

²¹ かかる議論として、清水 (1977)、戸丸 (1991)、渡邊 (1998)、今野 (2000)、斎藤 (2002)、上坂 (2005) などが挙げられる。

²² かかる議論をしている代表者としては、木村汎が挙げられよう。

²³ かかる議論が展開されている文献・資料としては、藤盛 (2003)、小澤 (2004) が挙げられる。

²⁴ かかる議論をしている研究者として、岩下明裕、黒岩幸子、長谷川毅、村山七郎、和田春樹などを挙げることができる。

²⁵ イギリスを代表する歴史家の一人であるホブズボームは、「歴史家は、書庫や書齋に入るときには、彼あるいは彼女の信念を置き去りにしなければならない。何人かのナショナリストの歴史家はこれまでそうすることができなかった」(浜林、嶋田、庄司信訳、2001 年、15 ページより引用。Hobsbawm, 1990, p.13.) と言っているが、「ナショナリスト」的研究だけではなく、従来の先行研究がこれまで論じ切れてこなかった問題を明らかにするために、本稿の議論は展開される。

²⁶ 「ナショナリズム」という用語については論争的であり、共通の定義は存在しない。したがって、これまでの「ネーション」および「ナショナリズム」に関する研究が示した到達点を踏まえて改めて概念規定をする必要があるが、この点については、別稿で詳細に検討する。本稿では、差し当たり、「ナショナリズム」の暫定的な定義を、「国民国家の政治権力機構が、「国民」に共通の集団的アイデンティティを提供・再提供することを目的として推進する政治原理ないしはイデオロギー運動」としておく。

²⁷ 「先行研究②」に属する議論を展開している研究者である木村汎の近著、『新版 日露国境交渉史—北方領土返還への道』は、『『北方領土』問題』に関する重要文献の一つであるが、歴史的事実に対しては客観的な分析も試みられているものの、日本政府の主張の正当性を擁護・宣伝するための主観的な分析も多く見られ、やはり、学問的な客観性よりはむしろ立場性に比重がおかれたような研究であると言える。

²⁸ サンフランシスコ講和条約 (Treaty of Peace with Japan, 日本国との平和条約) 第二章第二条(c) 項は、「日本国は、千島列島並びに日本国が千九百五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」と規定されている。茂田、末沢、1988 年、116 ページ。

²⁹ だからこそ、日本政府は「北方領土」という概念を創り出さねばならなかった。「北方領土」概念が政治的に創り上げられていった過程については、和田、1990 年、33-46 ページ、長谷川、2000 年、64-71

ページ、岩下、2005年、201-206ページで詳しく論じられている。

³⁰ 和田、同上、33-38ページ。長谷川、同上、66ページ。

³¹ 和田、同上、38-40ページ。長谷川、同上、70ページ。

³² 和田、同上、40-46ページ。長谷川、同上。岩下、前掲書、202-204ページ。なお、日本政府は「北方領土」の返還を訴え続けているので、日本政府の千島列島の範囲に関する認識が2007年現在においても全く変わっていないことは言うまでもない。外務省、2007年、6-7ページ。

³³ 岩下、同上、204ページ。

³⁴ 和田、前掲書、257-273ページ。

³⁵ 和田、同上、257-269ページ。

³⁶ 和田、同上、266-271ページ。

³⁷ 和田は、1986年11月30日付の朝日新聞の「私の言い分」欄に「北方領土の部分返還交渉を」という見出しの意見を載せたが、「挙国一致の要求である「北方領土」返還論の根拠に異論を出すことはたしかにおそろしいことだった」と当時の雰囲気について述べている(和田、1999年、393-394ページ)。1986年の時点においてもそのような社会的雰囲気は残っていたのである。

³⁸ 長谷川、前掲書、97ページ。

³⁹ 村山、1987年、125ページ。

⁴⁰ 茂田、末沢、前掲書、17ページ。

⁴¹ 長谷川、前掲書、17ページ。

⁴² 村山、前掲書、125ページ。

⁴³ 村山、同上。

⁴⁴ 村山、同上。

⁴⁵ 村山、同上、129ページ。

⁴⁶ 村山、同上、129-130ページ。

⁴⁷ 村山、同上、130ページ。

⁴⁸ 村山、同上、128ページ。

⁴⁹ 和田、1990年、89-93ページ。

⁵⁰ 和田、同上、93ページ。

⁵¹ 木村、1993年、54-57ページ。なお、木村の見解は2005年の時点においても変わっていない。木村、2005年、82-84ページ。

⁵² 長谷川、前掲書、18-19ページ。

⁵³ 長谷川、同上、20ページ。

⁵⁴ 茂田、末沢、前掲書、19ページ。

⁵⁵ 和田、前掲書、50ページ。

⁵⁶ 和田、同上、51ページ。

⁵⁷ 和田、同上。

⁵⁸ 和田、同上、51-52ページ。後に、和田は、「榎本訳は誤訳とは言わなくても、ほとんど許容限度をこえた意識であると言わなければならない。」と表現を和らげはしたが、その主張そのものには全く変化は見られない。和田、1999年、88-94ページ。

⁵⁹ 木村、1993年、65ページ。

⁶⁰ 木村、同上。

⁶¹ 長谷川、前掲書、21-22ページ。

⁶² 長谷川、同上、22-23ページ。

⁶³ 長谷川、同上、23ページ。

⁶⁴ 木村、前掲書、56ページ。木村、2005年、83ページ。

⁶⁵ 木村、1993年、56ページ。木村、2005年、83ページ。

⁶⁶ 和田は、地図や百科辞典を詳細に調べ上げ、19世紀末以来、択捉、国後だけではなく、色丹島までもが千島列島・クリル諸島に含まれていたということに関して、日本とロシアの両国においても、第三国においても、意見の食い違いを生じたことはなかったと結論付けている(和田、1990年、58-67ページ)。また、長谷川は、戦前の地理辞典、百科事典、年鑑を調べ上げ、「少なくとも、樺太千島交換条約の後、千島列島とは、シュムシュから国後に伸びる列島であり、それはロシア語のクリル諸島という言葉と同意義であるという概念が定着した」(長谷川、前掲書、23ページ)としている。彼は、少なくとも、戦前の外務省、北海道庁の資料では、択捉島、国後島から成る南千島が千島列島すなわちクリル諸島の一部として取り扱われていたということ、色丹島に関しては、戦前には色丹が地理的にクリルに属

しているという一致した見解が日本にもロシアにも存在したこと、歯舞群島に関しては、日本では、千島に属するかどうかについての意見の一致は見られなかったことを指摘している（長谷川、同上、23 - 24 ページ）。

⁶⁷ 和田、同上、33-38 ページ。長谷川、同上、66 ページ。

⁶⁸ 岩下（2005）を参照。

【参考文献】

1、一次資料

日本国外務省、ロシア連邦外務省『日露領土問題の歴史に関する共同作成資料集』

HP (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/hoppo/rvodo.html>)

日本国防衛庁「平成18年版 防衛白書」

HP (http://jda-clearing.jda.go.jp/hakusho_data/2006/2006/index.html)

国会会議録

HP (<http://kokkai.ndl.go.jp/>)

茂田宏、末沢昌二編（1988）『日ソ基本文書・資料集：1855年～1988年』世界の動き社

MID ROSSISKOI FEDERATSII, MID YAPONII, *HOBOE IZDANIE SOVMESTNOGO SBORNIKA DOKUMENTOV PO ISTORII TERRITORIAL'NOGO RAZMEZHEVANIYA MEZH DU ROSSIEI I YAPONIEI*, 2001.

2、著書・研究論文

Gelman, Harry(1993) *RUSSO-JAPANESE RELATIONS AND THE FUTURE OF THE U.S.-JAPANESE ALLIANCE*, Santa Monica

Hara, Kimie(1998) *Japanese-Soviet/Russian Relations since 1945*, London

Buldakova E.I., “Puti formirovaniya obshchestvennogo mneniya Yaponii po probleme 《cevernykh territorii》”, 《Yaponiya –ezhegodnik》, 1997-1998, pp.117-124.

Cherevko K.E., “Mozhno li reshit’ problemu yuzhnoi chasti Kuril?”, 《Yaponiya –ezhegodnik》, 1995-1996, pp.206-213.

Nocov M.G., “Mify i real’nost’ natsional’noi psikhologii yapoontsev”, 《Yaponiya –ezhegodnik》, 1995-1996, pp.206-213.

Verbitskii S.I., “Vocpriyatie Yaponii v SSSR v period 《kholodnoi voiny》”, 《Yaponiya –ezhegodnik》, 1995-1996, pp.206-213.

赤澤史郎（2005）『靖国神社 せめぎあう＜戦没者追悼＞のゆくえ』岩波書店

石田雄（1961）『戦後日本の政治体制』未来社

- (1978) 『現代政治の組織と象徴－戦後史への政治学的接近』 みすず書房
- (2000) 『記憶と忘却の政治学－同化政策・戦争責任・集合的記憶』 明石書店
- 岩下明裕 (2005) 『北方領土問題』 中公新書
- 大嶽秀夫 (1994) 『戦後政治と政治学』 東京大学出版会
- (1999) 『高度成長期の政治学』 東京大学出版会
- 上坂冬子 (2005) 『「北方領土」上陸記』 文春文庫
- 菊池勇夫 (1999) 『エトロフ島～つくられた国境～』 吉川弘文館
- 木坂順一郎 (1993) 『「進め一億火の玉だ」－15年戦争と庶民の戦争協力』 機関紙共同出版
- 木村汎 (1991) 『北方領土～軌跡と返還への助走～』 時事通信社
- (1993) 『日露国境交渉史－領土問題にいかに関わるか』 中央公論社
- (2002) 『遠い隣国』 世界思想社
- (2003) 『二〇〇四年に動く？今後の日ロ関係を予測する』 国民會館 (国民會館叢書 四十七)
- (2005) 『新版 日露国境交渉史－北方領土返還への道』 角川学芸出版
- 木村汎、グラハム・T・アリソ、コンスタンチン・O・サルキソフ (1993) 『日・米・ロ新時代へのシナリオ』 ダイヤモンド社
- 斎藤勉 (2002) 『日露外交』 角川書店
- 榊原正文 (1994) 『「北方領土」のアイヌ語地名ノート－松浦武四郎「山川図」による－』 北海道出版企画センター
- 清水威久 (1977) 『北方領土問題解決の四方式』 霞ヶ関出版
- 下斗米伸夫 (2000) 『北方領土 Q&A80』 小学館文庫
- 鈴木宗男、佐藤優 (2006) 『北方領土「特命交渉」』 講談社
- 永綱憲悟 (2002) 『大統領プーチンと現代ロシア政治』 東洋書店 (ユーラシア・ブックレット No.26)
- 長谷川毅 (2000) 『北方領土問題と日ロ関係』 筑摩書房
- 藤盛一朗 (2003) 『日露平和条約への道～行動計画・サハリン開発を通じて～』 東洋書店 (ユーラシア・ブックレット No.48)
- 洞富雄 (1973) 『北方領土の歴史と将来』 新樹社
- ボリス・スラヴィンスキー (1999) 『日ソ戦争への道：ノモンハンから千島占領まで』 (加藤幸廣訳) 共同通信社
- (1996) 『考証日ソ中立条約－公開されたロシア外務省機密文書』 (高橋実、江沢和弘訳) 岩波書店
- 本田良一 (2004) 『密漁の海で 正史に残らない北方領土』 凱風社

-
- 松井弘明編（2003）『9.11 事件以後のロシア外交の新展開』日本国際問題研究所
- 松本俊一（1966）『モスクワにかける虹：日ソ国交回復秘録』朝日新聞社
- 丸山眞男（1998）『忠誠と反逆－転換期日本の精神的位相』筑摩書房
- ……………（2006）『現代政治の思想と行動 新装版』未来社
- 村山七郎（1987）『クリル諸島の文献学的研究』三一書房
- 和田春樹（1990）『北方領土問題を考える』岩波書店
- ……………（1999）『北方領土問題』朝日選書
- 渡邊明（1998）『われら千島・南樺太を放棄せず』国民會館（国民會館叢書 二十三）
- 小澤治子（2004）「ロシアの対日外交－領土交渉を中心に」横手慎二編（2004）『現代東アジアと日本 5 東アジアのロシア』慶應義塾大学出版会、第 6 章。
- 梶浦篤（1997）「終戦と冷戦－北方領土占領をめぐる米国の対ソ政策－」『政治経済史学』第三六九号、1-22 ページ。
- ……………（2001）「北方領土と琉球－第二次世界大戦における米国の戦略－（Ⅰ）」『政治経済史学』第四一三号、25-35 ページ。
- ……………（2001）「北方領土と琉球－第二次世界大戦における米国の戦略－（Ⅱ）」『政治経済史学』第四一四号、31-39 ページ。
- ……………（2001）「北方領土と琉球－第二次世界大戦における米国の戦略－（Ⅲ）」『政治経済史学』第四一五号、38-49 ページ。
- 木坂順一郎（2006）「もうひとつの戦争展」と靖国史観『歴史の理論と教育』第 124・125 合併号、19-33 ページ。
- 木村汎（1995）「北方領土問題」原暉之、外川継男編（1995）『講座スラブの世界⑧ スラブと日本』弘文堂、第 11 章。
- 黒岩幸子（1999）「根室に見る北方領土問題－冷戦後のパラダイム転換を生きる街－（上）」『総合政策』第 1 巻第 1 号（岩手県立大学紀要）、53-66 ページ。
- ……………（1999）「根室に見る北方領土問題－冷戦後のパラダイム転換を生きる街－（下）」『総合政策』第 1 巻第 2 号（岩手県立大学紀要）、179-196 ページ。

3、広報・出版物

外務省（2007）『われらの北方領土 2006 年版』外務省発行

根室市・特殊法人北方領土問題対策協会（2006）「日本の領土 北方領土」根室市発行

4、ウェブサイト

<http://www.embassy-avenue.jp/russia/index-i.htm> (在日ロシア連邦大使館)

<http://www.hoppou.go.jp/> (北方領土問題対策協会)

<http://hoppou-d.or.jp/> (北方領土復帰期成同盟)

<http://www8.cao.go.jp/hoppo/index.html> (内閣府北方対策本部)

<http://www10.plala.or.jp/tisimaseinenbu/> (千島齒舞諸島居住者連盟根室支部青年部)

<http://www8.cao.go.jp/survey/index-gai.html> (内閣府「外交に関する世論調査」)

Rethinking the previous studies on *the “Northern Territories” problem*

The purpose of this paper is to find a new analytic viewpoint to highlight the political and historical character, as well as the political meaning, of *the “Northern Territories” problem*. The limited scope of previous studies has proven to be inadequate in presenting new perspectives into this issue.

To overcome these inadequacies, this paper suggests the necessity for the use of a new analytic viewpoint that focuses on the political artificiality of the concept of *the “Northern Territories” problem*. This new perspective would reflect on previous studies of “nation” and “nationalism”. Furthermore, this paper suggests that the necessity exists for examining the possibility that *the “Northern Territories” problem*, which was invented by the Japanese government, plays an important role in facilitating “nationalism” as a political principle or an ideology, and additionally, giving the “nation” a common collective identity. One reason why *the “Northern Territories” problem* has yet to be resolved, may be due to the lack of such studies that analyze this problem on the basis of these analytical viewpoints.

The resolution of *the “Northern Territories” problem* will assist Japan in evolving out of its “postwar era”; normalize relations between Japan and Russia, the great powers of Northeast Asia; and will contribute towards removing remnants of World War II and the Cold War in Northeast Asia. Ultimately, resolution of this problem will make a significant contribution to stabilizing the current situation in the Asia-Pacific Region.

(OSAKI, Iwao, Doctoral Program in International Relations,
Graduate School of International Relations, Ritsumeikan University)

論 説

持続可能性（Sustainability）の概念と条件

— 『成長の限界』をめぐって（1972年～1986年）—

大 瀧 正 子

目次

序章
第1章 経済学的観点からの持続可能性の分析
第1節 『成長の限界』をめぐっての議論
第2節 新古典派経済学による「持続可能性」の議論
第2章 持続可能性の分類
第1節 デイビット・ピアスの「持続可能性」の分類
第2節 弱い持続可能性の分析
1. 弱い持続可能性の総資本を維持する含意
2. 弱い持続可能性の実現するための条件
第3節 強い持続可能性の分析
1. 強い持続可能性の自然資本ストック維持の含意
2. 強い持続可能性を実現するための条件
第3章 ピアスの分類の評価と補足
第1節 ピアスの分類の評価
第2節 ピアスの分類への補足
終章

序章

地球環境問題は、21世紀の人類が直面している最大の挑戦である。その解決のために、「持続可能性(Sustainability)」は、国境、世代を超えて共有すべき重要な行動規範のひとつとして捉えられている。

1987年、国連の「環境と開発に関する世界委員会(通称、ブルントラント委員会¹⁾)」では、「持続可能な発展(Sustainable Development)²⁾」を「将来世代が自身のニーズを満たそうとする能力を損なうことなく、現世代の人々のニーズを満たす発展³⁾」と定義し、それ以前までの「経済成長(開発)か、環境か」と問う二律背反的な観点から、経済成長と環境は両立できるとの議論へ展開した⁴⁾。

しかし、環境と経済発展が両立できるとはいつても、学問上では持続可能な発展の内容は多義的⁵⁾であり、統一的な見解がみられない。それは、「持続

可能性」の概念が、さまざまな資源や要素の水準あるいは経済活動レベルなどの中で、何を持続可能性の対象とすることが適切であるのか、また、「持続可能性」とはどのような状態を意味するのか、といった基本的な問題に関して必ずしも意見の一致が得られていないからである。

経済学の観点から「持続可能性」は、歴史を遡ると経済活動の制約要因を議論することから出発している。例えば、19世紀に、経済学者マルサスの『人口原理』(1820, 1836)では、人口の増大による食糧不足⁶、ジェヴォンズの『石炭問題』(1865)では、石炭などの化石資源の枯渇が経済活動の制約要因となる⁷として議論されてきた。20世紀では、石油などの化石燃料の枯渇、生態系の破壊、地球温暖化等の国を超えた地球規模の環境問題によって、既存の経済活動の制約を見直すことが議論されてきた。特に、ローマ・クラブの『成長の限界』(1972)を契機に、石油等の枯渇性資源の減少が経済成長の制約要因であるというセンセーショナルな内容から「持続可能性」の意識がたかまったといえる。

そこで、本稿では、1972年の『成長の限界』⁸から1986年まで⁹の「持続可能性」の議論を対象に、「持続可能性」の状態と、「持続可能性」を実現するための条件を経済学的観点から分析することを目的とする。特に、経済学的観点から「持続可能性」の分析視点は、枯渇性資源を含めた資本ストックの管理と関連付けて、資本ストックを代替的なものと捉えるのか、補完的なものと捉えるのかといった議論が中心となる。

本稿の構成は以下のとおりである。第1章では、『成長の限界』をめぐって、枯渇性資源問題と関連して最適経済成長論から「持続可能性」の概念を展開する。第2章では、「持続可能性」の内容を分類し、「持続可能性」を実現する条件を明らかにする。「持続可能性」の分類は、環境経済学者デイビット・ピアスによる「弱い持続可能性(Weak Sustainability)」と「強い持続可能性(Strong Sustainability)」に従う。そして、分類から「持続可能性」の条件の導出を試みる。第3章では、ピアスの分類を評価し、ピアスが捉え切れなかった地球制約的な(エントロピー増大による制約)観点から「持続可能性」の議論を補足する。最後に、「持続可能性」の議論の方向性を示す。

第 1 章 経済学的観点からの持続可能性の分析

経済学の観点から「持続可能性」がどのように議論されてきたのか、1972年のローマ・クラブの『成長の限界』から14年間の議論を対象とする。

第 1 節では、『成長の限界』を契機に、経済学でも経済成長の制約要因となる資源の枯渇化が問題視され、関心が集まってきた背景を説明する。そして、第 2 節では、『成長の限界』以降、新古典派経済学的観点から資源の枯渇化問題を含めた経済成長理論を「持続可能性」の概念として分析する。

第 1 節 『成長の限界』をめぐる議論

1972年、ローマ・クラブの『成長の限界』は、環境悪化、人口の爆発、経済の停滞が長期的でかつ世界的傾向であることを将来の危機的様相として展望した。それは、人口と経済成長の幾何級数的な成長(増加)によって、資源消費や環境汚染が増大し、そして、世界経済が現在のペースで成長を継続した場合にどのような結果を及ぼすのかをコンピュータを用いてシミュレーションを行った¹⁰。その結果、人口、工業生産が当時のペースで幾何級数的な成長を続けることで、食料不足、環境破壊により、100年以内には人類は危機的な状況に陥る旨を予測した。そこで、このような危機的な状況を回避するためには、実質ゼロ成長を意味する「均衡状態¹¹」の社会へと近づくことが必要であると結論付けた。

その翌年1973年に、「石油危機」が起こり、世界中で資源の枯渇に対する関心が集まった。しかし、石油危機の落ち着きに伴い、特に新古典派経済学者の間からは、『成長の限界』に対する批判が噴出し始めた。例えば、ソロー(1986)は「『成長の限界』を真剣に取り合う人は誰もいないのに、内容が大胆で図々しい¹²」として、経済学の観点からローマ・クラブによる資源の枯渇が人類の終焉をむかえんとした内容を打破する論文を発表した。それは、資源の枯渇による成長の限界を回避するために、時間が経つにつれて社会厚生(効用)が低下しない経路を提示することであった。

第 2 節 新古典派経済学による「持続可能性」の議論

『成長の限界』において、これまで通りの経済成長を続けることで資本と労働の生産要素以外に生態系の環境容量の限界を指摘されると、新古典派経済学者は、有限な自然の制約条件のもとで経済成長を遂げていく道筋が求められた。なぜなら、自然資源が本質的な生産要素であるとの認識の下では、資源の枯渇自体がゼロ経済成長に近づくと推測できるからである。

そこで、ゼロ成長に反発した主な新古典派経済学者¹³ダスグプタ=ヒール(1974)¹⁴、ソロー(1974,1986)¹⁵、ハートウィック(1977)¹⁶等の関心は、共通して持続的な経済成長を実現するための必要条件を明らかにすることである。つまり、枯渇性資源の減耗が生産量の減少に結びつかず、また、天然資源の賦存量が経済厚生に与える効果を考慮に入れた経済成長経路の条件を明らかにすることである。したがって、新古典派経済学では、経済成長の限界を回避する最適な経済成長経路を「時間が経つにつれて社会的厚生(効用)が低下しない経路」として、資源を利用する世代とそれにより資源が利用できない世代間の相克の解決手段を導くことを議論したといえる。

まず、彼らの3つの仮定を言及する。第1に、人口増加率と技術進歩率を不変としている。それは、分析の単純化のためであるが、大きな技術進歩を仮定すると環境資源の制約がなくなるからである。第2に、社会厚生は社会全体の総消費であり、社会全体の環境水準にのみに依存することを仮定している。第3に、生産技術は、資源と資本が代替的であるとしている。

これらの仮定から最適経済成長経路を概観すると、消費から得られる各時点における社会厚生(効用)の割引現在価値の合計を最大化にすることであると説明できる。つまり、最適な経済成長経路とは、割引率を用いたことによって「時間が経つにつれて社会厚生(効用)が低下しない消費経路¹⁷」を意味する。消費経路とは、技術制約の下、資本、資源を含めた生産関数から資本の減価償却と資源の抽出費用を控除した分である¹⁸。また、資源と資本を含めた生産関数が技術関係を示している点に特徴がある。つまり、コブ=ダグラス型生産関数を用いて、資源と資本の代替可能な技術関係を説明することができる。

以上から、ダスグプタ=ヒール(1974)による最適経済成長経路の議論の特徴が鮮明になる。それは、割引率を正の一定として現在価値による将来世代の効用を割引していることである¹⁹。割引率の一定とは、同じ消費財であれ

ば、より早い時点で消費したほうが割引の対象とならないので、目的関数の値を大きくすることを意味する。それは同時に、消費を先延ばしにすることが望ましくないとの時間的選好がはたらくからである²⁰。したがって、個人の時間的選好が働くことで、現在または早期段階に消費が集中し、将来の消費や効用がゼロに近づくことになる。その結果、現世代は将来に資源を残す動機が働かなくなり、将来が得られるはずであった消費や効用の犠牲の下で現時点の厚生や効用を増大することが最適経済成長経路の焦点となる。しかし、割引現在価値の評価を資源に用いることは、将来の厚生がゼロに近づくので、持続的な経済成長経路を確保することが困難になる。それは、現在の厚生のみを焦点にした最適経済成長経路は、経済厚生がある時点を越えると減退するので、継続的な厚生の増大を目的とする観点から望ましくない結論となる。一方、ソローは、単調に減少する割引率を用いて説明した²¹。すなわち、ソローは、現在の消費による厚生を低く評価し、将来のほうが高いと評価した。しかし、割引率は、社会的状況によって選択されるので、割引率を単調に調節することができるのか、そして、個人の時間的選好の観点から説明できるのかといった課題がある。

また、ソローは、自然資源の減耗分を資本で代替することで一定の消費経路を実現できると説明した。すなわち、ソローは、経済厚生が時間とともに減少しない経済成長経路の条件を生産技術関係のコブ＝ダグラス型生産関数を用いて、資源と資本の代替可能性を説明した²²。但し、資源と資本をどのようなバランスで代替するのか明らかにしてこなかった。

一方で、ハートウィック(1977)は、代替関係のバランスに関して、時間を越えて消費の一定を実現するための条件に、「枯渇性資源の所有者が得る利潤をすべて資本への投資に向ける²³」と説明した²⁴。つまり、消費水準を維持し続けるためには、生産能力を維持することが重要であり、そのために、資本が完全に使用されており、資源と資本が代替可能であることを前提としている。そして、ハートウィックは、消費水準の維持を実現するために、各時点で資源の利用に関わる使用料相当分²⁵だけを投資で補うことが必要であると提示した。それは、資源の枯渇分を投資することによって資本を蓄積し、生産能力を補うことができるからである²⁶。これをハートウィック・ルールという²⁷。

よって、ハートウィック・ルールは、資源を残すことが不確実な状態において、その資源の代わりに生産要素間で代替が可能ならば、資源自体を残さないとしても、資本の蓄積によって将来の厚生が維持可能であると説明できる。ハートウィック・ルールは、資源の枯渇、資源利用を考える上で重要なインプリケーションを有しているといえる。

以上の議論を要約すると、最適経済成長経路の共通の目的は社会厚生の実現することにある。ソローは、厚生水準を維持するために資源を用いて得た利益を消費に向けることを説明した。一方で、ハートウィックは、資源を用いたことで得た利潤を資本への投資にまわすことで時間が経つにつれて社会厚生が減少しないことを説明した。

では、ハートウィック・ルールは経済成長経路の政策として実現可能であろうか。3つの疑問が生じる。

第1に、資源と資本は代替可能であるのか。代替可能は、その資源と資本の関係がどのような状態であるのか、つまり、どの資源がどの資本と代替できるのかは、外生的技術によって決定される。また、資源所有者（資源豊富な国）と資本所有者（資源が豊富ではない国）の立場によって、ハートウィック・ルールの適用が異なってくる²⁸。例えば、資源所有者は、資源から得た利潤を資本に投資することが僅かであるが、一方、資本所有者は、たとえ資源の消費がゼロであったとしても投資し続けなければならなくなる。したがって、資源の所有状態によって、ハートウィック・ルールの適用が異なる。

第2に、現世代の資源の消耗が、将来世代にどのような利害を与えるのかは明らかでない。それは、ハートウィック・ルールに従うと、現世代による資本の蓄積が将来世代にとってより大きな負担となる場合も生じるからである。例えば、森林や農地などの自然資源を基盤とした生活を送る発展途上国は、自然資源を資本に代替することで将来に資本を蓄積することが将来の経済厚生の実現につながる可能性がある。しかし、資本の蓄積は人々の生活基盤を失うことになり、将来世代の経済厚生が逡減する可能性もある²⁹。また、資源の収奪による環境破壊、環境汚染が人々の生活に悪影響を及ぼす場合に、最適経済成長経路の実現を困難にする。

第3に、分権化市場の下で、政策適用は困難である。仮に政府や他の機関がハートウィック・ルールを適用する場合に、私的部門と公的部門間で資本

投資の割り当てはどのように決定するのか明らかではない³⁰。また、資源の減耗の代わりに資本を蓄積し、経済活動の生産能力を補うには、資源の減耗が多くなるにつれて資本への投資がより多く必要となり、資本投資を促すために利子率がしだいに下落すると想定される。しかし、利子率の低下調整は、政府介入が必要となってくるため分権化を前提としている市場では受け入れがたいとの批判もある³¹。

以上から、『成長の限界』をめぐって、新古典派経済学者による「持続可能性」の議論は、最適経済成長経路として、「消費水準の維持」から「総資本の維持」へと分析対象が移行したことが明らかになった。

第2章 持続可能性の分類

『成長の限界』をめぐって、経済学的視点から「持続可能性」の議論の変遷を明らかにした。そこで、経済学的観点から議論された「持続可能性」の概念を分類し、内容を具体的に分析する。「持続可能性」の分類は、先行研究である環境・資源経済学者デイビット・ピアス（以下「ピアス」と略す。）による「弱い持続可能性 (Weak Sustainability)」と「強い持続可能性 (Strong Sustainability)」の分類を取り上げる。そして、各持続可能性の分析から 1. 資本ストックの維持の含意と、2. 各持続可能性を実現するための条件を導出する。

第1節 デイビット・ピアスの「持続可能性」の分類

ピアス(1993)の「持続可能性」の分類³²は、環境経済学において代表的である³³。ピアスは、資本ストックが将来に移転することを「持続可能性」であるとしている³⁴。つまり、ピアスの持続可能性は、現世代の活動による将来世代に対する影響、損失の補償を配慮して、現世代が福祉を作り出す能力を備えた資本ストックが減少しない形で将来世代へと移転することである。

また、ピアスの資本ストックの概念は、人間の福祉に関与する財やサービスの生産能力を意味する³⁵。そこで、ピアスは生産能力の基礎となる資本ス

ストックを3つに分類している。第1に、自然資本ストック(Natural Capital Stock)は、人間の経済活動を維持するために必要なあらゆる資源や廃棄物・廃熱の吸収再生機能に加えて、生命維持サービスも含まれている³⁶。また、自然資本ストックの内容はさらに分類できる。それは、太陽光、水、森林等のように生態系内で光合成によって自己生産を行い、一定の水準を維持することができる自然資本ストックを再生可能資源(renewable resource)資本ストックとする。また、石油、石炭のように利用すれば利用するほど減少する特徴をもつ自然資本ストックを非再生可能性資源(non-renewable resource)資本ストックと区分することができる。第2に人工資本ストック(Human-made Capital Stock)は、人為的に作られた資本ストックであり、例えば道路や機械などである。第3に人的資本ストック(Human Capital Stock)は、人間が有する知識、経験、技術等の無形態の資本ストックである³⁷。

ピアスは分類にあたって、環境哲学の観点³⁸から、資本ストックを将来に遺贈するための基本的な視点を技術中心主義(Technocentric)と生態中心主義(Ecocentric)に区別した³⁹。しかし、資源枯渇問題などを技術的に解決しようとする技術中心主義に対して、生態中心主義は、環境問題は表層的な技術的解決によって解決できるものではなく、人間の生活、価値観の根幹的な問題を見直すことであるとして考え方が異なる⁴⁰。したがって、各環境哲学の観点から世代間の資本ストックの遺贈方法、すなわち資本管理のルールの違いが鮮明になる。

以上の相違点を踏まえて、ピアスは「持続可能性」の概念を複雑な内容から単純な要素に分解して説明している。以下では、ピアスの分類である「弱い持続可能性」と「強い持続可能性」の内容を分析する。

	技術中心主義	エコロジー中心主義
環境 立場	資源の保全 代替可能な資源管理	資源保全の立場
持続可能性 の立場	弱い持続可能性 (Weak Sustainability)	強い持続可能性 (Strong Sustainability)

表 1.ピアスの持続可能性の分類⁴¹

第2節 弱い持続可能性の分析

弱い持続可能性とは、資本ストックの総量が将来世代において現在世代よりも下回らないことを意味する⁴²。すなわち、自然資本ストック、人工資本ストック、人的資本ストックを合わせた総資本ストックの維持を実現することが課題となる。総資本ストックが将来においても現在より下回らない状態とは、各資本ストックを集計した総資本の水準が「資本の一定のルール (constant capital rule)」を満たすように決定されていることである。「資本の一定のルール」とは、自然資本ストックが有する生態系の機能(同化吸収能力、生産能力等)を特別に資源などを考慮することなく、また、人工資本ストックと区別せずに、生産能力の資本ストックを維持することを意味している。そこでは、ハートウィック・ルールと同じように、生産要素である減少する非再生可能資源を効率的に利用することで派生する収益を人工資本ストックへ投資することによって、資本ストックの総量が一定に保たれることになる。また、労働、資本、情報などの生産要素もそれぞれ最適に組み合わせることで、一定の生産量の維持が実現できる。例えば、鉄鋼、石油等の自然資本ストックの減少は、道路や機械などの人工資本ストックの増加によって補償されることになる。つまり、経済計算的には、石油等の消耗された自然資本ストックから得た利潤を比較して、同じか、もしくはより多い所得を生み出す機械や道路等の資本ストックに投資することで総資本ストックの水準が維持されることを意味する。

したがって、弱い持続可能性では、世代間の経済厚生の実現するために現世代が特定の資本ストック(例えば、自然資本ストック)を消耗しても、将来世代は蓄積された他の人工資本ストックによって代替し、資本の総量を一定の水準で持続することが可能になる。そして、資本ストック間を効率的に代替するためには技術進歩が必要条件となる。

そこで、弱い持続可能性において、総資本ストックがどのような水準で維持されるのかは、市場による価格メカニズムに則って効率的に配分決定されることが望ましいといえる。それは、市場を通じて、資源の希少性が増し、価格が上昇すれば、消費者は「資源集約的な財をより少なく、その他の財をより」購入することになるからである⁴³。すなわち、市場の完全情報の下、

資本ストックの市場価格と経済主体の選好によって、資本ストックの最適な組み合わせが決まり、効率的な資源配分が達成されるのである。

以上から、弱い持続可能性を実現するための「資本の一定のルール」は、4つの前提条件を導き出すことができる。第1に、異なる資本ストック間の代替が可能である。第2に、総資本ストックの減少を回避するために、不断に技術開発が行われていることである。第3に、市場の価格調整メカニズムが円滑に機能している状態である。第4に、市場で決定される価格に資源の希少性が完全に反映されることである。

もっとも、弱い持続可能性の視点から自然資本ストックは、生産要素として取り扱われるので、自然資本ストックの再生可能性資源、非再生可能性資源の区別、それらの有する機能は、特別に配慮されていない。それは、環境の生命維持機能についても他の資本で代替できると前提されているからだ。したがって、弱い持続可能性では、自然資本ストックがその内容や機能がいかなるものであっても人工資本ストックと代替可能であると位置づけられる。また、資本ストックをどのように消費するかは問われないので、一定の生産能力を将来に遺贈することで「持続可能性」は達成されるといえる。

1. 弱い持続可能性の総資本を維持する含意

弱い持続可能性は、自然資本ストックと人工資本ストックの完全な代替可能性を前提としており、両資本ストックを合わせた総資本ストックを維持することを「持続可能性」と検討した⁴⁴。

まず、総資本ストックの維持とは、総資本ストックの経済価値の維持であることが説明できる。すなわち、経済価値の維持は、資本ストックの価値を市場「価格」で評価し、物理的に資本ストックの減少は、時間とともに市場による資本ストックの実質価格が上昇して結果的に経済的価値が維持されれば正当化される。したがって、市場価格は資本ストックを評価するために重要である。

また、市場評価は、資本ストックの希少性を効果的に測定できると想定されている。賦存量が不確定な枯渇性資源の場合は、市場価格を用いることによって、資本ストックの希少性が把握できる。それは、市場価格の上昇に伴

って、採掘技術が促され、採掘可能量が増加する可能性があるからである。しかし、再生可能資源の場合は、再生可能資源が外部化され、市場価格として十分に評価されないため資源の希少性が反映されるとはいえない。

さらに、市場評価は、生態系のバランスについて、閾値(Threshold)を超えた環境破壊の効果まで把握できないという問題が含まれている。つまり、環境破壊が臨界的レベルに至ると巨大の費用が発生するという評価として不十分である。特に、再生可能資源の場合、最後の1単位が採取される時に市場価格がはじめて上昇する可能性もある。

2. 弱い持続可能性の実現するための条件

弱い持続可能性の第1条件は、市場の失敗を是正することである⁴⁵。つまり、総資本ストックを維持するためには、経済的資源である資本ストックが効率的に利用されるために、資源の価格付けと所有権に関する問題が重要である。したがって、資本の効率的利用のために、すべての財・サービスの市場を設立することで資本ストックを利用する代価を正確に評価されることが必要となる。第2の条件は、ピエスによると自然資本ストックの利用を資源の代替物が作り出されるのと同じ率でリサイクルを利用することを加えている⁴⁶。

第3節. 強い持続可能性の分析

強い持続可能性とは、現在にある自然資本ストックが、人工資本ストックの水準と関係なしに一定に維持された状態である。強い持続可能性は、生態系に蓄積された自然資本ストックと人工資本ストックの代替が限界であるということを前提としているため、この点が弱い持続可能性の基本的な相違である。

それは、自然資本ストックの特性が、生態系の中で人類が生きるための本質的な要素として捉えられているからである。具体的に自然資本ストックの特性を2つあげることができる。第1に、生存維持に必要な不可欠かつ代替不可能な「本質的な自然資本(Critical Natural Capital)⁴⁷」を供給する特性で

ある。例えば、オゾン層、生物多様性、炭素循環、太陽光⁴⁸、水等がそうである。第 2 に、生態系内の森林供給やアメニティー⁴⁹などのフローの価値を生み出すストックを供給する特性である。

したがって、生態系内の生命維持機能を持ち得ない人為的な資本ストック(人工資本ストック)が自然資本ストックを代替することは容易ではないと説明できる。例えば、太陽光発電と原子力発電の間にはエネルギーの代替的關係があるが、太陽光エネルギーの機能自体は原子力エネルギーが代替することはできない。なぜなら、太陽光エネルギーによる生態系の生命維持機能まで原子力エネルギーは持ち得ないからである。よって、技術進歩が促進したとしても、人工資本ストックは、自然資本ストックを物理的に形を変えただけのものであるので、人工資本ストックを自然資本ストックへと可逆的に代替することができないといえる。

そこで、コスタンザとデイリー(1993)は、人工資本ストックと自然資本ストックが基本的に、補完的な関係であると説明する⁵⁰。補完的な関係とは、一方の財の生産性は、他方の財の利用可能性によって決定されることを意味する。つまり、人工資本ストックは物理的に自然資本ストックの形を変えただけであるから、自然資本ストックの損失は同時に人工資本ストックの損失につながることを意味する。したがって、人工・自然の両資本ストックを補完的な関係⁵¹とすれば、生産量を一定に維持するためには、各資本ストックの水準の維持が必要であるといえる⁵²。

では、人工資本と自然資本の中間的に位置するような資本ストックに関して、どのように取り扱えばよいのであろうか。例えば、人工的に栽培された植林、養殖魚、農業産物などである⁵³。植林は、土壌の肥沃度、太陽光、水は自然的要素であるが、植林、間伐、病気蔓延防止のための管理、繁殖、維持は人工的要素でもある場合である。この資本ストックの特徴は、生態系により自然に再生されたものではなく、人工的でありながら自然に近い点である。デイリー(2005)は、この中間的な資本ストックを「栽培された自然資本(cultivated natural capital)」とよぶ⁵⁴。栽培された自然資本は、人工資本ストックの要素と本来の自然資本ストックの要素で構成されており、両資本ストックの強い補完関係がみられる⁵⁵。但し、栽培された自然資本ストックは、生態系のための生物多様性の維持や自然によるレクリエーションのため本

来の自然資本の機能を完全には代替していないといえる。

したがって、強い持続可能性が成立するためには、資本ストックの生産能力を維持するだけでなく、代替不可能な自然資本ストックの水準も個別に維持する必要がある。すなわち、強い持続可能性は、現世代が前世代から受け継いだ自然資本ストック、人工資本ストックの水準を下回らないように次世代に遺贈することを意味する。

しかし、各資本ストックが異時点で下回らない水準を維持するために、強い持続可能性も市場メカニズムのような資本ストックの管理ルールを適用できるであろうか⁵⁶。強い持続可能性は、各形態の資本ストック水準を維持させることであるから、市場メカニズムによる費用便益分析を適用した管理はできない。なぜなら、強い持続可能性は、各資本ストック間が補完的な関係であり、ある種類の生産要素が減ることはその生産物の「消滅」を意味しているからである。よって、強い持続可能性は、質的、物的の両面から資本ストックを維持しなければならないことになる。

また、強い持続可能性は弱い持続可能性と比べて、外生的技術進歩の潜在的評価が低いと評価される⁵⁷。確かに、強い持続可能性は、技術進歩による資本の代替可能性には厳しい制約を課している点で、潜在的な技術進歩の可能性を評価していないようにも見える。しかし、強い持続可能性と弱い持続可能性では、想定している技術進歩が異なる。つまり、弱い持続可能性は、技術進歩を人工資本ストックへの代替のために必要としているが、強い持続可能性では、各資本ストックの効率的な利用、無駄のない消費、耐久年数や維持年数の長期化のための技術進歩が求められている。むしろ、弱い持続可能性の下での技術進歩の潜在的評価のほうが低いと解釈することもできる。それは、弱い持続可能性で求められている技術進歩が、その資源の枯渇を他の資源による代替が中心であり、その資源そのものを長期的に利用する技術が劣後的になると考えられるからである。したがって、強い持続可能性は、技術進歩に対する潜在的評価は必ずしも低いとはいえない。

1. 強い持続可能性の自然資本ストック維持の含意

強い持続可能性の自然資本ストック維持の含意を考察する。自然資本スト

ックの環境資産、そのサービスの維持は、人工資本ストックによる代替に限界があるので、自然資本ストックを保護すべき必要性が直観的に理解できる。

そこで、経済学の観点から自然資本ストックを維持する理由を考察する。確かに、新古典派経済学では、自然資本ストック自体を維持することを問題視してこなかった。また、新古典派経済学では、静学的な、摩擦のない世界を前提⁵⁸に、自然資本ストックの効率的な配分や資源の希少性を分析対象として、その評価は市場メカニズムに委ねられている。つまり、完全競争市場を前提にすれば、自然資本ストックに価格が賦与される場合には、価格こそが、効率的な資源配分を実現する正しい尺度とみなされる。そして、その価格の情報を下に、各個人が自由に利己的な行動の結果、自然に社会全体の資源の効率的分配されると想定される。しかし、市場価格の評価に従うと、自然資本ストックから生み出される生命維持サービスや、太陽光や大気のサービスが価格ゼロとして取り扱われたり、自然資本ストックの市場評価が資源の金銭的な使用料にすぎなかったり⁵⁹、自然資本ストックが重要な生産要素であるか、生命維持機能を有しているかを含めて評価されないのである。よって、必要以上に自然資源が消耗される結果となる。

そこで、自然資本ストックの維持の根拠をジョージesk=レーゲンの視点から経済活動と自然資本ストックの関係と関連付けて説明することができる。ジョージesk=レーゲン(1971)は、経済活動が生態系から生産要素である自然資源を投入するとともに、加工、生産、消費等を通して、最終的に生態系に廃棄物、廃熱として排出し、蓄積する不可逆的な過程と捉えている⁶⁰。つまり、経済活動と自然資源の関係は閉鎖系である生態系に内包されている開放系の経済過程と位置づけることができる⁶¹。したがって、経済活動から排出され、蓄積する生態系内の廃棄物、廃熱が、生態系の収容能力（再生能力、浄化能力）に納まるかが、持続可能性を考察する上で、経済活動の生産活動の基盤、生態系の基盤を守る意味でも極めて重要である。それは、経済活動を通じて排出された廃棄物、廃熱は、無秩序・乱雑さ（エントロピー増大）となって現れる⁶²ので、生態系の同化、吸収能力のある限界点を超えると、自然資本ストックの減耗が加速され、生態系のバランスが崩れ、大気・水・土地の汚染、地球温暖化などの地球環境問題を引き起こすおそれがある。よって、自然資源の不可逆的な質的劣化（エントロピー増大）の観点から自

然資源ストックの維持を検討することが必要であるといえる。

以上から、強い持続可能性の各資本ストックを維持する含意は、自然資本ストックが代替不可能であり、資本ストックは質的劣化することである。また、自然資本ストックを維持することは、エントロピー的制約の観点から、経済活動のために生産の活動基盤を維持することで、廃棄物、廃熱の累積を回避(最小限に)することの意味が含まれる。したがって、強い持続可能性は、生態系に包含される経済活動が長期にわたって安定した規模を維持できるかどうかは、経済活動全体のエントロピー増大の制約が課題となる。これは、人為的な公害等の環境問題だけではなく、資源の枯渇化も検討の対象となり、それら環境問題と経済活動の関係を総合的に調節することが必要となる。

2. 強い持続可能性を実現するための条件

強い持続可能性について、デイリー(2002)は、自然資本ストックを維持するための「明確な持続可能性のルール」を提示した⁶³。それは、第1に、「再生可能な資源の消費ペースは、その再生ペースを上回ってはならない。」すなわち、土壌、水、魚等の再生可能資源を枯渇させずに、再生可能な限度内で利用するほうが、長期的に収穫量は増えるからである。第2に、「枯渇性資源の消費ペースは、それに代わる持続可能な再生可能資源が開発されるペースを上回ってはならない。」例えば、今年使った石油は、循環系(再生可能)エネルギー資源によって補填できる範囲内ならば、全体として利用可能なエネルギーのストックは減らず、将来の世代も現世代と同じだけ利用することが可能になる。第3に、「汚染の排出量は、生態系の吸収能力を上回ってはならない⁶⁴。」すなわち、生態系に排出される汚染物質の量は分解、浄化されるスピードを越えてはならないということである。

したがって、強い持続可能性の条件は、生態系内の自然資本ストックの管理である。それは、自然資本ストックの効率的な利用による資源蓄積のために⁶⁵、現在の把握している自然資本ストックの長期的、計画的な管理が必要となる。

第 3 章 ピアスの分類の評価と補足

ピアスによる弱い持続可能性と強い持続可能性を分析し、「持続可能性」の条件を明らかにすることができた。そこで、第 1 節では、ピアスの持続可能性の分類手法を評価し、第 2 節では、その分類に欠けていたエントロピー的視点から持続可能性を議論することでピアスによる分類を補足説明する。

第 1 節 ピアスの分類の評価

ピアスの弱い持続可能性と強い持続可能性の世界観を技術中心主義と生態中心主義と分けることによって、技術進歩による資本ストック管理の楽観論と悲観論が潜んでいるように見える。しかし、資本ストックの管理を資本ストック間の代替による技術的な解決が可能だとする弱い持続可能性に対して、潜在的な技術的代替を認めない強い持続可能性は必ずしも「悲観論」の立場をとっているのではない。なぜなら、強い持続可能性は、資本の代替のための技術の実現が不確実であるため資本ストックの維持に関して、弱い持続可能性よりも厳しい制約を課していると解釈することができる⁶⁶。

もっとも、ピアスは環境哲学を軸としたというよりも、むしろ「持続可能性」を世代間における福祉維持を目的とした資本ストックの管理を焦点に分類したと評価できる。すなわち、弱い持続可能性が、総資本ストックの水準を維持したうえで、将来世代に遺贈し、その内容は問わないとしているのに対し、強い持続可能性は、個々の資本ストックの水準を維持して、現世代から将来世代に遺贈することを議論した。それは、資本ストック間の代替可能か、補完的(非代替可能)であるかとの判断基準は、資本ストック管理の制約による⁶⁷。

したがって、ピアスの持続可能性の分類は、コンセンサスが得られていない「持続可能性」の概念を資本ストックの維持・管理ルールのみから分類を試みた点は評価できる⁶⁸。それは、資本ストックの維持を有用な財やサービスのフローを生み出す資本ストックの維持として捉えれば、多くの資本ストックを将来へ遺贈することは現在と将来世代の間の公平性を実現するためのインプリケーションになるからだ。但し、ピアスは「持続可能性」を福祉の

増加、維持を目的として資本ストックの管理と位置づけたために、環境保護というよりも資本ストックの増加、維持と関係付ける結果になってしまった点にも注意しなければならない。

第2節 ピアスの分類への補足

ピアスの分類では、資本ストックをどのように利用するのか、管理するのかが議論されてきた。しかし、それは、現在の自然資本、人工資本のストックの管理であり、その資本から生じるフローの問題、すなわち、廃棄物、廃熱のフローによる世代間の利害が生じる問題まで含めて分析されていない。それは、資本ストックが「人間の福祉のための財やサービスが作られることを通して、福祉を作り出す能力を提供する⁶⁹」ストックとされ、資本フローの質的变化の視点が抜けているので、経済活動から廃棄、投棄された温室効果ガス、廃棄物、有害汚染等のフローがピアスの示す資本ストックの管理ルールに含まれないからである。そもそも、廃棄物、廃熱は、一般にどの生命にとっても有害である場合が多いし⁷⁰、福祉を作り出す能力⁷¹は含まれないので有用な財やサービスのフローを将来わたって生み出す資本ストックでもない。したがって、現世代による不可逆的な自然資本の利用、加工の結果、排出した廃棄物、廃熱等のストックに関して、将来世代に残すことの評価が問題となる⁷²。そこで、本節では、地球生態系の制約条件であるエントロピー的制約の視点⁷³から補足的に「持続可能性」を説明する。

エントロピーの増大の観点から、生態系内の資源の質的劣化は妨げることができないのである。そのため、生態系内の資源の維持を配慮して、エントロピーをできるだけ増大させないことが重要となる。すなわち、経済活動から生態系に排出されるエントロピーの汚染物質、廃熱は、生態系が循環し、吸収し、無害化できる速度を超えるものであってはならないことになる。なぜなら、生態系内で吸収できない廃棄物、廃熱が、生態系に蓄積されることによって、経済活動の制約となるからである。それは同時に、現世代が排出する廃棄物、廃熱の蓄積によって、将来世代が利用できる資源や廃棄物、廃熱の排出場所は制約されてしまうことを意味する。例えば、人為的に排出される二酸化炭素は森林等によって吸収される速度を上回ってはならないこと

になる。

そこで、エントロピー的制約の視点から持続可能性の条件を考察すると、第1に、持続な経済活動のためには、生態系の生命維持システムを維持させることである。第2に、生態系の環境収容量内に経済活動を制約することである。第3に、できるだけエントロピー増大の制約を緩やかにして、健全な生態系との均衡を保った経済活動を持続させることである。

したがって、エントロピー的制約の視点から持続可能性は、現世代と将来世代にとって利用可能な枯渇性資源、再生可能資源等の自然資本ストックの質量を将来にわたって維持することが必要となる。よって、エントロピー的制約の視点から、自然資本ストックを将来の世代にどのように残すかということが「持続可能性」の目的となる。また、エントロピーの増大を抑制し、増大の速度を緩やかにして将来の経済活動の自由度を少しでも高めることにある⁷⁴。以上から、ピアスの分類をエントロピー的制約の観点から補足すると、「持続可能性」の含意は、将来世代に豊かな地球を引き継ぐことであると解釈できる。

終章

本稿では、『成長の限界』を出発点として、経済学の観点から「持続可能性」の概念を資本ストックの管理に焦点を絞って議論してきた。

まず、新古典派経済学の観点から「持続可能性」の概念は、センセーショナルな『成長の限界』を契機に、資源の枯渇が生産活動水準の減少に結びつかない経済成長経路を議論した。すなわち、経済成長経路では、社会厚生（効用）の現在価値の最大化による持続的な経済成長を実現するために、消費水準の一定を分析対象とした。よって、新古典派経済学の観点から「持続可能性」の状態は、消費水準の一定を実現する経済成長経路として議論した。そして、その条件は、資本と資源の代替関係を前提とした市場による効率的な資源配分、資本の投資であった。

また、ピアスによると「持続可能性」は、市場価格による自然資本ストック、人工資本ストック間の代替可能性を前提とした「弱い持続可能性」と、

両資本ストックはそれぞれ機能、特性が異なるので、代替には限界があると
して補完間関係を強調した「強い持続可能性」と分類できる。この分類から、
資本ストック間の維持、管理のルールが「持続可能性」の条件として導出す
ることができる。つまり、資本ストックの遺贈として位置づけることのできる
のである。

しかし、枯渇性資源や、再生可能資源のような資本ストックは、不可逆的
な質的な劣化（エントロピー増大）により減耗は免れることができない。資
本ストックの質的観点から、資本ストックの管理を分析する必要がある。ジ
ョーレスク＝レーゲンの視点からは、エントロピー増大によって、生態系
と経済活動の関係から、経済活動の制約、廃棄物、廃熱の排出場所の制約が
生じることを指摘した。したがって、質的観点から「持続可能性」の条件は、
エントロピーの増大をできるだけ回避するために、各資本ストックを維持し、
資本ストックから生じるフローを生態系の環境容量能力内で管理することで
であると補足した。

本稿では、経済学の観点から「持続可能性」の議論は、資本ストックの管
理を焦点に絞って分析してきたが、いずれの資本ストックの管理を選ぶか
によって、将来世代の経済活動パターン、資本賦存量は異なってくるといえる。
もっとも、遠い将来世代は、過去の世代(現在の世代)と資本ストック管理に
ついて交渉できないので、弱い、強い持続可能性の選択は、世代間の公平性
を含めた議論が必要となるであろう。

(大瀧正子、本学大学院国際関係研究科後期課程)

脚注

- ¹ プルントラント委員会は、委員長であるノルウェーの元首相グロ・ハルレム・ブル
ントラント女史の名前から付けられた委員会である。
- ² 「持続可能な発展」の邦訳について、「Sustainable」を「維持可能な」「永続的」
と訳したほうが適切であるが、「持続可能な」という訳がすでに定着しているので、
本稿では「持続可能性」と訳す。(参考)都留重人.(1993), p.1.
- ³ The World Commission on Environment and Development.(1986), p.43.
- ⁴ 寺西俊一.(2003),p.3.
- ⁵ 森田恒幸・川島康子.(1993),pp.4-33.
- ⁶ マルサス。(大淵寛,森岡仁,吉田忠雄,水野朝夫訳),1986年.
- ⁷ W. Stanley Jevons. (1865).
- ⁸ メドウズ他.(1972).
- ⁹ 1987年のプルントラント委員会までは含めない。
- ¹⁰ 飯島正.(1996),pp.9-24.
- ¹¹ 均衡状態とは「人口と資本を増加させる力と減少させる力とが注意深く制御され
たバランスに達し、人口と資本が本質的に安定的な状態」をいう。メドウズ他

(1972), p.154.

¹² R.M Solow.(1986), pp.141-149.

¹³ 1974年 Symposium on the Economics of Exhaustible Resources.

¹⁴ Partha Dasgupta and Geoffrey Heal.(1974) , pp.3-28.

Geoffrey Heal.(1998), p1-21.

¹⁵ Solow(1974), pp.29-45.R.M. Solow(1986), pp.141-149.天野明弘(2003), pp.61-65.

¹⁶ J.M Hartwick. (1977), pp.927-974.

¹⁷ Geoffrey Heal.(1998), pp.1-21.

$$^{18} C = F(K, R, t) - \dot{K} - \delta K - \xi R = K^\alpha R^\beta e^\pi - \dot{K} - \delta K - \xi R$$

C = 消費フロー, R = 資源枯渇率, K = 資本ストック, δ = 資本減価償却率, π = 外生的技術進歩率

ξ = 資源抽出費用 / 単位, π = 外生的技術進歩率, α, β, ξ = 外生的パラメーター

¹⁹ Partha Dasgupta and Geoffrey Heal.(1974), pp.3-28.

²⁰ Barry C. Field (秋田次郎, 猪瀬秀博, 藤井秀昭訳), pp.132-139, 2002年.

²¹ R.M.Solow. (1974), pp.29-45.

²² R.M Solow. (1986), pp.141-149.

²³ J.M Hartwick. (1977), pp.927-974.

²⁴ Hartwick. (1974), pp.927-974.

²⁵ 使用料相当分とは、レント (rent) を意味し資源によって得られた収益から資源の成長値と資源抽出費を控除した値。

²⁶ J.M Hartwick.(1977), pp.927-974.

²⁷ R.M Solow.(1986), pp.141-149.

²⁸ Asheim.(1986), pp.395-402.

²⁹ D.Pearce, Markandya, Barbier.(1989), pp.28-50.

³⁰ John C. V. Pezzey and Michael A. Toman.(2002), p.8.

³¹ Asheim.(1986), pp.395-402.

³² David Pearce at al.(1993), p.15.

³³ Kerry Turner 等の環境経済学の London School ではピアスの分類を基礎に議論している。

³⁴ David Pearce, Kerry Turner, Ian Bateman.(1994), pp.54-64.

³⁵ David Pearce(1993), p15.もともと、自然資本ストックは、人為的な生産ではない。むしろ、資本を「有用な財ないしサービスのフローを将来に生み出すストック」として定義したほうが適切である。Robert Costanza and Herman Daly.(1992), pp.37-46.

³⁶ Carl Folke, Monica Hammer, Robert Costanza, AnnMari Jasson.(1994), pp.1-19.

³⁷ Johan van der Perk, Anna Chiesura and Rudolf de Groot.(2000)

³⁸ David Pepper et al.(1989), p.31.

³⁹ David Pearce et al.(1993), pp.14-15.

⁴⁰ 海上千明.(2005), p.91.

⁴¹ David Pearce et al.(1993), pp.16-17. (表は省略している)

⁴² David Pearce et al.(1993), pp.16-17.

⁴³ ソローの成長理論

⁴⁴ もともと、弱い持続可能性の想定している代替可能性は、現実に自然資本から人工資本への一方向だけであり、その逆まで考慮されていないことが推測できる。

⁴⁵ Pearce et al.(1994), pp.59-60.

⁴⁶ David Pearce et al.(1994), pp.59-60.

⁴⁷ David Pearce. (1993), p.17.

⁴⁸ 再生可能資源について、確かに、再生可能資源である太陽光は、総量として制限はない。しかし、太陽光を利用するために地球への到達率には限界がある。再生可能資源であっても、枯渇性資源であっても、経済活動の利用手段として有限である。Herman Daly.(1983).

⁴⁹ アメニティーとは、「生活を楽しく、快適に、便利にするもの」であるが、自然の働きに置き換えると、緑が多く、空気が澄んでいる、野生の生物と触れ合うことができると言ったそれ自体が消費者の効用を高めるものを意味する。

-
- ⁵⁰ Robert Costanza and Herman E.Daly.(1993).
⁵¹ 「産出量を一定にすると 1 つの要素の価格が上昇すれば、両要素の量が減少する。」
 Herman Daly.(1996),p.231.
⁵² Herman Daly.(1996),p.78.
 また一方で、人工資本ストックである社会的インフラ(建物、設備)と自然資本ストックの関係も補完的であるといえる。例えば、石油がなければ、石油を精製する石油精製所は成立しないし、立木がなければ、材木を加工、製造する材木製造所は操縦できないので補完関係がある。
⁵³ Herman Daly.(1996),p.80.
⁵⁴ Herman Daly.(1996),p.80.
⁵⁵ Herman Daly.(1996),p.80.
⁵⁶ 諸富徹.(2003),pp.24 - 27.
⁵⁷ 諸富徹.(2003),pp.24 - 27.
⁵⁸ ジョージェスク＝レーゲン.(1971),pp.1-28.
⁵⁹ Robert Costanza and Herman E.Daly.(1987).
⁶⁰ ジョージェスク＝レーゲン.(1971).
⁶¹ Herman Daly.(1991),pp.2-76.
⁶² Herman Daly.(1973),pp.238-252.
⁶³ Herman Daly.(2002).
⁶⁴ Donella Meadows, Dennis Meadows and Jorgen Randers.(1992),p.268.
⁶⁵ 但し、新たな自然資源の発見による資源総量の増加は含まれていない。
⁶⁶ P.A Victor, J.E. Hanna, A. Kubursi.(1995),pp.75-94.
⁶⁷ P.A Victor, J.E. Hanna, A. Kubursi.(1995),p.78.
⁶⁸ 以上のピアスの分類に従うと、ローマ・クラブの『成長の限界』は、将来世代のために枯渇性資源の維持、確保を求めている点で、強い持続可能性に分類できる。
 Kerry Turner et al.(1993),pp.75-94.
⁶⁹ David Pearce, Kerry Turner, Ian Bateman. (1994),pp.54-64.
⁷⁰ ジョージェスク＝レーゲン.(1985),p.85.
⁷¹ David Pearce.(1993),p15.
⁷² Brown Weiss.(1989),pp.26-31.
⁷³ もっとも、ピアスはエントロピー的制約の観点から持続可能性の分類を考察していない。
⁷⁴ なお、ピアスの分類に従えば、「強い持続可能性」であるが、地球環境の制約要因を生態系維持の観点から考慮した持続可能性と説明できる。

[参考文献]

(英語)

- Andrew Dobson.**(1996), “Environmental Sustainability, An Analysis and a Typology”, *Environmental Politics*, Vol.5,No.3, pp.401-428.
Brown Weiss.(1989), *In Fairness to Future Generations; International Law, Common Patrimony, and Intergenerational Equity*. The United Nation University.
Carl Folke, Monica Hammer, Robert Costanza, AnnMari Jasson.
 (1994),“Investing in Natural Capital -Why, What, and How?”, *Investing in Natural Capital: the ecological economics approach to sustainability*. Island Press. pp.1-19.
David Pearce at al.(1993), *Blueprint 3 ; Measuring sustainable development*, The Sequel to Blueprint for a green economy. Earthscan.
David Pearce, Kerry Turner, Ian Bateman.(1994),*Environmental Economics: An Elementary Introduction*. Harvester Wheatsheaf.
David Pepper et al(1989), *The Roots Modern Environmentalism*. Routledge.
Donella H. Meadows, Dennis L. Meadows, Jorgen Randers, William W. Behrens

-
- III.(1972), *The Limits to Growth: A Report for the Club of Rome's Project on the Predicament of Mankind*, Universe Books.(大来佐武朗訳『成長の限界—ローマ・クラブ「人類の危機」レポート』ダイヤモンド社,1972年.)
- Geir B. Asheim.**(1986), "Hartwick's Rule in Open Economies.", *Canadian Journal of Economics*, Vol.19. pp.395-402.
- Herman Daly.**(1990), "Toward some operational principle of sustainable development", *Ecological Economics*.Vol.2. pp.1-6.
- _____.(1996), *Beyond Growth; The Economics of Sustainable Development*. Beacon Press. (新田功,蔵本忍,大森正之訳『持続可能な発展の経済学』みすず書房, 2005年)
- _____.(1991), *Steady-State Economy*. Island Press.
- _____.(2002), "Sustainable Development: Definitions, Principle, Policies", *Invited Address, World Bank*, April 30, Washington D.C.
- J.M Hartwick.**(1977), "Intergenerational Equity and Investing of Rents from Exhaustible Resources", *American Economic Review*,Vol.66, pp.927-974.
- Johan van der Perk, Anna Chiesura and Rudolf de Groot.**(2000), "Toward Conceptual Framework to identify and operationalise Critical Natural Capital", *Discussion paper for second meeting of CRITINC-project* (Wageningen University and Research Center).
- John C.V. Pezzey and Michael A. Toman.**(2000), "The Economics of Sustainability: A Review of Journal Articles", *Discussion Paper* 02-03, Resources for Future.
- Nicholas Georgescu-Roegen.**(1971), *The Entropy Law and the Economic Process*. Harvard University Press. (高橋正立,神里公,寺本英,小出厚之助,岡敏弘,新宮晋,中釜浩一共訳『エントロピー法則と経済過程』みすず書房, 1993年.)
- _____.(1975), "Energy and Economic Myths", *Southern Economic Journal*, Vol.41,No.3, pp.437-381.(小出厚之助,室田武,鹿島信吾訳,『経済学の神話:エネルギー、資源、環境に関する事実』東洋経済新報社, 1985年.)
- P.A Victor.**(1991) "Indications of sustainable development; some lessons from capital theory", *Ecological Economics*,Vol.4. pp.191-213.
- Partha Dasgupta and Geoffrey Heal.**(1974), "The Optimal Depletion of Exhaustible Resource", *Review of Economics Studies Symposium*. pp.3-28
- R.M.Solow.**(1974) "Intergenerational Equity and Exhaustible Resources", *Review of Economic Studies Symposium*. pp.22-45.
- _____.(1986), "On the Intergenerational Allocation of Natural Resources", *Scandinavian Journal of Economics*, Vol.88, pp.141-149.
- Robert Costanza and Herman E.Daly**(1992), "Natural Capital and Sustainable Development", *Conservation Biology*,Vol.6, pp.37-46.
- _____.(1987), "Toward an Ecological Economics", *Ecological Modelling*, Vol.38, No.1-2. pp.1-7.
- The World Commission on Environment and Development.**(1986), *Our Common Future*. Oxford Press.(大来佐武朗監修『地球の未来を守るために』福武書店, 1986年.)
- W. Stanley Jevons.**(1865), *The Coal Question; An Inquiry concerning the progress of the notion, and the probable exhaustion of our coal-mines*, Vol.9, The Writing on Economics of W.S. Jevons, Palgrave.
- Wilfred Beckerman.**(1976), *In Defence of Economic Growth*, Jonathan Cape. (堺

-
- 屋太一訳『経済成長擁護論-終末論を告発する』日本経済新聞社, 1976年.)
(日本語)
- 飯島正.『地球環境論-「成長の限界」から「限界を超えて」まで-』文化書房博社,
1996年.
- 海上知明.『環境思想:歴史と体系』NTT出版社, 2005年.
- 寺西俊一.『新しい環境経済政策-サステイナブル・エコノミーへの道』東洋経済新報
社, 2003年.
- 諸富徹.『環境』岩波書店, 2003年.
- 森田恒幸・川島康子.『『持続可能な発展論』の現状と課題』『三田学会雑誌』85(4),
pp.4-33, 1993年.
- 都留重人.『地球環境と南北問題』『環境と公害』22(4),p1, 1993年.

The Concept and Condition of Sustainability: Discussion from ‘The Limits to Growth’ (1972-1986)

This paper deals with the interpretation of sustainability from economics, discussed several times since *The Limits to Growth*, in 1972. After that late of 1980s, with the publication of *Our Common Future* by World Commission on Environment and Development, defined the ‘Sustainable Development’ which helped launch a new agenda for both economic development and environment. However, the sustainability proved a remarkably difficult concept to define and use precisely. According to an environmental economist, David Pearce, concerning the capital’s rule is also identified the main concepts of sustainability deriving from the ‘weak’ and ‘strong’ approaches in order to understand the relations of ecological and economic sustainability.

The criticisms of the original limited to growth from the conventional neoclassical-economists, Dasgupta- Heal, Solow and Hartwick argued that an economy with exhaustible resources involved in production able to provide a constant consumption for infinite time (Present-Value optimally growth path). It is also analyzed the condition of sustainability by David Pearce: in the conventional economics approach the ‘weak sustainability’ that demands the overall stock of capital be ‘constant’, with no special regard being paid to environmental capital stock. The other hands, ‘strong sustainability’, an ecological economist, Herman Daly argued that natural and human-made capitals are complements rather than a substitute and it requires that each of stock be ‘constant’. Because conventional economist have been lacked the view of the limited ecosystem’s capacity; the flow of natural resource capital is being decreased the quality and quantity by the entropy-law, the thermodynamics.

(OTAKI, Masako, Doctoral Program in International Relations,
Graduate School of International Relations, Ritsumeikan University)

国際結婚の理論モデル構築に向けて
～先行理論の再検討と研究課題の提示～

大西裕子

目次

はじめに

1. 国際結婚の現状と意義（問題の所在）

- 1-1. 国際結婚の現状（統計）
- 1-2. 国際結婚の意義
- 1-3. 実証的な先行研究の概観

2. アメリカ社会学の Intermarriage 理論

- 2-1. 接近理論（類似性と相互作用）
- 2-2. 交換理論（上方婚と社会規範）
- 2-3. 日本人のケースにおける両理論の限界性と課題（小括①）

3. 国内社会学における配偶者選択理論

- 3-1. 「結婚」
- 3-2. 理論的課題の再検討（小括②）
- 3-3. 「結婚適格者」の議論と国際結婚の位置づけ
 - 3-3-1. 大橋照枝の議論
 - 3-3-2. Karen Kelsky のエスノグラフィー
 - 3-3-3. 山田昌弘の議論
 - 3-3-4. 結婚適格者議論の課題（小括③）

おわりに ～研究課題の提示～

はじめに

本論文は、日本人の国際結婚が生じるメカニズムを説明する理論モデル構築に向けて、現在までの理論的研究内容を批判的に考察し、新たな研究課題を提示することを目的としている。その際には、国際結婚が家族と国家という公私に互って越境的存在であるという仮説にたち、これまでの研究では軽視されてきた越境性を主題化する国際人口移動論の視点から再検討を行うことで、先行研究の限界性を補完する。

今や日本人の結婚の15組に1組が国際結婚と推計されており、社会的な関心・問題も増大している。しかし、日本人の国際結婚を説明する理論モデル形成の試みは存在せず、結婚後のインパクトや問題解決の側面ばかりが強調されてきた。

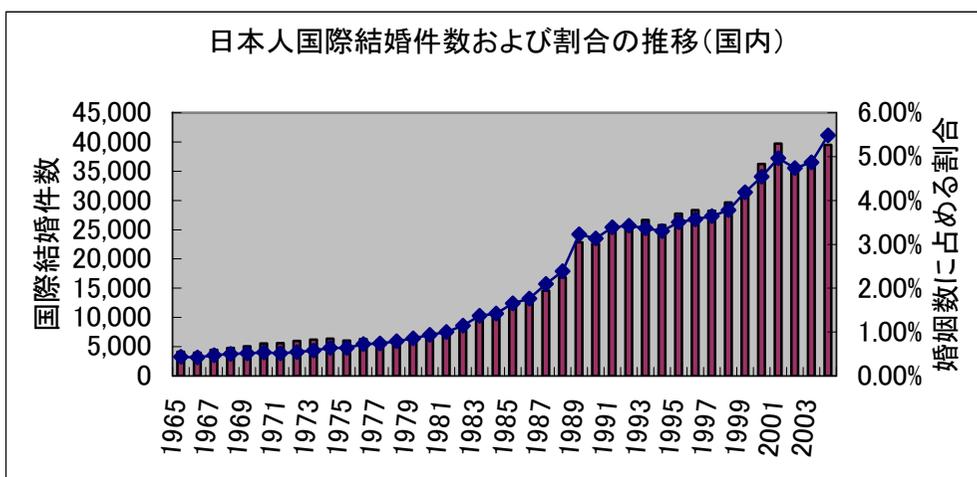
本論文では、日本の国際結婚の現状について概観した後、他集団間結婚についての理論的研究が進んでいるアメリカ社会学の理論を考察し、日本人の国際結婚への適用可能性と限界性を明らかにする。次に、アメリカ社会学の理論の借用から研究が始まっている国内の配偶者選択理論を紹介し、国際結婚へ応用する際の理論的課題を検討する。そして、近年、関心や研究蓄積が増大している晩婚化・未婚化研究から、日本人の「結婚適格者」の様相を明らかにし、その中に国際結婚を位置づける場合に留意すべき点を論考する。最後に、今後の実証研究と独自の理論モデル形成に向けた研究課題を提示する。

本論文で主題としている国際結婚は、日本国籍保有者と外国籍保有者間の結婚であり、英訳は *international marriage* である¹。一方で、アメリカの研究においては、*inter-racial*, *-ethnic*, *-religious* など、集団の規定方法が多様であり、総称として *intermarriage*, *mixed marriage* が用いられることが多い。本論文では、その総称の日本語訳として「交婚」と表現している。

1. 国際結婚の現状と意義（問題の所在）

1-1. 国際結婚の現状（統計）

日本人の国際結婚は、近年急速に増加しており、2004年の日本人の国内婚姻件数全体（720,417組）に占める国際結婚（39,511組）の割合は5.5%で、李が推計した国外登録も含めると6.6%（15組に1組）にも及び、東京都に至っては10%に迫る勢いである（李、2005、2006）²。



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部編『平成16年人口動態統計上巻』（財）厚生統計協会（平成18年3月15日発行）、pp.444-445をもとに筆者作成。

国内登録された日本人の国際結婚件数の約8割は、日本人男性と外国人女性との結婚（30,907組）で、相手国籍は、中国（11,915組）、フィリピン（8,397組）、韓国・朝鮮（5,730組）、タイ（1,640組）の順で、上位3カ国が大部分を占める。一方の、日本人女性（8,604組）の相手は、韓国・朝鮮（2,293組）、米国（1,500組）、中国（1,104組）で、「その他」が全体の32%を占め、国籍はかなり多様化している。また、海外で届け出された国際結婚数（8,903組）は国内の約2割程度であるが、男女の比率は逆転し、約85%は日本人女性と外国人男性によるものである。そして、日本人男性の海外での国際婚姻数が伸び悩む中で、日本人女性は顕著な増加傾向にある。人口動態統計報告には海外登録分は掲載されないが、前出の李の推計によると、2004年の国内外の総計では日本人男性の相手は、中国人38%、

フィリピン人26%、韓国・朝鮮人18%となり、日本人女性の相手は、アメリカ人24%、韓国・朝鮮人17%、中国人10%であった（『朝日新聞』、2005/12/30 朝刊）。

1-2. 国際結婚の意義

前節の統計から、国際結婚に関する問題が社会的に顕在化していることは容易に理解できるが、国際結婚には重要な社会的意義がある。海外の研究では、inter(ethnic) marriage がパートナーの両国もしくは国内社会における両グループの文化的・社会的距離を縮小させるという意義を強調するものが多いが、現在の日本社会における国際結婚の意義としては、以下のような点が挙げられよう。①理論的な点では国際結婚(international marriage)が、一つの国民集団に依拠する者同士の他国籍間の(inter-national)結婚ではもはやなく、複数の集団間を往来するグローバルないし越境的な(trans-border)結婚に当事者の実態においてもなっていること、②実際の意味では、越境移動と同時に生活の拠点を確立して定住志向も高いことから、(移動だけで終わることも多い国際労働力移動と比べて)移動と定住の領域にまたがり、出身国、定着国の双方と国籍を含む紐帯を維持し、長期的な社会的影響を及ぼす性格を有していること³、③発端は労働者としての生産活動かもしれないが、結婚を経て人口的・社会的再生産に関わる可能性が高く、生産と再生産の領域にまたがること⁴、④変容過程にある日本人の結婚・家族観、性別役割分業や女性の社会参加に関するジェンダー観のゆらぎを更に加速させると同時に、人権概念の普及と少子高齢化対策も考慮にいたれたグローバルスタンダード形成の可能性と必要性を喚起すること⁵、⑤日本社会におけるマイノリティ、外国籍住民との共生の道を探る上で、国際結婚を通じて現れる日本との共通性、異質性の確認を通じて異文化への正確な理解を得ることができること、⑥地域統合の深化や安全保障との関連⁶についても考慮や議論を促す可能性があること。

つまり、国際結婚は単なる家族問題や異文化理解論の分野のみならず、国際人口移動や市民権の問題、ひいては国民国家や国際関係の問題と密接に関連する。近代家族は近代国家の基礎単位であるとするならば⁷、国際結婚は「家族」にも「国家」にも新しい光を投げかける。換言すれば、公的には外国籍者であり越境者でありながら、私的領域では自国民と家族を形成し、「^{ヘーフ}半国民」を再生産する⁸。そしてそれは、「市民」という概念を用いて社会的包摂を実現できるのか、国民の伝統や同質性と国際社会による多様化の圧力とのバランスをどのように保つのか、という問題を提起する。このように、国際結婚は公私において越境的存在であり、理論的にも実践的にも非常に意義深い。

1-3. 実証的な先行研究の概観

国際結婚の量的拡大と社会的なインパクトを背景に、昨今では学術的にも関心が高まっている。しかしながら、国際結婚が発生・増加しているメカニズム解明のための本格的な実証研究は存在せず、それぞれの学問領域において、国際結婚がもたらすインパクトや問題解決の側面に重点をおいているものが多い。実証的な研究を整理すれば、①明治期の開国後から現代までの国際結婚（写真花嫁や戦争花嫁を含む）についての歴史社会学的考察、②国際結婚カップルの文化人類学的研究（ライフストーリーやエスノグラフィ）や、ジェンダー的視点から性別役割や支配的言説に注目する研究、③ジャーナリスティックに国際結婚カップルを捉える文献、④東北地方を中心とした「農村花嫁」に焦点をあてた研究、⑤夫婦間の問題をカウンセリングや異文化コミュニケーション論的視点から分析する研究、⑥第2世代への文化継承（特に言語やアイデンティティ）に着目する異文化間教育・社会言語学的考察、⑧国籍法や国際私法を中心とした法的問題の研究—などが中心的成果として挙げられる。その他は主に社会学（家族社会学、都市社会学、国際社会学、移民研究など）の分野で、一現象として部分的・間接的に取り上げられることが多い。

日本人のケースを含めた海外の実証研究は、ジェンダー論や文化人類学、異文化関係論の視点から考察を行っているものが多い。その重要な貢献として、国内研究では軽視されてきた国際人口移動（の女性化）の視点を以て、なぜ移動するのか、移動した結果どうなるのかという視点から論じているものが多い点を指摘したい⁹。しかし、国際結婚発生を説明する分析枠組みについては、十分な議論が尽くされていない。

つまり、統計的な整備が国際的に遅れており、事例分析を中心として国際結婚が当事者や家族に与えるインパクトに注目するものが大半であり、特に国内研究においては、国際人口移動の一環として越境するダイナミズムを捉える認識が薄い。そうした視点の欠如は、国際結婚発生メカニズムやプロセスについての理論的検討においても、海外、特に移動性・越境性が関係しない多民族社会（アメリカ）の研究成果やモデルを適用・追認する傾向や、日本人同士の結婚の延長線上に国際結婚を位置づける姿勢に表れている。

そこで次章以降で、日本人の国際結婚について、先行理論的研究を批判的に考察し、研究課題を検討する。

2. アメリカ社会学の Intermarriage 理論

2-1. 接近理論 (類似性と相互作用)

なぜ、交婚(intermarriage)が生まれるのかという問いに対しては、多民族社会の長い歴史をもつハワイを中心としたアメリカ合衆国や、複雑な民族関係を抱えるイスラエルで研究の蓄積が進んでいる。その中で代表的理論として認識されているのが、同質性・類似性と相互作用の頻度で交婚を説明する接近理論と、結婚による社会的移動に着目する交換理論である。本節では、接近理論を説明する。

「同族同士の結婚は、エスニックコミュニティの維持やアイデンティティを保持していくうえで、基本的かつもっとも自然な紐帯」(過、2003、p.346)であり、どの社会・集団も基本的には内婚を好む¹⁰。接近理論(propinquity theory)は、こうした「似た者同士が結婚する」概念に依拠している。

中でも、宗教的内婚に着目し、多様な民族的背景をもつ移民が同一宗教内で交婚する確率が高いことを数量的に明らかにして、アメリカはカソリック系、プロテスタント系、ユダヤ系という3つのメルティングポットに収斂していくだろうと論じた研究 (Kennedy、1944) は、大きな注目を浴びた。一方で、「接近」を物理的・地理的近接の意味で論じて、両パートナーの婚姻前の住所を分析し、近所に住んでいる者同士は交婚率が高いことを立証した研究 (Bossard、1932) や、ハワイにおいて都市居住者に交婚が多く認められるとした研究 (Parkman et al.、1967) もある。しかし、アメリカのような居住地域の棲み分けが進んでいる多元的な社会では、住所の近接は経済的・社会的な近接や出身地域 (民族・文化) が類似したグループの集住を意味することも多く、都会に住んでいる者については双方の民族的・文化的な差異を超えて交流することが多い上、都市性(urbanity)という文化を共有している。

つまり、接近理論が依拠する「同類婚」、「内婚」、「接近」の概念をめぐるのは、宗教的類似性や物理的近接性だけではなく、他にも人種 (Hollingshead、1950) や社会経済的地位 (Centers、1949 ; Fu et al.、2000 ; Hollingshead、前同) など、集団をどのように規定するかという社会学的研究対象に対する分析枠組み上の混乱がみられる。

こうした混乱を克服しようとしたのが、ピーター・ブラウらの研究である (Blau et al.、1984)。彼らは、諸個人の相互作用 (「社会圏の交差」) に注目したジンメルらのミクロ社会学理論をマクロなレベルへ応用したマクロ構造論によって、多様に規定される社会的集団間の交差と相互接触の機会が増えれば、集団間結婚も増加すると説明した。つまり、個人はそれ

それぞれ異なる集団一居住地、職業、民族、学歴などに同時に属しているが、各集団が交わる確率が高くなると、特定の集団への帰属意識や集団間の距離が縮小・弱体化し、集団間交婚につながると結論づけた。例えば、民族が異なっても学歴や言語が類似している場合や、宗教が異なっても居住地が近接している場合などである。逆に、人種間交婚率の低さについては、人種と社会経済的格差（学歴、職業、収入）が結びついているため、人種間距離が決定的になっていると説明している（前同、p.588）。そして、その際に作用する重要な社会的構造は、人口構成（結婚可能人口の規模と男女比）と相互作用する機会の有無である。

「異民族が混住する地域社会において、移住歴が長く地域に愛着を感じながら生活する人が、異民族を含めた他者とのフェイス・トゥ・フェイスで接触できる職場、学校、その他の地域集団で、行動を共にしながら価値観や生き方を共有し合う日常を長期的に積み重ねた場合、一方で自らの民族性を顕示しながら、他方で民族性以外のアイデンティティ—たとえばクリスチャン、同一階層への帰属意識、同じ趣味の持主、あるいは地域の仲間意識等々—を共有しつつ、民族を超えた結合の可能性がある」（二階堂、2002、p.510）。これが接近理論の命題である。

2-2. 交換理論（上方婚と社会規範）

前節の接近理論に対して、交換理論は相違があるからこそ結婚するという heterogamy の概念に依拠している。端的に説明すれば、社会・経済的階級が高い（高学歴・高収入）黒人男性と低階級の白人女性が、互いの獲得的地位(class)と生得的地位(caste)の利点を「交換」することで、社会的にはタブーとされた結婚が生じると論じたもので、代表論者はロバート・マートンである（Merton、1941）。

マートンは、交婚には、文化的志向、収入の分配、シンボルとしての地位が密接に関連していると述べている（前同、p.361、要約内）。つまり、機能主義者である彼の概念で最も重要なのは、上方婚志向(hypergamy)¹¹と結婚に関する社会的な規範である。特に当時のアメリカでは人種間結婚は一部の州では違法とされていた¹²。一方で、民主主義を信条とし、社会的上昇移動を強く志向するアメリカのような社会では、上方婚は地位達成の重要な手段となる。規範と上方婚とを相殺することで、人種間交婚が生じる。マートンは、結婚が当事者にとっては単に愛情から生まれた出来事かもしれないが、精神（心理）的な反応は社会的にはっきりと構造化されていると主張し、非構造的で個人主義的な見解を排除する（前同、pp.371-373）¹³。

2-3. 日本人のケースにおける両理論の限界性と課題 (小括①)

日本の国際結婚研究においては、接近理論と交換理論の枠組みをほぼそのまま適用している傾向がある。例えば、社会学の分野で先駆的かつ包括的な研究をした竹下(2000)も、内婚規範の相対化、人口構成、異文化への魅力、物理的・社会的近接が、現代の日本人の国際結婚¹⁴を規定していると表面的な裏づけを行っている。竹下の表面的な理論的考察と断片的な質的データについて批判している文化人類学者の新田は、1988年論文では、近接要因、社会経済的要因、男女差、文化的要因から国際結婚発生の説明を試みているものの、1995年論文では、結婚の動機としては交換理論の枠組み、結婚までの経過については接近理論の枠組みを使用すべきであるという指摘をしつつ、一般的には恋愛国際結婚が接近理論、見合い国際結婚のケースには交換理論の枠組みが適当であると単純化した結論に終わっている。また、人口学的研究で実績のある小島(1992)も、社会経済的類似性、空間的分離、民族宗教的類似性、人口構成、教義と内婚規範、相互作用の頻度という要因に、「入管法・国籍法・婚姻法」を加えて、更に、性的魅力、人口学的属性、同化を通じた社会移動も含まれるだろうと論じている。しかしながら、欧米諸国の入移民の結婚・交婚に関する統計と既存研究の紹介と比較を通して、上記諸要因の正当性を論証しているにすぎない。

つまり、アメリカの *intermarriage*—アメリカ人同士の結婚という意味では *endogamy*—の理論を、日本人の国際結婚(*exogamy*)に適用するにあたって、以下のような理論的問題の検討は行われていないままとなっている。

まず第一に、両理論が生まれたアメリカは入植者によって建国された移民国家であり、「アメリカ人」と一概に表現しても、民族・言語・宗教などは非常に多様である。それ故、アメリカにおける交婚は多様な集団間の距離を縮小させ、社会的統合に大きく貢献するという意義をもつのである。一方で日本は、1985年時点で約68万人の韓国・朝鮮人が登録外国人の8割を占め最大のエスニック集団(総人口比0.7%)を形成していた非常に単一民族観の強い国家である。1985年以降、ニューカマー¹⁵の流入が急速に拡大した¹⁶が、2005年時点でも在日外国人の総人口比は1.5%であり、その割合は他の欧米先進国に比べると著しく低い。つまり、日本人の国際結婚は、当事者である日本人か外国人、あるいは双方の越境移動のプロセスの一環として位置づけることが必要である。

第二に、マーフィー重松が「アジア人民族集団には、強い自民族中心主義社会が形成されているために、民族性と国籍を同一視する傾向が強い」(マーフィー重松、2002、p.66、p.102)というように、日本国籍保持者=日本文化を共有する者=日本人(民族)という社会認識が強いことも重要である。日本人の国際結婚は理論上、他文化・他民族との結婚と同義である。

つまり、国籍^{nation}と言語、民族、宗教¹⁷などの規定線・境界線が交錯することはなく¹⁸、理論的に、日本人と外国人が共有するのは獲得的な属性、すなわち教育的・社会経済的な近接と物理的的近接だけとなる。

第三に、交換理論については1941年当時のアメリカで論じられたという時代的限界性があるが、上方婚志向と結婚相手選択についての社会的規範は現代にも存在することから、単なる人種(caste)と階級(class)の二項関係から拡大して、結婚に至る内発的動機とそれに影響している社会文化的要因について考察することは必要である¹⁹。

第二と第三の点に関して、日本人の国際結婚はアメリカと違って、相手が「外国人」であり、国際的な要因が関与している点は看過できない。竹下や新田は、国際結婚カップルの学歴に有意な差は確認できなかったとして、教育的同類婚を主張し交換理論を批判している(竹下、前掲書; Nitta, 1988) が、それは至って個人主義的で一元的見解である。結婚する男女は、将来の経済的安定や地位、社会的立場や愛情の形成が見込まれるような社会・経済・文化的な資源を互いに交換する(Kalmijn, 1998, p.398) から、たとえ教育的には同類婚(homogamy) であっても、日本人の国際結婚(exogamy) がどのような資源の交換を意味するのかを特定化する必要がある。

以上の点に通底する四点目として、intermarriage をあくまでも集団間関係における一社会現象として条件やモデルを導き出しているという方法論的問題点を指摘しなければならない。つまり、集団は分析枠組みによって様々に規定されるが、概念自体は本質主義的傾向が強く、複数の集団の同化や社会統合の指標として取り扱われているため、集団概念の相対化が進行していることや、社会的構造・機能における諸個人の主体性や個別性については軽視されているという弱点がある。

3. 国内社会学における配偶者選択理論

3-1. 「結婚」

アメリカでの研究が、多民族社会を背景に intermarriage (交婚) 自体を対象にしてきたのに対して、日本の結婚研究では国際結婚が主題化されることはほとんどなく、(endogamy に属する) 日本人同士の結婚の延長線上で、(exogamy に属する) 国際結婚がごく一部で論じられてきたにすぎない。そこで本節では、家族社会学の入門的なテキストの解説²⁰を紹介し、配偶者選択がどのように理論化されているのかを考察し、次節以降で理論的な課題を追究する。

現代の日本人の配偶者選択傾向についてはまず、「社会的文化的属性においては、同類婚傾向が優勢である」と説明されており、社会的属性や文化的関心などにおいて共通点をもつ相手と出会う機会を提供する場所として、第二次生活領域、とりわけ職場が中心的役割を果たすと述べられている。しかし一方では、「学歴では、妻は上方婚、夫は下方婚の傾向がある」とも言及されており、テキストでは、アメリカの社会学者であるカツとヒルの規範-相互作用説を引用して²¹、A)文化的規範に適合する結婚適格者の範囲内、B)その範囲内における相互作用の蓋然性の直接的影響、C)その蓋然性は距離と直接に関連する—という3つの基本仮説を取り上げている。つまり、接近理論と交換理論の命題がそのまま借用されている。

その後、テキストでは、発達アプローチの視点から、婚前関係形成の概念—①類似性認知、②親密度達成、③自己開示、④役割取得、⑤役割適応、⑥関係結晶化の各過程—と、その過程における選択-拒否の過程のモデル²²を解説しており、接近理論や交換理論が等閑視していた関係形成の主体的プロセスに対する視点を提供している。

3-2. 理論的課題の再検討 (小括②)

ここで、発達アプローチの視点を取り入れた配偶者選択理論 (endogamy の観点) から国際結婚(exogamy)を考えるにあたり、前章 (小括①) で挙げた問題点をふまえて考慮すれば、検討すべき点は次の四点に洗練できるであろう。最初の二点は、接近理論が着目した相互接触と相互作用の過程において、カップルの一方が「外国人」であるという社会文化的な越境性がどのような影響を及ぼしているのかという相互作用の個人的でミクロな側面と、相互接触の機会の提供という点に関して、「外国人」がいかに関日本社会に受容されているか、位置づけられているかというマクロで社会構造的な側面をどのように理論に組み込むかというポイントである。言い換えれば、第一点目は、ある日本人と外国人が結婚に結びつく蓋

然性の高い共通点や属性上の同質性をもっているとしても、その一方では日本人同士の場合には起こりえない文化的・社会的な相違点があるはずである。それを克服するためにどのような相互作用や社会化プロセスを経験するのかを体系的に考察する必要がある。二点目は、前節 C)「相互作用の蓋然性と直接関連する距離」を規定する物理的な要素について、越境者である「外国人」は日本社会で就労・就学・生活するのに何らかの経済的・社会的・法的な制約を受けていると考えられ、日本国内で同じ第二次生活領域内に属する者同士でも、特に所属する（民族・人種・文化的）集団によって、相互接触・作用する機会や頻度が構造的・制度的に制約・規定されている可能性がある。つまり、相互接触の可能性とプロセス、互いの集団の社会的・物理的距離については、国際人口移動や外国人統合の枠組みの中に位置づけることが必要である²³。

三つ目の課題は、前節 A)「結婚適格者」の規定に影響を及ぼす社会・文化的規範、特に上方婚概念に関して、学歴や収入、年齢といった属性以外の多様な社会・経済・文化的諸特性の上下関係について、現代的・越境的文脈を視野に入れて精緻化する作業である。その折には、社会に制度化されており、個人に内面化されている社会・文化的規範と、個人の目的や動機、条件との関連性・位置づけを見ることで、相対化している要素や強化・再生産されている要素・資源などが特定できるであろう。そして最後は、接近理論の同類婚概念と交換理論の上方婚概念の論理的に矛盾した両立関係について、どのような概念的両立、あるいは時系列的前後関係が成り立っているのかのプロセスを体系化する作業である。

3-3. 「結婚適格者」の議論と国際結婚の位置づけ

前節までは、配偶者選択には大きくわけて接近理論と交換理論という二本柱があることを説明し、国際結婚の配偶者選択メカニズムを解明するために必要な4つの課題を提示した。しかし、4つのうちの3つが関係形成・目標達成の過程に着目している中で、三つ目の課題—「結婚適格者」概念の精緻化作業—すなわち、現代の日本人がどのような相手を結婚に相応しいと考えるのかというテーマについては、近年社会的に大きな問題となっている未婚化・晩婚化現象を理論化する取り組みの中で、盛んに議論されている。

従って本節では、なぜ現代の日本人は結婚を先延ばしにしているのか、あるいは結婚しないという選択を（意図的であれ、結果的であれ）選んでいるのかについての研究から、現代の結婚適格者の様相を明らかにし、その中で「外国人」を結婚相手とする国際結婚がどのように位置づけられるか、あるいは位置づけられているのかを考察したい。

3-3-1. 大橋照枝の議論²⁴

大橋はフェミニストであり、結婚制度が家父長制を再生産しているという立場から結婚制度そのものに否定的立場をとり、女性の社会進出による経済的自立と日本の家族のあり方への拒絶反応、つまり、社会的に制度化された結婚制度や結婚観への拒絶や反発によって、晩婚化・未婚化現象を説明する。

大橋は、1979年以降、「心の満足」が称揚され、1983年に「住」よりも「余暇」に重点が移り、1986年以降に「毎日の生活を楽しむ」という価値観が好まれるようになったという消費社会の成熟過程において、より個に収斂しパーソナル重視の風土が形成され、その中で高学歴化し、労働力として高い付加価値をつけた女性にとって、結婚の経済的・社会的メリット・必要性が低下してきたという。具体的な経済的要因としては、男性の家事・育児・介護への低い参加率による女性の負担増と不公平感、労働市場からのリタイアによる機会費用の損失、子どもの教育費・養育費の負担を挙げている。社会的要因としては、「個」が重視されるような価値観の形成によって、家族の「互換性」(compatibility)や「相互補足性」(complementary)のメリットが低下する一方、家庭における男女共生型の価値観が成熟していないと主張する。そして、この延長線上に日本人(女性)の国際結婚を位置づけているのが、次の Kelsky である。

3-3-2. Karen Kelsky のエスノグラフィー²⁵

Kelsky は、日本の前近代的で閉鎖的な企業・家族システムから、開放的で刺激的な「海外(西洋)へ逸脱・脱出(defection)する日本人女性が抱く、西洋的ライフスタイルや西洋人(男性)への憧れ、もしくは、西洋が可能にする「新しい自分」や「個としての生き方」についての憧れを主題化している²⁶。その中でとりわけ注目しているのは、文化のグローバル化によって再生産されている eroticized and racialized power/hierarchy で、白人男性を fetish object とみなす風潮や、日本人女性に対する性的な表象・関心などといった文化的形態である。Kelsky は、(社会・経済的関係や歴史関係を反映した)階級、ジェンダー、人種、(所属社会における)性的位置づけ(sexual positioning)が、越境移動(結婚)をどのように動機づけているかという面に焦点をあてており、階級・ジェンダー・人種のヘゲモニーを握る欧米系(白人)男性と結婚する日本人女性のケースがまさに、結婚による越境的な上方移動であると捉えている。

Kelsky の研究から導き出される重要なポイントとして、3点あげられる。一点目は、日本社会の家父長制と対比する西洋社会に憧れている日本人女性の結婚観が必ずしも、「個」と

しての社会的上昇の結果、男女同権で対等なパートナーシップの上に成立する結婚を望んでいるのではなく、「個」としては認めて欲しいが、あくまでも男性側の経済力や「やさしさ」への依存心や、「レディーファースト」の優雅な生活への願望は捨てきれない点である。二点目に、明治開国直後の津田梅子の事例から始めて、当時の脱亜入欧的な努力、軍国主義の台頭、敗戦後のGHQによる占領という近代から現代までのアメリカ（男性）と日本（女性）の関係史において、絶えず「日本社会（男性）から救済すべき」対象（家父長制の被害者）として日本人女性が捉えられてきたことを描くという Kelsky のテーマ設定自体が、オリエンタリズム的バイアスを前提しており、シンボルとして表象される階級、ジェンダー、人種、エスニシティ、ナショナリティなどの諸特性について、当事者の個別で多様な認識や価値観、経験との関係性や、社会・経済・文化的背景の推移や差異などは十分に考慮されていない。三点目として、日本人女性の「憧れ」が実現せずに、日本人としての自覚やアイデンティティが強化されるケースや、「（日本で）一人で生きていく」と決意するケース、「日本」「欧米」という枠組みに縛られない、あるいは双方を自在に操るハイブリッドアイデンティティが形成されるケースを取り上げて、「欧米人との結婚による上方移動」という当初の思惑やイメージが相対化・流動化していることも描かれている。

以上三点のうち、後の二点については後に再度検討するが、最初の点について指摘し、理論化を試みている家族社会学者の山田を次に紹介する。

3-3-3. 山田昌弘の議論²⁷

山田は、女性にとっては結婚相手で生活水準が変わるため、独身時代と自分の両親の生活水準が維持あるいは向上する見込みがなければ、なかなか結婚には至らず、さらにシンデレラガールや「玉の輿」が肯定されるなどの規範的影響もあって、未婚化が進行しているという。言い換えれば、女性が男性に「経済力」を求め、男性が女性に「家庭的責任」を求めるといった公私の別で男女役割分業が明確にされていた近代家族型の結婚観・家族観、つまり現在未婚化を引き起こしている世代の親世代の結婚観が内面化されている一方で、経済の低成長が続き、実際にはそうした結婚観を実現させるような甲斐性を同世代の男性に期待できず、経済的・精神的にも自由である独身を続ける傾向にあるという。そして山田は、特に高学歴・高収入な父親をもち、自身も高学歴な女性にとって、「よりよく生まれ変わらせてくれる」結婚相手は欧米系男性となり、国際結婚が増加していると説明しているのである²⁸。これは、欧米系男性を社会・経済・文化的に一般的な日本人男性よりも上位に位置づけている点で、Kelsky と同様にオリエンタリズム的バイアスがかかった論理である。

3-3-4. 結婚適格者議論の課題 (小括③)

以上の各議論から、「結婚適格者」概念の精緻化作業において留意すべき点として、次の4点を指摘したい。第一は、大橋と山田の議論の相違点である社会的制度化された結婚からの反発・拒絶か、個人的内面化された結婚観・結婚制度の延長のどちらに国際結婚が位置づけられているかの分類を明確にすることである。そして、両ケースにおいて、結婚相手として理想化されるのは、ナショナリティ(国籍)か、エスニシティ(民族性)か、人種か、言語や文化などのライフスタイルなのか、単に人口動態的属性的なのか、特性を特定化し、体系化することが第二の点である。つまり、当事者が育った環境でどのような結婚観を抱いていたのか、それが外国人と結婚することについてどのようにつながっていたのかを考察し、結婚制度・規範に対する自分の価値観や位置づけについての認識が生成される過程を明らかにすることである。第三は、Kelsky が明らかにした「国際結婚」幻想の崩壊やハイブリッドアイデンティティの形成という点に着目し、越境経験や結婚相手との社会関係・相互作用の過程で、当初の結婚観や国家観、自分の準拠集団や制度内における地位や役割の認識、国際結婚の意味づけがどのように変化していったのかを考察することである。四つ目の点は、大橋や山田は未婚・晩婚化研究の代表論者であるが、両者とも合理的選択理論に依拠している。従って、合理的個人の欲求や動機、条件を理論的に説明することはできても、越境性を経験・克服する過程や結婚に至る親密性形成の過程の記述的説明には限界がある。結婚という刺激-反応の持続的プロセスにおいて、個人の主体性や複雑性と、トランスナショナルな社会制度・文化構造との発展的・創発的な関係性・因果性は軽視できない。

おわりに ～研究課題の提示～

本論文では、日本人の国際結婚における配偶者選択メカニズムを説明する理論モデル構築を最終目標に、アメリカ社会学の理論と国内の配偶者選択理論を批判的に再検討し、新たな研究課題の提示を目的とした。前章までの論考の結果、導き出される課題は以下の四つである。

第一の研究課題は、国際結婚するに至った個人が、①育ってきた環境（家庭・教育・海外経験の有無など）においてどのような結婚観・家族観を形成していたか、人生観・職業観における結婚の位置づけ・意味づけを考察し、②そうした価値観がどのような役割認知・葛藤を生んでいたのかを明らかにし、③その結果、ジェンダー観やライフスタイル、社会的階層に関して、どのような準拠集団と結びついていたのかを考察することである。これは、大橋と山田が論じた相反する結婚観を決定づける変数を明確化した上で、Kelsky や山田の議論の中では特定化されてこなかった国際結婚の諸特性—ナショナリティ・エスニシティ・人種・ライフスタイル・人口動態的属性—との結びつきを明らかにする作業である。

第二の課題は、越境的なカップルの社会関係・相互作用において、パーソナリティレベルでの結婚観・家族観、準拠集団がどのように変容したかを明らかにすることである。これは、越境的相互作用における社会・文化的距離の克服過程を分析する作業であり、カップルという社会関係において、互いの異なる社会・文化的背景や経験・資源・技能を理解・評価し、融合・適応させていく過程、そしてどのような役割が取得・適応されていくのかの過程を分析する作業でもある²⁹。つまり、Kelsky が示唆したように、越境経験はアイデンティティや国際結婚の意味づけに変化をもたらすものであるという仮説にたち、パーソナリティレベルでの条件や動機のうち、カップル間の役割取得のために、相対化した要素や交渉の主因となった要素などを特定化する必要がある。

第三は、第一、二の課題と関連して、パーソナリティやカップル間の価値観・役割・準拠集団の認知に対して、また、カップルの親や家族に対して、マクロレベルの社会文化的規範や表象的形態がどの程度影響を及ぼしているのか、あるいはどのような弁証法的関係や相互浸透の関係にあるのかについて、以下の三つの視点から考察することである。一つ目の視点は、学歴や収入、性別役割分業やパーソナル重視の生き方などの社会・経済的水準に関する価値観など、結婚の条件や動機・欲求について、社会的制度化された結婚、個人的内面化された結婚観・結婚制度をどの程度認識しているのかという結婚規範との関係性を分析することである。二つ目は、民族性、人種、言語や文化などのライフスタイルといった文化的形態

の表象性・シンボル性が、準拠集団の認識や結婚の価値・利益にどのような影響を及ぼしているかという点について分析することである。最後は、グローバル化が進む中で、階級や特権的属性、国家の経済力・文化力をどのように認識し、国際結婚に結びつけているかである。つまり、世界的に通用する技術や国籍など、現代的で世界的な社会文化・経済的なヒエラルキーの中での国際結婚の位置づけを考察する。

最後の課題は、「相互作用の蓋然性と直接関連する距離」という命題に関して、①二人がどのように出会い、接触したか、また、どのように二人の関係を継続させ、発展させたかというミクロな過程を考察することである。そして、②それが外国人の出入国管理や社会的統合に関する政策・制度、国際的なヒトの移動の構造や慣習にどのような恩恵あるいは制約をうけているのかというマクロな構造的性を考察することである。例えば、出会いの背景（就労場所、人口構成など）を規定した政策や制度、どの国に住むかの判断、その場合に在留・就労資格などはどうするのか、居住国における出身国コミュニティとはどのようにつきあっているのか、トランスボーダーな将来展望・家族計画をもつのであれば、その目標を達成するためにどのような努力・手段を講じているのか、移動・帰属に関する意識、などが考えられる。

国際結婚について、以上ような観点からの実証研究は行われてこなかった。しかしながら、未婚化・晩婚化研究が主題化したような、家父長的な日本人男性の沽券に納得できないから、あるいは、より良く生まれ変わらせてくれるから、国際結婚する日本人女性が増加しているという説明や言説は一般的なメディアでも頻繁に取り上げられており、理解の一面化や単純化を助長している風潮は否定できない³⁰。また他方では、国際人口移動の増大に伴い、国際結婚も増加するといった前提、例えば、「国際人流時代、(中略)外国人と出会うことが決して珍しいことではなくなった。愛する人がたまたま「日本国籍ではなかった」というだけのことである」(李、2005、p.44)という、接近理論の命題に依拠した見解も存在する。両方とも事実の一端は正しく認識しているのであろうが、より正確な理解のためにも実証的な精緻化作業は喫緊の課題である。

そこで、こうした点を検証する対象として、現在の未婚化・晩婚化研究の中で前提とされている社会・経済的自立・自由を実現できる高学歴で都市出身の日本人女性で、特に欧米系(の国籍をもつ)男性と恋愛国際結婚したケースを焦点化したい。そして、彼(女)らの国際結婚を一般化するようなイメージが形成されつつある中で、上記の研究課題のポイントに沿って、当事者たちにはどのような特性があるのか、また、カップルとしてはどのようなタイプがあるのか、その特性とタイプの別との因果関係・相関関係はあるのか、決定的な要因

は何か、それから、特性・タイプ別に起こりやすい実際的な問題一を分析し、精緻化・理論化を目指したい。その理論モデルは、量的に多数派であり、見合い（協定）結婚や恋愛結婚の別や、当事者の属性や背景事情がより多様で複雑な外国人女性と日本人男性との結婚についても示唆を与えるであろうし、国際結婚が社会に与えるインパクトに対する有効で実践的な対応にも寄与することができるだろう。

結婚は人間関係の最も親密な関係であり、合理的個人や社会的構造 - 機能という仮定からは首尾よく説明できない非合理的で、複雑かつ多様な要素が不可避である。従って、個人の主体的能力(agency)と社会・制度の主体的行為(agent)の関係性に主眼をおき、越境的な関係を構築する過程に光をあてることは非常に有益であるといえる。

まだ特殊なイメージがつきまとう「国際結婚」であるが、「結婚の決断は、私的なものであると同時に、個人の自律性と尊厳を公に示し、社会のバランスの感覚を個人のレベルにおいて涵養する最良の機会」（聶、2001、p.102）である。マートンは、内婚規範の相対化、社会・文化的同化の進行、盛んな社会的移動、集団間の相違を強調する帰属意識や身体的・文化的特徴の弱体化によって、intermarriage が marriage になると述べたが（Merton、前掲論文、p.364）、国際結婚は近代国民国家や近代家族を規定してきた「国民」^{n a t i o n}概念に代わる新しいパラダイムを創出する可能性を秘めている。今後の研究を通して、その可能性の実現に貢献したい。

（大西裕子、本学大学院国際関係研究科後期課程）

【引用文献】

<日本語文献・論文、新聞・雑誌記事>

『AERA』2000年6月25日「特別編集 for Women 私の結婚—結婚亡命—国際結婚を選んだ女性たち」(pp.116-132)。

『AERA』2002年1月14日「狙いは欧米系エリート」(pp.66-68)。

『AERA』2002年2月18日「日本男児は純愛できぬ」(pp.74-75)。

『朝日新聞』2005年12月30日(朝刊)「国際結婚増え、15組中1組に」

大橋照枝(1993)『未婚化の社会学』NHKブックス。

———(2000)「未婚化・晩婚化・シングル化の背景」吉積京子編『結婚とパートナー関係—問い直される夫婦』ミネルヴァ書房、pp.27-55。

過放(2003)「在日中国人と国際結婚 共生への模索」岩崎信彦他編『海外における日本人、日本のなかの外国人—グローバルな移民流動とエスノスケープ』昭和堂、pp.344-363。

厚生労働省大臣官房統計情報部編(2006)『平成16年人口動態統計上巻』(財)厚生統計協会(平成18年3月15日発行)。

小島宏(1992)「先進諸国における国際移動者と結婚」厚生省人口問題研究所編『人口問題研究』48巻1号、pp.38-48。

駒井洋編(1996)『日本のエスニック社会』明石書店。

酒井千絵(2003)「ナショナル・バウンダリーにおける交渉—香港で働く日本人の語りから」『社会学評論』第51巻3号、pp.314-330。

関口裕子、服藤早苗、長島淳子、早川紀代、浅野富美枝(1998)『家族と結婚の歴史』森話社。

竹下修子(2000)『国際結婚の社会学』学文社。

中川明(2003)「変容するカトリック教会」駒井洋編『多文化社会への道』明石書店、pp.121-140。

聶莉莉(2001)「中国の社会主義制度における婚姻—体制と個人の決断—」小檜山ルイ、北條文緒(東京女子大学女性学研究所)編『結婚の比較文化』勁草書房、pp.73-103。

二階堂裕子(2002)「民族関係の結合メカニズム」谷富夫編『民族関係における結合と分離』ミネルヴァ書房、pp.541-558。

新田文輝(1995)「最近の日本における国際結婚—近接と交換理論を中心とした試論—」『吉備国際大学社会学部研究紀要』第5号、pp.95-109。

マーフィー重松、スティーブン(坂井純子訳)(2002)『アメラジアンの子供たち—知られざるマイノリティ問題』集英社新書。

森岡清美、望月嵩（1997）『新しい家族社会学』培風館。

山田昌弘（1996）『結婚の社会学—未婚化・晩婚化はつづくのか』丸善ライブラリー。

———（2000）「結婚の現在の意味」吉積京子編『結婚とパートナー関係—問い直される夫婦』ミネルヴァ書房、pp.56-80。

李節子（2005）「国際結婚がふつうになるとき—多民族化する日本」『遠近』第3号、pp.41-45。

———（2006）「全世界日本人国際結婚は15組に1組—多様化・多民族化する「日本人」」『遠近』第9号、pp.64-67。

< 英語文献・論文 >

Blau, Peter M., Carolyn Beerker, and Kevin M. Fitzpatrick (1984) 'Intersecting Social Affiliations and Intermarriage,' *Social Forces*, Vol.62, pp.585-605.

Bossard, James H.S. (1932) 'Residential Proximity as a Factor in Marriage Selection,' *American Journal of Sociology*, Vol.38, pp.219-224.

Centers, Richard (1949) 'Marital Selection and Occupational Strata,' *American Journal of Sociology*, Vol.54, pp.530-535.

Fu, Xuanning, and Tim B. Heaton (2000) 'Status Exchange in Intermarriage Among Hawaiians, Japanese, Filipinos and Caucasians in Hawaii: 1983-1994,' *Journal of Comparative Family Studies*, Vol.31 Iss.1, pp.45-61.

Hollingshead, August B. (1950) 'Cultural Factors in the Selection of Marriage Mates,' *American Sociological Review*, Vol.15, pp.619-627.

Kalmijn, Matthijs (1998) 'Intermarriage and Homogamy: Causes, Pattern, Trends,' *Annual Review of Sociology*, Vol.24, pp.395-421.

Kelsky, Karen(2001) *Women on the Verge: Japanese Women, Western Dreams*, Duke University Press.

Kennedy, Ruby J. (1944) 'Single or Triple Melting Pot?,' *American Journal of Sociology*, Vol.49, pp.331-339.

Klein, Thomas (2001) 'Intermarriages between Germans and Foreigners in Germany,' *Journal of Comparative Family Studies*, Vol.32 Iss.3, pp.325-346.

Merton, Robert(1941) 'Intermarriage and the Social Structure: Fact and Theory,' *Psychiatry: Journal for the Study of Interpersonal processes*, No.4, pp.361-374.

Nitta, Fumiteru (1988) 'Kokusai kekkon: Trends in Intercultural Marriage in Japan,' *International Journal of Intercultural Relations*, Vol.12, pp.205-232.

Parkman, Margaret A. and Jack Sawyer (1967) 'Dimensions of Ethnic Intermarriage in Hawaii,' *American Sociological Review*, Vol.32 No.4, pp593-607.

- 1 従って、日本で生まれ育った旧植民地出身者を含む外国籍住民や、帰化を経て日本国籍を取得した者の結婚も含まれる。本論文で議論する国際結婚は、社会・文化的背景が異なり、越境的なプロセスを経て結婚に至ったケースを前提としている。
- 2 婚姻登録しないいわゆる事実婚も含めると、規模は更に拡大すると考えられる。
- 3 国際移動研究では、出身国に帰属を確保したまま、一時的な移動を繰り返す人への注目は薄く、移動を国民国家内部における継続的な定住に対立するものとして扱う傾向があり、移民行為が国民国家の外部に位置づけられてきた（酒井、2003、p.317）。
- 4 外国人妻の社会的意義として、受入国と出身国文化の中で子供を文化化する点は重要である。夫が通常、公の領域で役割をもつ一方、妻のそれは私的であり、文化的資源に負うところが大きく、その子供が2つの文化・国家の間でどちらに帰属すべきか混乱するマージナル・マン的な性格をもつ可能性がある点も強調しておきたい。
- 5 家族の急激な変化に伴い、国連は1981年に家族的責任条約（ILO156号条約）を採択し、家族生活と両立する働き方を実現することを提唱して、1994年を「国際家族年」と定めた。その目標の一つは、家族の構成員（特に女性と子ども）の人権の尊重と民主主義の実現で、もう一つは、家族形態による社会的不利益の根絶である（関口他、1998、pp.216-217）。日本では、事実婚や非嫡出子の承認、単親家庭の保障、制約的な国籍法や戸籍法の改善などへの対応は遅れている。
- 6 ナチスの政策に顕著であるが、いわゆる民族浄化といわれる状況下において有力な政策的効力を発揮するのは、交婚の禁止である。また、ユーゴスラビアでの内戦下では多数の他民族間(interethnic)カップルが国外に脱出したことも示唆的である。逆に、1910年の韓国併合後に奨励された内鮮結婚は、朝鮮人の同化政策であった。戦後の朝鮮半島において日本人妻が直面した困難については言を俟たない。
- 7 国民国家は社会・政治的に創出されたものであるが、近代日本では天皇を頂点とした家父長制度のヒエラルキーの中で、「日本人」が強固かつ自動的に規定・再生産されてきた。
- 8 ハーフという言葉については様々な議論があるが、この文脈では文字通り「半国民」という概念が近代国民国家概念に投げかける理論的、社会・文化的、生物学的意義を強調するためにルビで示した。日本の国籍法では二重国籍が認められていないため、子どもは22歳までにどちらか一つの国籍選択を要請される。
- 9 代表的な国際組織である国際移住機関（IOM）も、国際人口移動を労働の側面だけではなく、家族結合や教育の側面など、多面的に捉えるように提起している。
- 10 内婚(endogamy)とは同一集団内結婚を意味する。ほかに、集団よりも個人的観点から捉えて、同一地位(status)同士の結婚を意味する同類婚(homogamy)の概念がある。しかし、何をもって「内部」「同類」とするのかの規定線は研究によって様々であり、分析枠組みにすぎない。「同型配偶」システムについて、「自生的類縁性」が「ハビトゥス」化することで社会的再生産が達成されていくと理論化したのがP.ブルデューの「結婚戦略」概念である。
- 11 女性が自分（と自分の父親）よりも社会・経済的地位の高い男性との結婚を望むこと。日本では、「玉の輿」や「三高」概念が最たるものである。
- 12 1945年当時、30州に「人種間結婚禁止法」があり、1967年に最高裁判所が違憲判決を下すまで17州で存続していた。1980年の人種間結婚は全婚姻件数の1%未満だったといわれる（Nitta、1988、p.209）。
- 13 彼も、規範の影響力とは別次元で、集団の規模、性別、年齢構成、居住地と接触機会の重要性は認めている（Merton、前掲論文、p.363）。
- 14 日本に住む日本人女性と外国人男性との結婚が対象。
- 15 旧植民地出身者に対して、1980年代以降に来日した外国人のことを指す。
- 16 同様に日本人の海外渡航も飛躍的に増加した。
- 17 日本人は、他国に比べて伝統的宗派（キリスト教諸派、仏教諸派、イスラム教諸派）を日常的に信仰している者は少ない。しかし、いわゆる新宗教の中には、固い結束や強い帰属意識をもつ集団も存在する。国際結婚という観点から非常に興味深いものは、1980年代以降は国際合同祝福結婚を原則

- としている世界基督教統一神霊協会(統一教会)である。
- 18 日本は血統主義に基づく国籍法を採用しているが、同じく血統主義の伝統が強いドイツの研究 (Klein, 2001) では、intermarriage ではなく binational choice of partner と、nation が強調されている点は示唆的である。(更に、事実婚の多さを反映して、パートナー選択と表現されていることも興味深い。)
- 19 今でも、女性が結婚相手の男性に望むものには必ず「経済力」など外の世界での成功を暗示する特質が上位を占め、女性には「料理・子ども好き」などの家庭的・情緒的特質が要請される。女性が社会・経済的に男性と同等の処遇を保障されておらず、結婚が社会・経済的上昇や安定を意味する社会では特に顕著な傾向といえる。
- 20 発達アプローチの視角から組まれたものであるが、本論文の結論と通じる視角でもあるため、森岡清美、望月嵩 (1997)『新しい家族社会学』培風館、pp.31-42 (第4章「配偶者の選択」)を採用した。
- 21 原典は、Kats, Alvin M. and Reuben Hill(1958) 'Residential Propinquity and Marital Selection: A Review of Theory, Method, and Fact,' *Marriage and Family Living*, Vol.20, pp.27-34.
- 22 前者の概念の出典は、Lewis, R.A.(1973) 'A Longitudinal Test of a Developmental Framework for Premarital Dyadic Formation,' *Journal of Marriage and Family*, Vol.35, pp.16-25. 後者のモデルは、Adams, Bert N.(1979) 'Mate Selection in the United States: A Theoretical Summarization,' Burr, W.R., R. Hill, F.I. Nye, and I.L. Reiss (eds.) *Contemporary Theories about the Family*, Vol. 1, pp.259-267.
- 23 定住化の程度やその社会学的特徴は、出入国管理政策、労働市場の状態、出身国の政治・経済的状况などの影響により国籍別に差が生じるのが普通である。また、人種的偏見、文化的相違、価値観の相違、言葉の問題などが外国人との共生を妨げて、出身国別に棲み分けで解決しようとする傾向があるのも現実である (駒井、1996、p.13; 中川、2003、p.137)。
- 24 大橋照枝 (1993)『未婚化の社会学』NHKブックス、大橋照枝 (2000)「未婚化・晩婚化・シングル化の背景」吉積京子編『結婚とパートナー関係—問い直される夫婦』ミネルヴァ書房、pp.27-55 を参照。
- 25 Kelsky, Karen(2001) *Women on the Verge: Japanese Women, Western Dreams*, Duke University Press.
- 26 研究対象は、高学歴で都市出身の独身女性であり、海外在住経験をもち、語学力にも長けている女性—Kelsky は internationalist と呼んでいる—が中心である。彼女たちが「海外」と表現しているのは、遅れた日本と対比するところの「西洋」である。
- 27 山田昌弘 (1996)『結婚の社会学—未婚化・晩婚化はつづくのか』丸善ライブラリー、山田昌弘 (2000)「結婚の現在的意味」吉積京子編『結婚とパートナー関係—問い直される夫婦』ミネルヴァ書房、pp.56-80 を参照。
- 28 同様の論理で、日本人男性と第三世界の女性との国際結婚の増加を説明している。
- 29 竹下 (前掲書) は、国際結婚カップルの異文化適応類型として、「夫の文化への適応」「妻の文化への適応」「統合的適応」「代替的適応」に分類して、実証的研究を行っている。しかしながら、食事・言葉・慣習の三点に絞って調査時点の夫婦の状況を考察するにとどまり、関係形成のプロセスは考慮されていない。
- 30 例えば、『AERA』2000年6月25日「特別編集 for Women 私の結婚—結婚亡命—国際結婚を選んだ女性たち」(pp.116-132)、『AERA』2002年1月14日「狙いは欧米系エリート」(pp.66-68)、『AERA』2002年2月18日「日本男児は純愛できぬ」(pp.74-75) を参照。

For A Conceptualization of Japanese International Marriage: A Re-examination of the Theories and a Proposal of Research Agendas

This paper critically reexamines the intermarriage theories developed in the United States and the family-sociological arguments of mate selection in Japan. While the number of international marriages in Japan has been significantly increasing, the empirical researches have been mainly focused on the impacts of such marriages and the transnational dynamism of human mobility which causes international marriage has been neglected. Through the critical analysis of the theories and the current arguments to explain the patterns and the processes of intermarriage occurrence with special attention paid to transnational perspectives, this paper proposes four research agendas to formulate a theoretical framework for Japanese international marriage. Firstly, to clarify how he/she has developed his/her own belief or attitude towards life, career, family and marriage and whether such attitude has attached importance to any of the characteristics specific to international marriage, i.e. nationality, race, or a particular lifestyle. Secondly, to analyze how such belief/attitude has changed in the process of the transnational interaction with a specific partner and to identify the resources and the factors which concern the couple in developing the relationship and their roles. Thirdly, to analyze the causal association between such role definition and the more macro socio-cultural norms and orientations or symbolic representations regarding marriage, culture and lifestyle, and qualifications and status advantageous in the global competition. Lastly, to situate the personal relationship in the mechanism of international migration to see the structural and institutional influence and constraints.

(ONISHI, Yuko, Doctoral Program in International Relations,
Graduate School of International Relations, Ritsumeikan University)

論 説

政治思想としての共和主義とその思想的支柱

—古代ギリシアから 18 世紀欧州—

川 村 仁 子

目 次

はじめに

1. 政治思想としての共和主義の定義

(1) 共和政体

(2) 市民概念

2. 共和主義の思想的支柱

(1) 人間の本性

(2) 観念論的説明と社会学的説明

おわりに

はじめに

欧州の政治思想は連続性をもつ。古代ギリシア時代から各時代の思想家は、それ以前の時代の思想による影響を受ける。そういった積み重ねられた思想から、新たな思想が生み出される。本稿のテーマである政治思想としての共和主義も同じである。古代ギリシア、共和政ローマにその起源をもつ共和主義は、近代初期の啓蒙主義において最高潮に達し、近代化の流れの中で自由主義に取って代わられたことで¹、一般的に政治的思考方法としては姿を消してしまっていたと言われていた。しかし、1970年代に、アメリカ建国期における共和主義の影響についての J.G.A ポーコックの主張をきっかけとし²、民主主義及び自由主義の再検討

に伴う議論において再び共和主義的価値が注目されている³。

共和主義 (Republicanism) は、共和政体の思考体系を表す語である。共和政体 (republic) はラテン語の「レス・プブリカ(res publica)」が語源であり、「レス」は「物事、事柄」を意味し、「プブリカ」は「公、共通」を意味する。つまり、直訳すると「公の事柄、共通の物事」になり、「人民全体の利益」という意味が導き出される。ここから、共和政ローマにおいて「レス・プブリカ」は、人民全体の利益に積極的に関わる市民を精神的構造の支えとする政体を指すようになる。共和政ローマ以降、共和主義には欧州諸国それぞれの歴史的状況が刻印された。中世からルネサンス期にかけてはイタリアにおいて、16世紀から17世紀には革命間もないイギリスにおいて、そして18世紀にはフランス、アメリカにおいて盛んに議論されていた。

共和主義は共和国概念の変遷とともに、歴史的に変化している。しかし、そこには、古代から断絶していない欧州の共通遺産としての共和主義が存在する。時代が異なると、用語は同じでも同一の意味では論じられないことは確かである。しかし、各時代において共和主義と呼ばれた思想には、その呼称によって括られるだけの共通性が存在すると考えられる。そこには時代の違いを超えて残る本質がある。こうした時代を超えて残る本質を突きとめることを本稿の目的とする。そうすることで、共和主義という共通の呼称の中にある差異の中の統一性を見出したい。時代性を追って共和主義の変節を検討すること、及び現代に生きる共和主義思想の検討は、共和主義の本質を見極めた後の課題とする。

本稿では政治思想としての共和主義の定義を試みる。現代共和主義の根源にある古代から18世紀までの共和主義を対象とする。古代ギリシア、共和政ローマ、中世北イタリアの自治都市 (Comune)、18世紀頃のイギリス、フランス、アメリカの共和主義を理念と実態の双方から観察し、それらに共通する概念を見出す。そして、共和主義を価値ある思想として支えてきた欧州思想の伝統について検討する。ここで言う共和主義は、共同体とその構成員たる個人の関係をめぐる思想である。それ故、単に政治制度としての大統領制を指すものではない。また、本稿で国あるいは国家という語句を使用するときは、近代的な意味での「国家」ではない⁴。近代的な意味で使用する場合は鍵括弧を使用する。また、共和主義と他の概念との比較、キリスト教思想及び自然法思想自体に関して論じることはせず、必要な範囲で言及するのみに止め今後の研究の課題としたい。

1. 政治思想としての共和主義の定義

（1）共和政体

共和主義は、共同体とその構成員たる個人の関係をめぐる思想である。個人がどのような意識の下で共同体を形成し、その共同体がどのような目的で、誰によって、どのように運営され、いかに機能するかに関する一つの思考体系である。それ故、政治思想としての共和主義には2つの軸がある。一つは政体論としての共和主義すなわち共和政体に関する思想である。もう一つは共和政体の構成員たる市民概念をめぐる思想である。まず、共和政体に関して3つの定義を与える。

①共通善の実現を目的として形成された包括的政治共同体

共和主義はその起源を古代ギリシアの思想家に求める。紀元前800年から500年にかけて、ギリシア世界ではポリス (polis) が形成されていった。ポリスは氏族 (clan) や部族 (tribal) を中心とした住民からなる、小規模で緊密な共同体であった。ギリシアの哲学者であるアリストテレスにとって、ポリスとは①市民から合成されたもの、②その共同体の住地としての都市をいう⁵。人間は生まれながらにして社会的であり、ポリス的な動物である。「それゆえに相互扶助を少しも必要としない者でもやはり共に生きることを求め望むのである。しかしまた、共通の利益も、それによって各人に善き生活の分け前が与えられる限り、各人を結合するのである。だからこの善き生活が、全体としての凡てにも、それぞれのもの凡てにも特に目的なのである」⁶。ポリスとは人間により形成された、包括的政治組織、あるいは政治的社会であり、共通善を政治の究極の目的とする共同体であった。そして、共通善を実現するための技術と政体がポリテイア (politeia) である。アリストテレスにとってポリテイアとはポリスに関すること、つまりポリス全体の利益に役立つ技術に他ならない。

キケローは、「レス・プブリカ」を「ポリテイア」のラテン語訳として用いた。彼は「レス・プブリカ」をポリス構成員の全体の利益とほぼ同じ意味で使用し、加えて彼が理想とする政体を指す場合にも用いた⁷。「レス・プブリカ」は、直訳すると「共通の物事」を意味するが、それは「人民全体の福利」を、さらには「理想の政体のあり方」、「理想の政体」、すなわち共和政体を指す意味で使用されるようになる。キケローは理想の政体としての共和政体を、「人民に関わること (populi res)」と定義する。彼が言う人民とは、人民と言う語によって同じ法に結び付けられた集団である。それは、一定の共通利益によって結び付けられた多数の人間の集団である。法に関する共通の協約によって、また共同の利益による多数の

人々の結び付き (*consociatio*) を言う⁸。すなわち、共通善の実現を目的として人為的に形成された共同体こそが、共和政体なのである。共和政体において共通善への熱意が失われることは共和政体の破滅を意味した⁹。これは古代から18世紀を通して一貫して共通する共和政体の特徴である¹⁰。

共和主義は、個人それぞれの幸福は共通善の実現であると見る。それゆえ、共和政体では、共通善は私的な事柄に優る。この点から、個人主義とは一線を画すと言われる。個人主義を個人に対する共和政体の干渉を一切否定する思想であると捉えたと、確かに共和主義は個人主義とは一線を画す。しかしながら、共和主義は社会や共同体をその思想の基礎とするが、個人を否定しない。共和主義は、独立した個人の協働性を思想の基礎とする。共和政体とは、自立した市民の意思決定の総体であり、このとき共和政体及びその法や制度は、多様な文化や習慣をもつ個人の共通項となる。

共和政体とその「大きさ」の問題は、共和主義思想の始まりから論じられてきた。アリストテレスはより大きな目的、すなわち最高善のためには都市やポリスは必要不可欠であり、そこでは個々人や様々な組織はその構成部分であると言う。そしてポリスは公共空間であり、その境界は目的によって決まると説いた。共和政ローマの「大きさ」は、ローマの権力が及ぶ範囲であった。ローマの共和主義はローマの都市内のみならず、空間的に拡大したローマという共同体を支える思想として展開された。しかし、中世以降の共和主義は、自治都市内部の政治思想として発展していく。国家が近代的な意味での「国家」として成立していく過程において、共和主義は国内の政治思想として継承される。ハリントンやモンテスキュー、ルソー、アダムズらの共和主義は主に国内の政治にとどまるものであった。しかし、「国民国家」と「国家」に対する愛国心が形成され、「国家」間の絶え間ない紛争が続くなか、カントは共和主義を国内だけではなく「国家」間の秩序のための思想に適用することにより恒久平和論を説いた。彼は人類の共通の善を「永遠平和」であるとし、「国家」を越えた共和政体の必要性を主張した¹¹。

② 支配からの自由を獲得するための政体

共和主義における自由とは、他者による支配ないし統制の欠如、すなわち「支配からの自由」である¹²。自由を「干渉からの自由」と捉えるのであれば、主人から何の干渉も受けない奴隷は自由であると言える¹³。しかし、奴隷は「支配からの自由」は喪失している。共和主義では、たとえ何等かの干渉を受けるとしても、それが干渉を受ける者の自律的な選択であれば、その者は自由であると考えられる。それゆえ、自らが制定に関与した法に従うことは強

制ではなく自由なのであるのである¹⁴。自由の喪失とは恣意的な権力に服すること、その可能性があること、また支配者が恣意的な権力を持っていると言う事実である。そして、自由の喪失とは自由の享受が支配者の行為に依存した状態、つまり奴隷状態のことをいう。奴隷状態は他者の意志、あるいは好意に依存している状態のことを指す¹⁵。奴隷状態は他人の法の下にあること、すなわち主人の恣意的な権力の中にある、常に死と暴力にさらされている、あるいはその可能性があるという意味において自由が欠如していると考えられた¹⁶。共和政ローマ以来、この「支配からの自由」は自由な共和政体において実現されると考えられた。自由な共和政体の市民として生きることが、支配からの自由の享受なのである¹⁷。自由な共和政体とは、目的を追求する上で何の拘束もされず自らの意思に従ってその能力を行使することができる他から支配されない政体である。

14 世紀以降、北イタリアの都市共和政が衰退していく過程で、都市の腐敗の原因として①政体そのもの、②他者への依存、③個人の徳の墮落が考えられた。マキャヴェッリやグイッチャルディーニはこれら腐敗の原因を取り除き、安定した自治都市を樹立しようとした。彼らは共和政ローマに習い、共和政体と祖国愛としての徳を持つ市民によって腐敗に対抗し、自立した自治都市を目指した。マキャヴェッリは、人間が生きていくうえで最高の生き方は共和主義的な自由な生き方であると考え¹⁸、そしてそれは共和政体の自由を必要とした¹⁹。マキャヴェッリは、共和政体は徳の構造でありその墮落は単に時間と環境によって作り出されるものではないと考えた。彼が特に共和政体の墮落の原因としたのは、自由の喪失による不平等である²⁰。そして、私的利益を優先せず、共通善のために私益を犠牲にする古代の市民の徳をたたえる。また、マキャヴェッリは、共和政における共通善への献身に対する「名誉」が持つ機能に注目する。共和政体において自由は名誉と切り離せない。なぜなら、支配からの自由なしに名誉は得られないからである²¹。

18 世紀、ルソーは人民の自由と能動的な政治参加を結び付ける共和主義の法的表現として、人民主権を説いた。彼の共和主義は、正統な政府の原理と共同利益に規制された自治の原理を導き、市民の権利と義務に関する新しい見解へと発展する²²。またカントは、共和政的な体制の必要性を主張する際に自由と法の間を論じる。カントは、自由とは「法則」であると説いた²³。自由とは「私が同意することができた外的法則にのみ従い、それ以外の法則には従わない、という権能」²⁴である。彼が言うには、他の何らかによって制約を受ける「当為」は妥協的であり、自己は自らの「内なる道徳法則」に従うことで、自由を確立することができる。つまり、人間は自らの道徳法則の立法者²⁵であることによって、自由である。しかし、自然状態は無法則性、すなわち無法状態である。それゆえ彼は、個人の自由は

共和政的な体制における客観的秩序、すなわち「客観的法律秩序」によってのみ成立すると主張する²⁶。なぜなら、法律は「他人の恣意と調和し得るための諸制約の総体」であり、共和政的な「国家」は「自由の外的形式としての法的共同体」であると考えからである²⁷。人々は共和政的な「国家」の客観的法律秩序内において、自由であることができる。カントは、これらは「国家」間関係においても同様であると説く²⁸。

③恣意的な権力の行使を抑制するために法の支配を重視した混合政体をとる

共和主義は恣意的な権力を許さない。恣意的な権力の行使を防ぐために、制度や法を重視した混合政体をとる。君主政、貴族政、民主政はいずれもそれだけでは必ず堕落する。それゆえ、三つの統治形態を混合した政治制度をとることにより、その堕落へ向かう傾向を抑制し安定した統治を保持することを目指す。ここで言う君主政、貴族政、民主政とは、一人による支配、少数による支配、多数による支配である。これらが互いに監視、抑制し合うことで、恣意的な権力行使を防ぐ。

キケローはアリストテレスの法に対する思想を基に、共和政体は法によって統治されるべきであると説いた。権力はその担い手が一人、あるいは多数者であることが重要なのではなく、一ヶ所に無制限の恣意的な権力が形成されることを防ぐことが重要であると考えられた。それゆえ、恣意的な人の支配ではなく法による支配が理想とされたのである。混合政体も、恣意的な権力の行使を防ぐ手段の一つとされた。混合政体によって、君主政、貴族政、民主政のそれぞれの利点を活かし欠点を補い合うだけでなく、それら3つの政体に対応する制度が互いに抑制しあうことによって、恣意的な権力の行使を防止することができると考えられたからである。ポリュビオスは『歴史』において、君主政、貴族政、民主政とそれらの堕落形態が終わりなく循環すると考えた。混合政体であっても、いずれは堕落し他の政体へ移る。しかし彼は、混合政体はその退歩と再生の過程を遅らせることができると説く。この、キケロー、ポリュビオスの思想に見られる恣意的な権力の排除と、そのための徹底した法による支配と混合政体は、共和主義の特徴として後世に受け継がれる。

共和政ローマの精神を受け継いだ北イタリアの自治都市では、初期の執政官は「法律に通じた人々 (boni homines)」によって選出された。13世紀以降も共和政を維持し続けたヴェネツィアの共和政は、君主政と民主政の混合政体をとった。北イタリアの自治都市がより強力な中央集権体制のため僭主政や君主政に移行するなかで、ヴェネツィアだけが共和政を存続できたのは、一個人や一つの家門に権力が集中することを防ぎ、元首以外は合議制を取り、それぞれの機関が互いに監視・抑制することによって権力が集まることがないような制

度をとったからだと言えよう。権力の脅威を徹底的に警戒することによって、強固な共和政を築き上げたのである。自治都市の共和政の衰退過程においてマキャヴェッリは、すべての政体には欠陥があるため、君主政、貴族政、民主政が互いに監視し合うような混合政体による統治を説いた。彼は、共和政体の政務官の権力を支えるのは『君主論』における「恐怖」ではなく、機構や制度であると主張する。『ディスコルシ』においても、ローマのコンスルであったマンリウスによる息子の処刑の話を用いし、共和政体において制度や法律、特に軍事規律を遵守することの重要性を説く。そして彼は、君主国と共和政体の区別を、「徒党」による支配と「軍事規律」による支配であるとし、軍事規律の維持は共和政体の制度の問題であると訴えた。マキャヴェッリの思想をイギリスに持ち帰ったハリントンも、クロムウェルの共和政を批判するために『オシアナ共和国』において、恣意的な権力や専制の排除のために権力が権力を抑制する共和政体を説いた。

アメリカ建国期の『ザ・フェデラリスト』の共和政論では、人民が政府に委託した権力を立法、行政、司法に分け互いの抑制均衡をはかる三権分立論だけではなく、地方政府と連邦政府の間の権力分立論を説くことで「大きな」共和政体の必要性が主張された。この『ザ・フェデラリスト』に影響を与えたアダムズも、多数による専制の回避と法の重要性について論じる²⁹。彼は、人間はポリスの動物であるというアリストテレスの人間観と、自己中心的・世俗的人間観を併せ持っていた。また、人間の内在的不平等の存在を強く意識し、内在的不平等と自己中心的人間観との結合のうちに、専制特に多数による専制と少数抑圧の危険性を読み取った³⁰。権力の制限、多数の専制と少数者抑圧の回避、財産保有階級の制度的補償のために、彼はアリストテレス及び共和政ローマの混合政体論をもとに、富者の代弁機関としての元老院、貧者の機関としての下院、両者の調停と執行機関としての政府という、三つの権力が分割し相互に抑制と均衡をはかる政体の必要性を訴える。対抗的権力関係の内に共通善が実現されると見たのである³¹。またアダムズは、民主政の中に暴民支配の危険性をみる。これは、民主政は多数者である貧者による専制に転化しやすく、少数階級の利益が無視されるに至ることを危惧したからである。彼は、政府の権力を賦与されている人々が自己の私利私欲のために権力を用いること、すなわち専制や無制限の権力を徹底的に排除しなければならないと主張した。18世紀の欧州大陸でも、共和政体と法の支配との関係が説かれた。カントも論者の一人であり、彼は共和的な体制とは第一に、社会の構成員が人間として自由であり、第二に、すべての構成員が唯一で共同の立法に臣民³²として従属し、第三にすべての構成員が「国民」として平等である体制のことを指すと定義する³³。更に彼は、立法権と執行権が同一のところに存在することにより、「立法者が同一の人格において同時に彼の意思

の執行者であることができる」ことを危惧し、共和政は代表制においてのみ可能であり、代表制を欠くことは、専制的で暴力的な体制とすると説いた³⁴。

(2) 市民概念

次に、共和政体の構成員たる市民概念をめぐる思想について検討する。共和主義はその理念において、「共通善のための人々の結びつき」＝「レス・プブリカ」＝「理想の政体」であるとされ、その構成員である市民には積極的に共通善に関わっていくことが求められた。共和主義において重要な概念とされる法や制度を、作るのも動かすのも市民である。人間は理性と情念を持ち合わせた動物であるゆえに、法や制度は理性だけで動いているわけではない。理性と情念を含む人間によって創られ、動かされている。政体について論じるためには、人間のもつ精神のありようを考える必要がある。それ故、墮落を免れる理想の共和政体と、それを創設・運営する理性と感情を満ち合わせた市民概念の双方が論じられた³⁵。共和主義の市民概念には以下の3つの定義が与えられる。

①血統よりも徳をその要件とする

共和政体の構成員は市民権を有する市民である。民主政をとるアテナイの場合、市民権を得るにはアテナイ市民の「血統」が必要であった。両親のいずれか（後には父親）がアテナイ市民であり、かつアテナイに生まれた武装能力のある成人男性にのみ市民権が与えられた。このポリスのメンバーである市民の要件は法律によって厳格に規定されていた。アテナイの市民概念は閉じられた、排他的な概念だったのである³⁶。一方、共和政ローマではローマ市民の血統は市民権の必要条件ではなくなる。共和政体における市民に対し、血統よりも強く求められたものが、市民としての「徳」である。市民は何よりも有徳でなければならなかった。求められた徳とはキケローの4つの徳をはじめ³⁷、共和政体の柱である法の遵守、共同体への貢献、特に共同体のために戦うこと等である。中世末期マキャヴェッリは、共通の事柄への積極的な参加、すなわち祖国への貢献、祖国愛の必要性を訴えた。18世紀には、キケローが徳はその活用にかかっていると説いたように、モンテスキューも共和政体において、公的な役職に就き活躍することが徳の証明になると考えた。共和政体において市民は「祖国のためにのみ生き、行動し、思考しなければ」³⁸ならない。この徳は義務としてもとらえられ、共和主義における市民の行動規範となった。

初期の古代ローマにおいてもアテナイと同様に、市民は兵士であった。市民はローマの戦争に兵士として参加した。しかし、ポエニ戦争以降市民の従軍拒否や兵力不足が起り、志

願兵が募られるようになる。この時点で、市民すなわち兵士という原則が崩れ、市民権を有することは特権としてとらえられるようになる。ローマの市民権は、同盟諸都市、さらには有力属州民へと拡大された³⁹。市民権はアテナイの民主政のように閉じられたものではなく、開かれたものであった⁴⁰。中世北イタリアの自治都市においても、血統を市民権の要件としたところは少なく、優れた法学者や学生、芸術家を招致するために市民権と免税権が与えられることもあった。また自治都市が資金不足の際、市民権は売買の対象にもなった。このように、共和政体における市民権は血統によって得られるものではなかった。共和主義はその出生よりも意志に重点を置く。市民権は一部の限られた人のみの特権というよりも、多様な民族からなる共同体の共通項、あるいは異なる民族間においてオーバーラップするところのものであったと考えることができる。生まれ、民族を異にしても、同じ共和政体の構成員であるという意志こそが必要とされる。そして、同じ共和政体の市民としての共通の体験が、その繋がりを強固なものとするのである。

②市民権と政治への直接参加権の不一致

アテナイの民主政では、市民権はすなわち政治への直接参加権を意味した。しかしながら、共和政体の市民権はそうではない。①の定義でも述べたとおり、市民権は特権、義務の宣誓としての側面が強い。共和主義が重んじる市民の徳の中には共同体への貢献、すなわち政治への参加が含まれる。しかし、共和主義における市民の政治参加はアテナイの民主政のように、市民一人ひとりの政治への直接的参加を意味しない。民主政は市民の政治への直接参加を重要な要素とする。それゆえ、狭い範囲において適応できる統治形態である。一方、共和主義は市民に対し共同体への貢献を求め、すべての市民に対して政治への直接参加を求めない。直接共同体の政治に携わるのは徳の高い市民である。市民は選挙によって徳、知識、能力の高い代表を選び、その代表が直接政治に参加する。選りすぐられた市民によって政治が担われるのである。その他の市民はそれぞれに応じた義務を果たすことが求められ、政治への参加も自らの徳に応じて求められたのである。この点は、市民の平等を要素とする民主主義とは一線を画す⁴¹。

ここで共和主義と民主主義の違いを簡単に述べておきたい。共和政体の構成員は市民である。市民は、個人から総体へとその概念を変化させつつも、最も重要な共和政体の構成要素であることに変わりない。共和政体を支えているのは市民であるが、民主政の担い手も市民である。この点において両者は共通している。共和主義と民主主義は対抗関係に立つわけではないのである。それゆえ、二つの概念は混同されやすい。しかし、それぞれにおける市民

の位置は異なる。民主主義においては、至上の権限は市民に存しなければならず、それゆえ市民一人ひとりの政治参加、政治的役割を強調する。民主主義の核心は、支配する者と支配される者が同一であることなのである。しかし共和主義は、至高の権限の所在ではなく、至高の権限そのもののあり方に注目する。共和主義においては、無制限や絶対的な至高の権限はたとえ民衆の手にあっても、民主的議会の多数派のうちにあっても、寡頭的政治集団にあっても、そして一人の皇帝の手の中にあっても、個人に脅威をもたらし、共通善を害するものであることに変わりはない。共和主義は至高の権限を保持する者が、どうすればそれを自らの利益になるための手段として恣意的に用いることを防ぎ、社会の安定のため共通善のために用いるようにすることができるとを重要課題とする。至高の権限の制約をその核心とするのである。それ故、共和主義においては法と制度が尊重される。

③多様な個人の共通項

共和主義的市民権概念は、「国家」への帰属を表す「国籍」概念の登場とともに、次第に「国民」概念と結び付けられていく。「国家」が市民であることの権利を保障することになるのである。市民権は「国家」や自治体のような統治の共同体との契約関係で得られ、獲得するものとして捉えられるようになったことで、市民権の境界が定義されるようになる。そして、市民は「国民」の下位区分としてとらえられるようになるのである。「国民」であることは人為的ではない自然的な概念を含む。「国民 (nation)」はラテン語の「natio」をその語源とする。「natio」は出生、誕生を意味し、「natus (生まれた、生来の)」、「natura (出生、天性、自然)」、「gens (種族、子孫)」と言った言葉と結びつく。すなわち「国民」は自然的、民族的つながりを含む概念なのである。また、この「国民」概念は自然的、民族的つながりを含むがゆえに、排他的でもある。この「国民」概念を抽象的な概念として論じたのがシェイエスである。シェイエスは、人々はその団体に永続性を与えるため、公共的な必要性を認め合い共同意思を形成すると説く。権力の源泉は諸個人の意思にあり、個人意思が共同意思の唯一の構成要素である。しかし、権力はその集合体にもみ属するがゆえに、個人の一つ一つの意思はゼロである。すなわち「国民」とは集団ではなく団体であり、単体である。結合する人数があまりに多くなると、「国民」意思を代表者に委任する。ここでは、「実質的な共同意思でなく代表的な共同意思」となる⁴²。そして、この共同体の機能を果たしえる形態と法規すなわち憲法が必要とされる。

共和主義的市民概念も、「国民」の下位区分としてとらえられる市民概念もまた、市民の名の下に多様な「個」の声が排除されるという批判を受ける。これは、所得のある成人男性

だけではなく、一定の年齢に達したすべての男女に市民権が認められるようになった現在における問題でもある。万人に同一なかたちで適用される法規や規則と言う意味での普遍性を有する市民権は、同等性を強調するため結果的には差異を排除するという批判を受ける。そして、集団の差異を明確にした市民権や異質性を帯びた公衆、差異を横断するコミュニケーションの必要性が説かれる⁴³。しかしコミュニケーションは、一見開かれたもののように見えるが、様々な制約を抱えている。コミュニケーションは双方向の行為である。まずその前提として、主体は共通の「言葉」を用い、暴力の排除等の共通のプログラムに従う必要がある。また、呼応可能性が求められる。これらの条件を前提としなければ、コミュニケーションは成り立たない。主体に対して一定の共通性を求める、すなわち主体を限定するのである。この共通性の確保、主体による前提条件の認識が、コミュニケーションにおいて最も重要になる。共通の基盤を持たないところに共通の基盤が与えられることによって、コミュニケーションの安定が維持されるのである。言い換えれば、主体がこれらの条件を満たしコミュニケーションの場に立つこと自体が、コミュニケーションなのである。個人は各々の多様な価値観のもとで生活している。また、個人が、「国家」以外の統治体を含む、多元的・多層的な組織或いは共同体へ帰属する可能性も存在する。このような状況において、コミュニケーションのための共通性を得ることは容易ではない。共和主義は、市民権すなわち市民であることを共通部分とし、多様な市民間でのコミュニケーションを可能にするを旨とする。共和政ローマから国民国家形成までの市民権概念に見られたように、多種多様な差異や異質性を帯びた個人の共通項、すなわちオーバーラップするところに市民権を置くのである⁴⁴。

2. 共和主義の思想的支柱

(1) 人間の本性

これまで共和政体論と市民概念から、政治思想としての共和主義の定義を試みた。それらはいずれも古代ギリシアから18世紀にかけて、何世紀も経て政治思想として受け継がれてきたものである。ではなぜ、共和主義が欧州において価値ある思想として受け継がれてきたのであろうか。その背景には、「人間の本性」に対する認識がある。

共和主義の根底に存在するのが、人間は生まれながらにして社会的であるという古代ギリシアから続く人間観である。人間はその自然状態において共通善ではなく自らの利益を追うとしたソフィストに対し、アリストテレスは、人は自然においてポリスの動物（zōon

politikon) であると説いた。彼は『ニコマコス倫理学』において、人間は生まれながらにして善を希求する存在であり、人間が求める最高善とは幸福であり、またそれは自足的であると考えた。そして、人間は善悪の知覚を他者と共通にしているため、協働することができる。これは、人は生まれながらにして社会的であり、他者との協働を尊重するという考え方である。その社会性は必要から生じるとされる。この「人間の本性」は、様々な人間が互いに関係しあうことを説明する。これはストア派の思想にも見られ、ストア派の影響を受けたキケローも、人間同士の間にはある程度の協力 (*societas*) があると考えた。地上のすべてのものは人間が使用するために創られ、そして人間も人間のために生まれる、それゆえ互いに支え合うことができると説く。人間はポリス的・社会的動物であるという人間観は、彼らの哲学と共に欧州の思想に受け継がれる。人民主権の基礎となる思想を提供したアルトジウスは、相互共生 (*symbiosis*) を彼の政治論の中心に置いた。人間は相互依存する存在であり、また、政治の始まりはこの人間の結びつき (*consociatio*) であるとする。グロチウスは、人間は社会的であると同時に弱い動物であると考えた。プーフェンドルフも、個々人は弱く支援を必要とする者であるという事実が一般的な自然法としての社会性を導くと説いた。個人と社会の調和を追い求めたカントは、自然の意図の一部として社会性を個人に帰することにより、思考内での自然の意図の存在を認識する。

中世では、このポリス的人間観のアンチ・テーゼとして、キリスト教の信仰的人間観が登場する。「キリスト教的世界観は、政治の活動の根本原理をポリスの原理から神学的枠組へと組替えた」⁴⁵。なかでもアウグスティヌスの『神の国』は、教会が世俗に優越するものであることを説き、アキナスは“*De Regimine Principum*”において、君主の統治に正統性を与えるのは神から与えられた「永遠の法」であり、またそれを判断するのは教会であるとした⁴⁶。中世、社会は神が定めた「壮大な存在の連鎖」とされ、普遍的で不変のもの、あるいは無時間的なものだけが真に合理的であり、理にかなっているものであると考えられた。そして、世俗において永遠は求められないとする考え方が普及する。13世紀中頃、このキリスト教的思想を批判するものとして古典古代の人間観が再び注目される。古代崇拜の傾向をもつ人文主義の後押しもあり、北イタリアを中心に発展する共和主義の議論は、時間＝世俗的、あるいは不合理なものとする思想からの脱出を試みた。地上の生活こそが真の意味での生活であり、天国すなわち永遠なる持続というあり方を自らの日々の営みに求めることを説いたのである。人々は共和政体の永続性のなかに自己の永遠を見出した。言い換えれば「永遠の生命」は共和政体の生という姿で唯一の生を生きると考えたのである。そして、自己の発展を実現できるか否かは、共和政体の政治決定に参加する能力によるとされ、共和政体へ

の貢献、公的事柄への積極的参加（時には生命をも捧げる）こそが永遠の生命の約束となると考えられたのだ。この世俗における自己の発展と永遠の追求が、共和主義の中に受け継がれていく。そして、個人は自立的に意思決定を行う共和政体の参加者として積極的に行動することでのみ自己の発展を可能にできるという思想は、共和主義を価値あるものとして支え続けてきた⁴⁷。

（２）観念論的説明と社会学的説明

①観念論的説明

古代から 18 世紀にかけて、共和主義を支えてきたポリスの動物としての「人間の本性」に対する観念論的説明は、「自然の原理（*physis*）」である。古来人々は、説明できない出来事に一貫性を持たせるために神話を創り出した。それに対し、哲学者たちはその不可解な出来事を何とか説明し、その原理を見つけだそうとした。

理性は変化しない。しかし、万物は絶えず変化している。古代ギリシアの自然哲学者たちは、万物が変化するなかで永遠に変化しないもの、すなわち万物のアルケーの存在を追い求めた。自然哲学者以前は神話として語られてきたこのアルケーを、タレスは水、アナクシメネスは空気、ピタゴラスは数、ヘラクレイトスは火、デモクリトスは原子であるとし、これら普遍のアルケーの組み合わせによって万物の変化を説明しようとした。そして、この変化を支配しているものが自然の原理である。これは法律、制度、習慣といった「人為的規範（*nomos*）」とは対じする。自然哲学者たちはこの人為的規範を認めず、自然の原理を追い求めたのである。自然の原理が発見される以前は、ある特定の行動としての慣習、部族によって異なる手段、常にどこであつても同じである慣習は区別されることがなかった。慣習あるいは人為は自然と同義語であつた。偶然の出来事はある手段に影響を与えることはなく、また同じ団体内で異なる行動をとる人はいないとされていた⁴⁸。しかし、自然哲学者によるアルケーの追求により、自然の原理と人為的な規範の区別が発見されたのである。世界には自然の原理があり、それを見つけだすことが理性の課題であるとされた。

アリストテレスは『政治学』において、自然の原理と人為的規範を和解させようとした。自然の原理のみだけではなく、人為的規範も認めたのである。アリストテレスは自然の原理は、経験から抽出したすべての方法であるとした。それぞれの都市は、異なるポリテイアや規範をもつ。なぜなら、それらは人為や便宜の徳によって形成されるからである。それぞれの都市の慣習や手段は、その都市の生活様式に特有のものとして展開し、その都市にとっての自然の原理となる。しかし彼は、普遍的な自然の原理の存在も認める。もし自然が何の妨

害も受けなければ、すべての都市に対して唯一の規範を提供することができる。そして、自然に対する妨害が妨害であると知ることができれば、自然の原理は明確になると説く。『ニコマコス倫理学』のなかで、アリストテレスが考える正義とは自然の原理であり、人為なのである。『政治学』によると正義は、共通善のために存在する都市に属するものと定義付けられている。アリストテレスは、始原的な原因が見つけれられた場合は自然を優先し、見つけれられない場合は人為に同意すべきであると説く。自然は基本原則としてより重要視され、慣習は実践において注目されたのである。アリストテレスは、人為を放棄するよりもむしろ人工的に作られたものと偶然によるものを区別し、自然の原理との関係で理解する。彼は、偶然の出来事が生じるのは、「予期せぬ原因」のためであるという。自然が何の目的もなく「奇形」を生む場合がある。この奇形が自然の発見の妨げになる。もし奇形が生じることがなければ、自然が創り出した連続性は不変なのである。また、たとえ自然の原理の直接の目的を知ることができなくてもそれを推測することはでき、自然は原因となる。そのとき、人間は行動を自然によって制限される。自然の原理はそれが何かの妨害にあわない限り変化しない。そして、何が自然の原理で何がそうでないかは観察することで明らかであると彼は主張する。しかし、観察が十分なのは私たちが理性的な動物であることによって、自然に理解できる手段がある場合のみである⁴⁹。このアリストテレスの自然の原理は、人為的に制定された実定法とは区別して、人間の本性に根ざす普遍的で恒久的な法である自然法としてキケロー以降の思想に受け継がれる。自然の原理、或いは自然法という思想は、キリスト教の台頭によってキリスト教的な言葉で語られる。12世紀ごろには、すべての法(ius)と法律(leges)は人定法と神法=自然法に分けられるとされ、自然法は神の意志として捉えられた⁵⁰。その後、トマス・アクィナスの『神学大全』において、神の啓示がなくても理性で知ることができる自然本性に基づく自然法と神法が区別されるようになる⁵¹。

②社会学的説明

近代以降の科学は、対象の客観化ということに努力を費やし、神的なものを背後に押しやって誰もが理解でき、追体験でき、共有できる価値体系というものを打ち立ててきた。このことは政治学でも同じである。絶対的な客観性というものが求められる中で、常に人間に対して絶対的な他者性をもつキリスト教的神の存在が自然法と共に語られた。人間の本性が社会的であるとするアリストテレスも、人間は狼なのであり自然状態は万民による闘争状態であると主張するホブズも、人間の協働性の根拠を自然の原理に求める点は同じである。しかし次第に、この自然の原理の存在自体に疑問が持たれるようになる。人為の外にある自然、

すなわち究極の客観性とは何か、という問いの立て方そのものが見直されるようになるのである。

カントは、すべてのものの考え方が自然の意図に従うように自分の世界を構成することを説いた。彼は自然という語を使いつつも、自分自身の行動の原理が自然法の原理であるような行動をとれと訴えることで、主観と客観をつなげた。自分自身が世界は一つの共和国であるような行動をとることが、世界を一つの共和国にすると説いたのである。カントの思想は、元来信じられてきた客観性が実は主観に成り立つもの以外の何物でもなかったことを証明したフッサールの現象学への足がかりになったと言える。現象学は、絶対的客観化の不可能性と自我からの事象の見直しによって、方法論の建て直しを試みる。これは、真理をいったん個別化して、個別化された真理の共有の類推という視点から事象を社会学的に説明しようとする方法である⁵²。そこで、古代ギリシアから 18 世紀までに共和主義を支えてきた思想が西欧において価値あるものとして受け継がれてきたことを、自然の原理からではなく社会学的に説明したい。その手がかりとして、共和主義の根底にある「人間の本性」としての協働性を、個人の利益と行動にまで還元し分析することによって説明したレオン・デュギイの社会的連帯論に注目したい⁵³。

デュギイはデュルケムの連帯論から⁵⁴、徹底した個人主義に基づく社会的連帯論を展開する。デュギイの考える人間は、他者と協働することでしか生きることができない。それゆえ、個人は人間として連帯する。この連帯性は多様ではない。しかし、社会契約における一般意志ではなく、多様な個人一人ひとりの共通の利益によって生じる。一般的であると同時に、個人的なのである。個人は労働分業によって連帯性に参加する。しかし、連帯性の実現は個人によって様々であり、差異がある。その意味では、社会的連帯性はその概念に多様性を含む。社会的連帯性からは、①社会的連帯の目的とするあらゆる個人の意思を尊重する義務、②社会的連帯に適合しない目標によるいかなることも行ってはならないという義務、③社会的連帯のために協力し、連帯性を強化する義務、という 3 つの行動規範が得られる。デュギイはこれを客観法と呼ぶ。これは法規則である。道徳規範でも、絶対的で不変なものと考えられる自然法でもない。彼の言う客観法は、常に生活的な規則であり、すべての人間社会が基づくべき社会的理念を形成するものである。自然に存在する規則ではなく、社会の中で蓄積されてきた規則であるゆえに、社会が存在するところには法規則が存在する。客観法に対し、実定法は「国家」が制定する法である。実定法は客観法から導かれ、常に客観法に従う。個人の社会的連帯への参加の手段と動機は、既存の市民概念のように一律ではない。そこには多様性が存在する。デュギイの社会的連帯論においては、個人は他者との協働の中でしか

生きることができないゆえに、社会によって作られるモデルによって個人の理性や意思が形成される。しかし、社会規範の内面化により、個人はそれに従っているという意識を持たなくなる。ここからは、先見的社会規範の内面化により、あらかじめ人間の行動は社会により決定されるという考えが導かれる。デュギイの客観法は、個人が生まれる前に存在する社会を基に生じる行為規範であり、決定主義的要素を含むのである。人間は社会における規則に従う、あるいは規則に従わなければ制裁を受けるため従うことを学習していく。それによって、人間の行動は予期できる、すなわちパターン化できるようになるのである。他者の行動の予測可能性の存在は社会の安定にとって重要である。行動のパターン化により、個人の行動が抑制されるからである。

おわりに

本稿では、古代ギリシアから18世紀までの政治思想の一つの潮流である共和主義をその時代の文脈のなかで理解し、それらに共通する概念を見出し、政治思想としての共和主義として定義した。また、共和主義思想の根底にある欧州思想の伝統についても検討を加えることにより、共和主義の本質を捉えることを試みた。

古代ギリシアから18世紀までの共和主義を基に、現在でもそれぞれの国において様々な形で共和主義の議論がなされている。ドイツではハーバーマスを中心に市民社会論が盛んであり、近代以降共和主義を採用するフランスでは、移民の流入による多民族国家化にともない共和政の再編成の必要性が主張されるなか国家統合論として議論されている。アメリカでは共同体論や政治的徳論、民主主義論と結びつけて考えられる傾向が強く、また、イギリスでは統治形態としてではなく共同体とそれを支えるエートスとして論じられることが多い。これら現代の共和主義論に共通していることは、民主主義の再検討と新しい市民概念の模索の過程において共和主義が脚光を浴びるようになったということである。グローバ化や地域統合による「国家」の機能や市民の役割の変化、また、移民労働者の問題がその背後にある。さらに日本でも公的哲学での公私論において、公私二分論ではなく「公」と「私」の双方を含む公的空間の存在を認識する共和主義思想が注目を集めている。しかしながら、共和主義は①共同体をその思想の出発点とする点、②共通善をその目的とする点、③抽象的な概念としての「市民」に個人が埋没する点から、全体主義へ転化する危険性を含むとして批判の対象にもなっている。本稿の最後で取り上げたデュギイの社会連帯論は、共同体と個人の関係

の新たな理論としてこれらの批判に対抗する可能性を有している。また、社会学的方法論を用いることによって、共和主義で重要な概念となる人間の協働性を、自然の原理のような客観的な原因からではなく行為主体の社会的な相互行為からなる社会的関係の構造として分析することを可能にする。

（川村仁子、本学大学院国際関係研究科後期課程）

注

- 1 共和主義は①私的な事柄よりも共通善の実現を目指し、②共通善の実現のための干渉を認めるゆえに、自由主義とは対立する思想として論じられることが多い。
- 2 ポーコックは、共和主義は 15、16 世紀のフィレンツェにおいて、君主政の対立概念として共和主義を捉えたマキャヴェッリを中心に説かれたシヴィック・ヒューマニズムとして復活したと考える。マキャヴェッリの思想はハリントンによってイギリスに持ち帰られ、特にスコットランド啓蒙主義に大きな影響を与えた。その後、共和主義はイギリスを通じてアメリカに渡る。しかし建国期のアメリカには、ハリントンから受け継いだものは別の共和主義が存在したとポーコックは主張する。アメリカでは建国当初から、ハリントンから受け継いだ共和主義とロックの自由主義が共存していた。ここで言うロックの自由主義は、個人の幸福追求、所有権の絶対、個人の尊厳などをその基礎とする。そして彼は、自由主義を入れる器として共和主義が採用されたと説く。19 世紀、このアメリカ型の共和主義（彼は大西洋型共和主義と呼ぶ）は、自由主義に統治形態を提供することによって自由主義国家の中で進歩的に変化した政治秩序と一致した。しかしそれは、大西洋共和主義が政治的思考に表れなくなることを意味した。ポーコックはアメリカにおける過度の商業的發展と「国内浄化」の動き、さらに周期的なメシアニズムに共和主義的遺産をみる。Pocock, J.G.A. *The Machiavellian Moment: Florentine Political Thought and the Atlantic Republican Tradition* (Princeton: Princeton U.P., 1975) 本稿では、共和主義の受容の過程と思想的変遷ではなく、その差異の中の統一性を見出すことを目的とすることから、ポーコックの研究に直接言及することはしない。中世以降の共和主義の分析において、ポーコックが扱わなかった 15、16 世紀のヨーロッパ大陸における共和主義を中心に扱うことで、先行研究を補充したい。
- 3 ポーコックのシヴィック・ヒューマニズム、18 世紀啓蒙の共和主義の研究は、近年日本でも盛んに行なわれている。田中英夫／山脇直司『共和主義の思想空間—シヴィック・ヒューマニズムの可能性』（名古屋大学出版会、2006 年）、田中秀夫『共和主義と啓蒙』（ミネルヴァ書房、1998 年）を参照のこと。
- 4 国家 (state) の語源である「status」は「姿勢、状態、地位」を意味する。マキャヴェッリ以降、「status」は国家を表す用語として使用される。近代的な意味での「国家」は、特定の領土を統治する制度の集合体である。権力は個人に存するのではなく、「国家」という制度に存する (Burdeau, Georges, *Traité des Sciences politiques, T.II, L'Etat* (Paris: L.G.D.J., 1980), p.259 参照)。本稿では近代的な意味での「国家」と、特定の領土とその住民を治める政治社会を指す用語として使用された国家を区別する。国家も共和主義と同様にその用語において、共通の本質が存在すると考えられる。しかし、本稿は国家の本質について検討することを目的としない。概念の混乱を避けるために、「国家」と表記するに止める。
- 5 アリストテレス『政治学』（岩波書店、1961 年）訳注、400 頁
- 6 同上、136 頁
- 7 梅田祐喜「ルソー、述語の問題（3）—res publica について」静岡県立大学短期大学部『研究紀要第 9 号』（1995 年）、37 頁
- 8 Cicéron *La République/ Des Lois* (Paris: Garnier-Flammarion, 1965) , pp. 29-30
- 9 モンテスキュー『ローマ人盛衰原因論』（岩波書店、1989 年）
- 10 例えば、ルソーの『社会契約論』の初稿（『ジュネーヴ草稿』）の副題は“la forme de la République”すなわち、「共和政体の形態」である。彼の言う“République”とは、「人民全体の福利」のための人々

のあるべき結合状態である。(梅田、39頁)

- 11 彼は『理論と実践』において共和憲法の完全なる姿として「世界共和国」を論じている。しかし彼は、「国家」がその利己的自由を放棄し、地球上のすべての民族を包括する「諸民族合一国家」すなわち「世界共和国」を創設することを理想としつつも、諸国家がこれを望む可能性は全く無いことから(カント『永遠平和のために』岩波書店、1985年、45頁)、『永遠平和のために』においては「一つの世界共和国」という積極的な理念の「消極的代替物」として、「国家連合」の必要性を説く(同、38頁)。そして、永遠平和のための第一確定条項として、連合する諸国家の体制は共和的でなければならないと主張する。
- 12 Pettit, Philip *Republicanism* (Oxford: Clarendon Press, 1997)
- 13 『学説彙纂』によると、ローマ法では物理的力もしくはその脅威によって行為を強いられる事実は奴隷の本質とは考えられていなかった。ローマ法において奴隷は「道具」であると考えられていたと同時に、「人格」を与えられていた。奴隷の所有者には、「道具」としての奴隷を正しく取り扱う義務が存在した。それゆえ命の保障がなかったとは言えない。奴隷は自由人となることもでき、その子孫は市民となることもできた。さらに、ローマ法においては市民間の奴隷契約は無効であったが、市民は職業として剣奴となることができた。ローマ法における奴隷概念は現代でイメージされる奴隷とは多くの点で異なる。
- 14 Pettit, p80
- 15 以下スキナー, クウェンティン『自由主義に先立つ自由』(聖学院大学出版会、2001年)、34-68頁
- 16 共和主義的自由の議論に関してはスキナーの『自由主義に先立つ自由』、Pettit *Republicanism* に詳しい。
- 17 スキナー、23-34頁
- 18 マキャヴェッリ「ディスコルシ」『マキャヴェッリ全集2』(筑摩書房、1999年)
- 19 Pocock, pp.207-211.
- 20 Onuf, Nicholas *The Republican Legacy in International Thought* (Cambridge U.P., 1998), p.44
- 21 佐々木毅『マキャヴェッリの政治思想』(岩波書店、1975年)、190頁
- 22 ヘルド、デヴィッド『民主政の諸類型』(御茶の水書房、1998年)、74頁
- 23 南原繁「カントに於ける国際政治の理念」『政治学研究第1巻』(岩波書店、1927年)、506頁
- 24 カント『永遠平和のために』、29-30頁
- 25 同上、508頁
- 26 同上、511頁
- 27 同上、510頁
- 28 同上、515頁
- 29 中谷義和「カルフーンとその思想的系譜」山崎時彦編『政治思想史—保守主義の生成と発展—』(昭和堂、1983年)、137頁
- 30 同上、138頁
- 31 同上、139頁
- 32 カントは、「国家」形態に関わらず、国民は国法に従う限りにおいて、法の下に従属する「臣民」であるとする。
- 33 カント『永遠平和のために』、28-29頁
- 34 同上、36頁
- 35 キケローはその著作において政体だけではなく、政体を支えていく情念部分である市民の徳について論じる。そして共和主義はその政体だけではなく、法や制度を創り、支え、動かす市民に注目する。
- 36 それゆえ、学校を建てアテナイの教育に力を注いだアリストテレスもアテナイの市民権を獲得することができなかった。
- 37 「一つは真理の認識と運用である。二つ目は人と人との社会関係の維持、つまり、各自が自分の務めを果たし、引き受けた事柄について信義に違わぬことである。三つ目は高潔にして不撓不屈の勇氣である。四つ目はあらゆる行為についての秩序と限度であり、そこにあるのは節度と節制である」(キケロー「義務について」『キケロー選集9』岩波書店、1999年、136頁)。
- 38 モンテスキュー『法の精神(上)』(岩波書店、1989年)、151頁
- 39 奴隷も自由人になりさえすればローマ市民権を得ることができた。
- 40 外国人や奴隷の子孫であっても、ローマ市民権を得ることができた。また、市民権を取得していないラテン人に対してもローマ民会における投票権、ローマ法の適用が認められていた。この点から、ローマでは市民であることと政治への参加を区別していたと考えられる(シュルツ、フリッツ『ローマ法の原理』中央大学出版部、2003年)。

-
- 41 中世北イタリアの自治都市の場合、市民権を持つ市民と市民権を持たない住民が存在した。しかし、初期の自治都市では市民権を要求する大きな運動は起こらなかった。なぜなら、市民であることと都市の役職への被選任資格は同じではなかった。市民権の授与は特権的な身分の承認であるより、納税や軍役といった義務の承認であった(ウェーリー, D.『イタリアの都市国家』(平凡社、1971年)、132頁)。また、市民でない住民も役職に着くことができた。特に、自治都市に従属する農村地帯からの移住者は、政治的役割を拒まれることはほとんどなかった(同、133頁)。
- 42 ウェーリー、83頁
- 43 ヤング, アイリス, M.「政治と集団の差異—普遍的シティズンシップの理念に対する批判—」『思想』867(岩波書店、1996年9月5日)、97-128頁
- 44 2005年12月18日立命館大学での国際シンポジウム「人間の安全保障と国際社会のガバナンス」における、ジャック・ドネリー氏の講演「国際人権：その普遍性の課題、展望及び限界」、ローレルズ、ジョンの『万民の法』(岩波書店、2006年)を参考。
- 45 ヘルド、50頁
- 46 君主がこの「永遠の法」としての自然法の冒涇を繰り返すなら、人民の反乱も正当視されると説く。この考えは権力の制限、立憲君主制につながる。
- 47 Pocock, p.vii
- 48 Strauss, Leo *Natural Right and History* (Chicago: The University of Chicago Press.,1952), p81
- 49 Onuf, pp.31-37
- 50 ヨンバルト『教会法とは何だろうか』(成文堂、1997年)、48頁
- 51 同上、49頁
- 52 龍澤邦彦教授講義より。
- 53 以下 Duguit, Léon *L'Etat: le droit objectif et la loi positive* (Paris :Dalloz, 2003) 参照。
- 54 デュルケムは、人間は他者との「連帯」のなかで、すなわち社会の中でのみ自己の存在を認識できると考えた。社会には個人の行為とその動機に還元されないような固有の実態があり、個人はその社会環境によって形作られ、拘束される。しかし、社会が外在的な拘束として働くのではなく、個人に内面化された制度化された価値によって人間の行動が統制される。これが社会規範となる。その意味では、意思的に合理付けする原始的社会にも社会規範は存在する。人間の思考の根本的なカテゴリーは社会組織の特徴をモデルにして形成されるのである。そして、社会を統一または統合するのは「連帯性 (solidarité)」と「分業」であると主張する(デュルケム, エミール『現代社会学体系 社会分業論』青木書店、1971年)。

Republicanism as a political thought and Its' Essence: From Ancient Greek to the Europe in 18th Century

Republicanism, I dealt with in this thesis is not a mere political institution but one of ideological systems constituted by the relationships between society and its' members. Republicanism is an unfamiliar political thought in Japan, but there is the stream of Republicanism in Europe, which has continued since ancient Greek and Roman republic, as a European common heritage.

The origin of the word "Republicanism" is "*res publica*". The meaning of "*res*" is "thing" and "*publica*" is "in common". To put it plainly, "*res publica*" means "the common thing". In Roman republic, "*res publica*" was construed as "the interest of all". From this, "*res publica*" has been a generic term used to refer to the constitution which is sustained by citizen who gets involved in "the interest of all" in a positive way. After Roma, historical conditions of each European country have influenced on Republicanism. Republicanism has included a broad range of concepts.

The aim of this thesis is to give a basic definition of Republicanism as a political thought. I make an observation about Republicanism from The viewpoint of political thought as well as republican constitutions throughout history—ancient Greece, Roman republic, mid-age northern Italy, England and France in 18th century as well as then newly independent U.S.— and try to find out the common concept. In addition, I make a study on the tradition of the European thought which has served as the backbone of the republicanism as worthwhile.

(KAWAMURA, Satoko, Doctoral Program in International Relations,
Graduate School of International Relations, Ritsumeikan University)

現代紛争と和解（Reconciliation）

—概念的理解と実践的課題に関する一考察—

工藤雅教

目次

はじめに

1. 和解と現代紛争概観
 - 1.1. 紛争解決・平和構築における“和解”の位置づけ
 - 1.2. 脆弱な停戦合意と関係構築
2. “Reconciliation”の概念的理解
 - 2.1. “Reconciliation”とは何か？
 - 2.2. 概念的枠組み
 - 2.2.1. 真実
 - 2.2.2. 正義
 - 2.2.3. 寛容
 - 2.2.4. 共存
3. 和解の実践的課題
 - 3.1. 紛争の転換
 - 3.2. 移行期の真実究明
 - 3.2.1. 1980年代ラテン・アメリカ：民主化移行の副産物としての真実究明委員会
 - 3.2.2. グアテマラと南アフリカ：安定的な移行を促進するための真実究明委員会
 - 3.3. 恩赦と正義：“Systemic justice”制度化という課題
 - 3.4. “寛容”と共感醸成の実践的問題：構造転換が先か、関係構築が先か？

おわりに

はじめに

2005年の世界中の武力紛争をまとめた *Armed Conflict Report 2006* (Project Ploughshares)¹によると、当該年間世界各地の27カ国で32の紛争が行われていたという。2004年と比較すれば、二つの紛争が終結し新たに二つの紛争が勃発しており、その数自体の増減は無かった事となる。しかし、その大半が、戦闘→停戦合意→その破棄→戦闘再開というサイクルを繰り返しながら継続し、持続的な平和まで発展しない²所謂難治性紛争 (“intractable conflict”)³の状況にあり、定点観測的な紛争の数というのは実は曖昧でその定義に依拠する部分が少なくない⁴。

このような現代紛争の大半が内戦であり、その原因・解決については様々な主張が存在する。本論ではその中から、未だ一般に理解が定まっているとは言えない「プロセスとしての和解」の成果と課題の理解を試みる。和解や国民融和、reconciliation という言葉は様々な文脈で用いられているが、紛争解決学・平和構築における実践としての和解、キリスト教的規範に基づいた理念としての“reconciliation”、非キリスト教徒である筆者の主観的視点から考察する「和解」の三方向から和解プロセスの現状の成果と課題を明確にしようという試みである。もちろん、和解プロセス、“reconciliation”、「和解」は相互に排他的なものではなく、文脈においては同一であるなど区別が難しい部分があるが、可能な範囲内で区別を明確にしたいと思う。

紛争解決学・平和構築の分野で、和解プロセスはどのような位置付けにあるのか？例えば、その一旦を担う制度として注目される真実究明委員会は、全24事例のうち八割(19事例)までがキリスト教徒(主にローマン・カトリック)が多数派を占める国家に設置されているが、他の宗教に応用する場合や宗教的同質性が真実究明委員会の有用性に与える影響はどのようなものであろうか？また究明委員会の大半は、武力紛争から平和や軍政から民主政への移行期に、「国民融和」と「再発予防」を目的として掲げ、そのために“truth”・“justice”・“forgiveness”を不可欠な要素としているが、これらはキリスト教の道徳的規範を超えて普遍的な価値観と言い切れるであろうか？どのような「普遍的な価値観」にも、「個別」の文化的・歴史的視座による解釈の幅が伴うはずである。例えば、このキリスト教的規範に基づいた“reconciliation”を、非キリスト教徒である筆者が「和解」と訳す際、そこには文化・歴史・宗教的な解釈の差異が少なからず存在するであろうし、多様な宗派・教派の存在するキリスト教を一括してみなすことも、本来は不適當であるだろう。

加えて、仮に意味や解釈を大部分共有できるとして、暴力によって分断された紛争後の社会に平和構築として和解を望み実現する事が、果たして可能なものであろうか？これらの疑問の答えを探し、紛争解決学・平和構築の分野への現実的な貢献を目指すためには、キリスト教の倫理や理念を自明としない立場から、

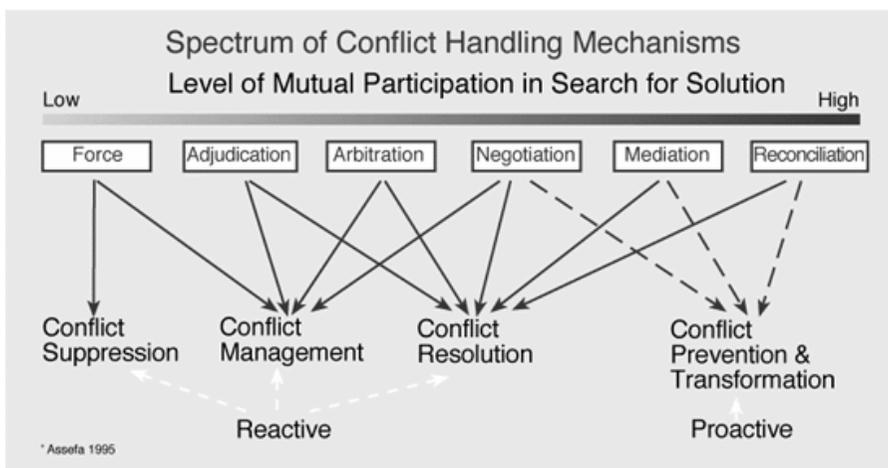
再度“reconciliation”の理論と実践の現状を一つ一つ見直していき、その汎用性や課題を探る事も一つの手段ではないだろうか？従って、本稿はまず第1章で紛争解決としての和解の視点から現代紛争を概観し、和解プロセスの立ち位置や問題意識に触れる。次に第2章で“reconciliation”の概念的枠組み（即ち、“truth”・“justice”・“forgiveness”・“peace”の交差する場所としての“reconciliation”）に、筆者の「和解」の視点からの考察を加えた上で、続く第3章で一連のプロセスとしての和解の実践的課題と今後の調査の余地を探っていききたい。

第1章：和解と現代紛争概観

1. 紛争解決・平和構築における“和解”の位置づけ

プロセスとしての和解へのアプローチは、紛争解決・平和構築の分野でも比較的新しい部類であるが、Hizkias Assefaによれば、図1のような位置づけになる。端的には、紛争解決プロセスへの参加度合いが相対的に最も低い軍事力（Force）は同時に強制力が最も強い「紛争鎮圧」と呼ぶべきものであり、逆に参加度合いが従来の紛争解決手段よりも高い和解は、紛争の処理・解決よりも「転換」と再発「予防」に重点を置くものであると言える。そして何より大きな違いは、和解とはその他のメカニズムと違い外部から押し付ける、または仲介するものではなく、紛争を経験した社会の内部の人間が主体的役割を果たすという事である。

図1：紛争処理のプロセスにおける当事者の参加度合い⁶



例えば、国連憲章第6章及び第7章は、紛争解決手段を（1）平和的手段、（2）軍事力に依拠しない強

制的手段、(3) 軍事力による強制的手段、の3通りに分類している。まず平和的手段であるが、国連憲章第6章33条において、交渉 (negotiation)、調査 (enquiry)、調停 (mediation)、和解 (conciliation) の外交・政治的手段と、仲裁 (arbitration)、裁決 (judicial settlement) の司法による手段への言及がある⁷。次に、軍事力に依拠しない強制的手段では、国連憲章第7章41条において、経済制裁 (“complete or partial interruption of economic relations”) や外交的制裁 (“the severance of diplomatic relations”) への言及がある⁸。最後に、軍事力による手段であるが、国連憲章は41条が不適切であった場合、国際社会の平和と安定を守る手段として軍事力の使用を続く42条で認めている⁹。軍事力となると紛争を「鎮圧」という色合いが濃くなる。

しかし、上記の手段は紛争処理・管理に過ぎず、現代紛争においてはそれ以上のものが必要である、とする声がある。例えば、Roy Licklider は紛争「処理・管理」と「解決」の根本的な違いを次のように指摘する。

Neither a military victory nor a negotiated agreement necessarily involves “resolving” the conflict, that is, ending it. On the contrary, real conflict resolution is quite unlikely immediately after a prolonged period of violence...

“Conflict resolution,” then, is something of a misnomer; in practice we are usually talking about an agreement, not to end the conflict, but to continue it by nonviolent, political means, what is sometimes called conflict management.¹⁰

戦闘状態の停止を最終目的¹¹とする紛争「処理・管理」の有効性に疑問を持つ者達によって新たな紛争解決方法の模索が加速するのが冷戦終結後のことである。希少資源や権力以外にも、認識や信仰、価値観などの文化的側面¹²やグローバル・システムの構造的要因から来る経済的格差などへの対処が紛争解決に不可欠であるとの認識が定まり、例えば富・資源の希少性からくる貧困だけではなく、その貧困を不公平な相対的剥奪であると認識させる作用、この作用の部分に関わる歴史的・文化的な要素、更にその相対的な剥奪が生み出される、より広範な構造までも包括的に対処する必要があるという潮流が生まれた。その中で、外部の第三者主導による平和構築のみではなく紛争の舞台となった社会の内部の人々が、主体的役割を持続的に果たせるような国家和解プロセスの模索が始まる。

2. 脆弱な停戦合意と関係構築

停戦合意・講和条約を最終目的とする紛争介入の問題点を、Robert L. Rothstein はそこで生み出される一時の多幸感に見出す。彼は、停戦後の長期的単独の無いままに第三者が停戦を重視することに警鐘を鳴ら

し、「悪性の平和¹³」という言葉を用いる。そして、(1) 停戦合意・講和条約に持続性・耐久性を持たせる事、(2) 紛争で分断された社会の関係再構築の必要性を主張する。そして、この二点が和解プロセスの重要性の前提にもなっている。また、国連憲章第6章33条において言及のある“conciliation”であるが、これは「ある特定の時点」での和解を指しており、本論の主題である「その時点からの発展・持続を目指す長期的プロセス」としての和解とは異なる事を述べておく。

まず、Crockier et al.が紛争に難治性をもたらすとして挙げる諸要因¹⁴などを参考に現代紛争の様相を概観すれば、以下のような事が「停戦合意・講和条約の脆弱性」に関して一般的に述べられる。難治性紛争においては、(1) 現実的には単なる休戦状態ともとれる曖昧さを含む¹⁵、(2) 形骸化した民主選挙結果が戦闘を激化させる¹⁶、(3) 根本原因や武装解除が未解決で暴力が慢性化する¹⁷、(4) 紛争集団が複数の対立軸に絡み一つの停戦合意が新たな対立を助長する¹⁸、(5) 戦争経済の形成により資源や利権を独占する紛争集団が国境を越えて結びつく¹⁹、(6) 武装組織の自由な越境や周辺国への飛び火による紛争の複雑化²⁰、(7) サイバー空間を介した支援が停戦後も継続²¹、(8) 闇市場での武器・資金入手が容易²²、(9) 講和会議が紛争集団間の利害調整の場と化す、等の要因から停戦が次の戦闘再開への準備期間となるなど、戦争の機能や戦略の一部となっている場合が少なくない。従って、停戦と講和、講和から持続的平和までの長期的なプロセスが必要となり、そのためには内部の人間の主体的役割が重要となる。

しかし、個人・集団間の関係は紛争で破壊・分断されている。従って、「分断された社会の関係再構築」が必要となる。ここで言う関係再構築であるが、和解プロセスは戦闘状態にある集団間の関係構築のみを指すわけではない。多くの民間人はクロスファイアの被害者や犠牲者、あるいは難民²³となるなど、所謂民族・宗教紛争という呼称が前提とする程、紛争集団に帰属性を持つとはいえない²⁴。しかも、こういった場合、停戦合意・講和条約に遺族・難民等の意思が反映されることは皆無に近く、また講和会議に臨む者達も彼らの代表者としての正統性を有する訳ではないため、直接的暴力が仮に停止したとしても抑圧的な支配構造や次の紛争勃発への火種が形を変え存続することになる危険性が非常に高いという傾向がある。従って、そういった層に、紛争集団に吸収・扇動される事なく相対できる発言力や影響力をもたらす、和解プロセスで主体的役割を果たせる勢力となるための支援を行う事も関係構築の一環である。これが、和解プロセスにおいてグラスルートを含めた広範な参加に重点が置かれる理由である。

では、“Reconciliation”という概念はどう理解されているのか？また、その実践としての国家和解過程(National reconciliation process)が直面する現実的問題はどのようなものか？次章以降、概念的枠組みと実践的課題を対比させる形でそれを見ていく。

第2章：“Reconciliation”の概念的理解

1. “Reconciliation” とは何か？

概念的な部分から“Reconciliation”を理解しようと試みる時、キリスト教的価値観に基づいた議論の枠組みが一つの土台となっている。和解プロセスの先行研究者達²⁵は、ポストコンフリクト諸社会において、特に「真実」(truth)・「正義」(justice)・「寛容」(mercy・forgiveness)・「共存」(peace)の四つの概念に着目し、それらを和解プロセスの中で如何に具現化・制度化するかの模索を試みてきた。これらは旧約聖書詩篇²⁶に着想を得た Lederach によって平和構築の文脈で次のように表わされている。

*Truth is the longing for acknowledgement of wrong and the validation of painful loss and experience, but it is coupled with Mercy, which articulates the need for acceptance, letting go, and a new beginning. Justice represents the search for individual and group rights, for social restructuring, and restitution, but is linked with Peace, which underscores the need for interdependence, well-being and security.*²⁷

これら四概念の間には当然、現実的葛藤が存在する。停戦後の不安定な状態で、戦争責任者に対して正義が行えるのか、それは結果的に将来的な共存や平和の実現を妨げる事になるのではないのか？真実を知る事で、再度敵意や憎悪が醸成されるのではないのか？または、真実究明や加害責任者の処罰よりも、経済基盤復興に優先的に資金を投入するべきではないのか？といった事が頻繁に問われる事である。文化・歴史・社会的背景の差異の下それぞれの武力紛争が唯一・独特である一方、この種の葛藤は共通して見られる。では、和解プロセスはこれらの葛藤に対し、どういう立ち位置をとるのか？

この文脈での和解は、「広く社会の声や力を反映させる事で、利害の不一致・差異に非暴力的手段で対処するという意味での民主的²⁸な社会を作り上げる事を目指したマクロ・ミクロを包括する紛争要因究明プロセス」であり、その理想は「従来のマクロ重視の政治現実主義や国際秩序主義²⁹、ミクロ重視の非暴力主義³⁰や開発発展主義を一連のプロセスの中に結びつける事」にあると、筆者には見受けられる。本章ではまず、概念としての“reconciliation”に、筆者の「和解」の視点からの考察を加え、その概念的理解を試みる。

2. 概念的枠組み

どういった時系的順序で和解プロセスが追求されるのかに関して明確な基準はないが、Andrew Rigby は以下の四段階に大別する。

Stage 1: Securing the Peace（安全の確保）

Stage 2: Uncovering the Truth（真実究明）

Stage 3: Approaching Justice（不正義の是正）

Stage 4: Putting the Past in Its Proper Place（過去と未来の区別）

現実的には、同時進行的である場合やある社会で優先される概念が別の社会ではさほど力を持たないという場合もあるが、概念的理解の利便性のため、本章では「真実」・「正義」・「寛容」・「共存」の順に見ていく事とする。

2.1. 真実 (*Truth: Acknowledgement, Transparency, Revelation, Clarity*)

国家和解過程³¹の長い道のりは過去と向き合うことから始まる、としばしば語られる。過去をどう扱うかについて、Tuomas Forsberg は二通りの明確な選択肢があるとする。「公式に過去の悲劇を記憶するか否か」と、「紛争に関わった集団を制裁するか否か」の問いである（図2）。この選択肢に際しForsbergは、「被害者中心」(victim-centered)・「未来志向」(future-oriented)である事を重視し、forgiving が理想的であるという。

図2: Strategies for Dealing with the Past³²

		SANCTION	
		YES	NO
REMEMBER	YES	Prosecuting	Forgiving
	NO	Revenge	Forgetting

では、forgiving が倫理的美徳に留まらず、実用性を帯びる条件は何か？チリ、アルゼンチン、南アフリカ、ウルグアイ、北アイルランドなど多くの真実究明過程で、“I want to forgive but I need to know whom to forgive and for what”³³という言葉が繰り返し聞かれたという。だが、頭で許せても心では許せないという個人の内部での葛藤や、集団としてのforgivingと各個人のそれの間の葛藤も考えられるであろう。つまり、Brandon Hamberらが指摘するように、記憶するか否かではなく、どう記憶するかの問題であると言える。Hamberは、過去の悲劇・過ちを記憶すべき理由として次の四点を挙げる³⁴。

- 心理的正当性 (“a basic psychological justification”)：過去のトラウマを癒す上で、生存者達が

過去の経験や感情を吐露でき、他者と共有できる空間を確保する事の重要性。

- 集団的記憶の重要性 (“creative and constructive collective memories”) : George Orwell の 1984 の中に、“Who controls the past controls the future: who control the present controls the past.” という党のスローガンが登場する³⁵。社会や政治のある特定のセクターによる歴史の濫用を将来的に許さないためにも、集団的記憶の形成が重要である。
- 和解のコンテキストでの真実の重要性 (“truth[s] can promote reconciliation”) : 過去の悲劇や過ちを繰り返さないという意味で、紛争要因としての真実究明が次の紛争予防に繋がる。
- “認識” の重要性 (“acknowledgment”) : 過去の悲劇や過ちを、知識に留まらず、認識とする事が、被害者・生存者のトラウマを癒す上で重要である。

以上、大別すれば、(1) 被害者・生存者への倫理的責任と (2) 紛争要因究明と次の紛争予防のための現実的対策、の二点に集約できなくもないが、ここでは「真実」が持つ性質に注意を払う必要がある。過去の紛争・暴力の中で何が起ったかという事実と、その過去の事実や経験の人々の解釈の間にどういった隔たりがあるのかという事も含めての真実究明 (truth“s” recovery) でなければならぬ。この truth“s”に関して、Martha Minow は次のように述べる。

First, some versions of the past are wrong. We can create arenas for disputing or complicating accounts of the past, not in order to fabricate memory, but to enlarge the perspectives through which truths can be remembered. Second, failure to remember can impose unacceptable costs. . . Failure to remember injustice and cruelty collectively is an ethical violation. It implies no responsibility and no commitment to prevent inhumanity in the future. And even worse, failures of collective memory stoke fires of resentment and revenge.³⁶

この “to enlarge the perspectives through which truths can be remembered” が、和解のコンテキストにおける真実究明の前提となろう。普遍的な真実 (“T”ruth) ではなく、ある事実の持つ多面性 (truth“s”) を捉えるための分析的レンズ・枠組みを通して「集団的記憶」を形成する必要がある。その形成のために、Hamber は以下の点に注意を促す³⁷。

- 真実究明自体は手段であって目的ではない。前後関係を明らかにし、創造的・公式に記憶する事が単なる事実関係の調査以上の成果をもたらす。
- 同様の事象も、人によって様々に解釈される。それぞれの立場は公平な形で代表されねばな

らない。

- 生存者の諸証言は、現実の一断面を切り取っているという意味で正統性を持つ。その正統性が社会によって保証されなければならない。
- 事実のある側面が強調され、別の側面が軽視されないような記憶が必要である。また、紛争期においては個人のアイデンティティが被害者や加害者と単純に分けられるものではないことに留意すべきである。
- 暴力の連鎖を断ち、未来志向の社会を築く上で真実究明は一つの線引きとなる。

以上が、和解における「真実」の理論的前提・基盤であるが、「真実」はそれ自身が最終目的ではなく、「紛争要因究明」や「正義」を為すための手段である。しかし、現実的に「集団的記憶」の形成は果たして実現可能であろうか？ボクサーが相手を殴る時、最初に確かなものとして感じるのは「殴られた」相手の痛みなどではなく、相手の人間の物理的硬さという「殴った」側としての感覚である。一方がもう一方を殴ったという客観的事実を理解することと、当事者達の間主観的な経験を認識することは決して同一の作業ではない。

この「集団的記憶」形成の実践的成果と課題は次章に譲るとして、次に「正義」を見ていく。

2.2. 正義 (*Justice: Equality, Right relationships, Making things right, Restitution*)

本稿では“Justice”を「正義」と訳しているが、ニュアンスとしては「不正義の是正」に近い。つまり、ある状態や普遍的価値観、また司法に限られるものではなく、動的なプロセスを指すと考えるべき概念である。また、この「正義」の概念的理解のためにはまず、どのような不正義、即ち暴力、が紛争や大量殺戮の中に存在しているのかの理解が必要である。

Johan Galtung の(1) 直接的暴力 (Actor or direct violence)、(2) 構造的暴力 (Structural or indirect violence)、(3) 文化的暴力 (Cultural violence) という分類⁸⁾に従うならば、こういった暴力の再発や存続を防ぐ法の支配の確立、支配的・抑圧的な構造の転換、異なる文化・宗教が共存できるような関係構築などが求められるわけだが、紛争停止直後の社会が抱える特殊な問題を考慮に入れる必要がある。

例えば、現代紛争においては戦闘の舞台が国家内やコミュニティ間である場合が大半で、その場合、加害者と被害者の境界が曖昧である上、その数が甚大である、また指導者の訴追を試みる事で脆弱な停戦合意が反故にされるといった事態が考えられる。そのため和解のコンテキストにおける「正義」は、主に次の三種類を時と場合に応じて使い分ける事になる。

- 訴追に基づく処罰型 (“retributive”)
- 仲裁と対話に基づく関係修復型 (“restorative”)
- 損失への埋合わせに基づく賠償型 (“restitutive/distributive”)

この他に、慰霊碑建立や追悼の記念日設定による象徴型 (symbolic justice)³⁹などもあるが、ここでは、処罰型と関係修復型の長短を図3 (次頁) に表す。

和解の文脈において用いられる処罰型は、国内司法が機能不全に陥っている中で国家やコミュニティ間の暴力を裁く事が主であるため、国際人道法が一つの基準となる。主に「人道に対する罪」、「ジェノサイド」、「戦争犯罪」などがそれに含まれ、国際刑事裁判所や特別法廷がそれらに対する個人の刑事責任を扱う⁴⁰。破壊や殺戮の際、指揮系統の中核部に座していた者達に相応の刑事責任を負わせる上での有効性が高い一方で、「勝者の裁き」という誇りを免れないケースも決して少なくない。

一方、関係修復型は和解プロセスに不可欠な「参加」という特色が強く現われている。伝統的儀式や文化的概念が中心的な役割を果たし、ルワンダのガチャチャ裁判や南アフリカの Truth & Reconciliation Commission の理念もこの関係修復型に分類される。Susan Collin Marks は、南アフリカにおける “Ubuntu” が和解の精神の体现であるとする⁴¹。これは、「ヒトは他者を通して初めて人間たり得る」といった事を意味する概念であるが、Archbishop Desmond Tutu は次のように述べる。

*Ubuntu is about the essence of being human; it is part of the gift that Africa will give the world. It embraces hospitality, caring about others, being willing to go that extra mile for the sake of others. We believe a person is a person through another person, that my humanity is caught up inextricably in yours. When I dehumanize you, I inexorably dehumanize myself. The solitary human being is a contradiction in terms.*⁴²

この他者の人間性の回復 (“re-humanization”) に関連して、Nigel Biggar は、和解における正義を被害者の正当性の立証である (“the vindication of the victims”) と主張する⁴³。また、Donald W. Shriver Jr. は、二通りの “forgiveness” の重要性を説く。一つ目が、復讐の放棄 (“forbearance”)、二つ目が共感の再醸成 (“renewal of empathy”) である。しかし、この「寛容」という概念と現実の間には少なからず葛藤や矛盾が存在するだろう。破壊や暴力が、単なる個人・集団間の人間関係の崩壊に留まらず構造やシステム自体の欠陥に起因する場合や、元々は「正当」な被害者への倫理的責任であった「仇討ち」の代行の責任を果たすべき国家が、処罰や賠償などの能力を十分に持たぬ場合である。

例えば、政府対反政府軍の内戦やコミュニティ間の社会紛争の場合、アナトトヘイトなどの構造的暴力の被害者が同時に殺人や略奪などの暴力行為の加害者である事や、リベリアやシエラレオネなどの子供兵

も被害者であると同時に加害者である事などが挙げられるだろう。従って、紛争や混乱期における被害者と加害者の性質をその紛争の歴史的・構造的文脈に合わせた上で、「正義」を成す必要があるわけだが、恩赦をめぐる各移行期の社会の葛藤に色濃く現われているように、それは決して容易な事ではない。もう少しこの「寛容」(“mercy”・“forgiveness”)という概念を掘り下げてみる必要があるだろう。

図3：処罰型と関係修復型の長短⁴⁴

	処罰型(Retributive Justice)	関係修復型(Restorative Justice)
機能	<ul style="list-style-type: none"> ・私的な復讐を禁じる ・加害者の権力への復帰を防ぐ ・不処罰(impunity)の習慣を断つ ・罪を個別化する(例:セルビア人全体の犯罪ではなく、ミロシェビッチ個人の犯罪として裁く) 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会の関係再構築 ・被害者の尊厳の回復を促進 ・恩赦(Amnesty)はコミュニティ全体で論議 ・痛みを全体で共有する
形式	<ul style="list-style-type: none"> ・国内刑事・民事裁判 ・国際法廷 	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的な草の根裁判 ・長老による仲裁や伝統的儀式
長所	<ul style="list-style-type: none"> ・直接の対立を戦闘集団の手から引き離す事で、威信問題を回避する ・普遍的な基準によって紛争を処理する ・紛争を脱政治化する 	<ul style="list-style-type: none"> ・和解、賠償、リハビリテーション等を通して、社会的絆の復興に繋がる ・コミュニティ全体の参加による多数の加害者への迅速な対応が可能 ・被害者のエンパワーメント
短所	<ul style="list-style-type: none"> ・反対尋問が行われた場合、“re-victimization”の危険性 ・刑事裁判は情報公開を阻害する恐れ ・勝者の裁きになる恐れ ・証拠が遺棄される恐れ ・個々の犯罪は立証できても、破壊や殺戮の全体的メカニズムが半明しない ・加害者の数が多大である場合、膨大な時間と資金がかかる ・強制力を持つ効果的な中央権力の欠如 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ内部に初期の勢力不均衡がある場合、抑圧構造が続く ・伝統的指導者の権限に依拠する部分が多い ・ジェンダーバイアスの問題 ・国際的な人権保護・刑罰基準に達しない ・草の根レベルには効力がある一方で、指導者レベルに対しての適応力を欠く
事例	<ul style="list-style-type: none"> ・特別法廷(1993年ユーゴスラビア国際戦犯法廷、1994年ルワンダ国際戦犯法廷など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・Mato oputo(北ウガンダ Acholiの人々が和解の証に飲む)⁴⁵

・国際刑事裁判所 ⁶ : 国際人道法に沿う	・Ubuntu (南アフリカ) ・Gacaca 裁判(ルワンダ)
----------------------------------	-------------------------------------

2.3. 寛容 (*Mercy: Acceptance, Forgiveness, Support, Compassion, Healing*)

「寛容」に関して、“mercy”と“forgiveness”の互換性から話を始めたい。この「寛容」の定義や位置づけは幅の広い意見が見られるが、その“the transforming ability”が重要視される所以であるかと思われる⁴⁷。だが、Rajeev Bhargava は、この「寛容」に関して以下のように注意を喚起する。

Forgiveness is not to be confused with mercy... Reasons for forgiveness are not automatically reasons for mercy. A victim may forgive a wrongdoer but not be entitled to free one of legal accountability. Conversely, out of mercy we may reduce punishment for the wrongdoers but not forgive them. To act out of compassion is not to forgive, though the two may be related. Finally, forgiveness is not a virtue in all contexts and is appropriate only when it is consistent with the dignity and self-respect of the victim.⁴⁸

“[L]egal accountability”という語句に着目すれば、Bhargava は、現実問題としての社会的責任(“the dignity and self-respect of the victim”)は決して倫理的徳のみによって解決できるものではなく(“forgiveness is not a virtue in all contexts”)、ある種の線引きが必要であるという事を、“forgiveness”と“mercy”という概念の持つニュアンスの中に見出していると言えよう。

一方で、“forgiveness”の一条件としての謝罪に目を向ければ、被害者側のみならず加害者の側の問題にもなる。例えば、第一世代が破壊・暴力行為を行った場合、その行為に無関係であった第二世代以降の間はその過去を謝罪し、許しを乞い続けねばならないのか? Terence McCaughey は次のように述べる。

The fact is that there is an important distinction to be made in any conflict, both while it is going on and when it is over, and from one generation to another: namely, between guilt and responsibility. I or my group may well feel guilt about what has happened or been done on my “side” or in my name, even though I myself did nothing or was not alive at the time, or am simply a guilty survivor or beneficiary of the suffering of others. But I am certainly not responsible for what the fathers and mothers did, nor on the other hand should I feel responsible for avenging the wrongs they suffered.⁴⁹

彼の“guilt”の定義は、キリスト教由来の「内在的な罪の意識」であって、法的な「有罪」や「犯罪」ではない。一方で、キリスト教徒ではない筆者からすると、神学者である Biggar や McCaughey らの“guilt”

と“responsibility”の区別とはむしろ逆、第二世代以降は「過去の歴史を知る責任（“responsibility”）はあるが謝罪すべき罪（“guilt”）は無い」という立場が妥当であるように思われる。文化や宗教が異なれば、その解釈も異なってくるであろう。

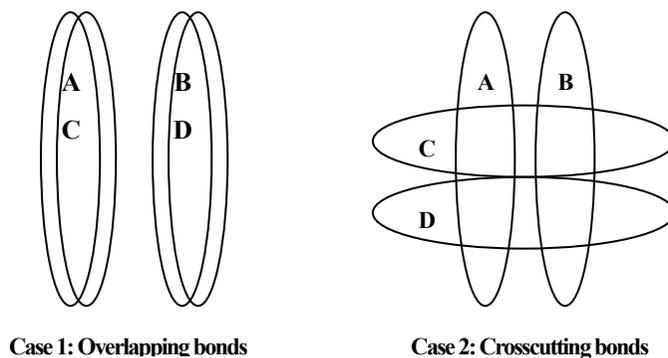
ただ概念的理解として明確にしておきたいのは、「加害の責任を負う必要の無い後世の人間にそれを要求する、また加害行為を集団的な罪（“collective guilt”）にして糾弾を続ける事で、被害者が“victimizer”⁵⁰となりうる」、また「その重荷を被害者に背負わせぬために後世の人間には知る義務がある」という事である。例えば、Michael Ignatieff は次のように述べている。

Peoples who believe themselves to be victims of aggression have an understandable incapacity to believe that they too committed atrocities. Myths of innocence and victimhood are a powerful obstacle in the way of confronting responsibility....⁵¹

では、被害者や加害者（境界が曖昧な場合もあるが、それが「皆が被害者」というレトリックを認めるわけではない）から「生存者」という共通のアイデンティティを生み出す事が可能なのか？また、その「生存者」達の承認を得た社会システムが「仇討ち」の正当性を認め、その後の処罰の責任を全うする事ができるだろうか？

先に触れた Shriver の掲げる“empathy”（「他者への共感」）は、一言で表わせれば「我々」という意識（“we”feeling, “we”ness）であり、その醸成には“Crosscutting bonds”（横断的社会結合・絆）⁵²が必要であるという。例えば、Pruitt & Kim は、コミュニティの構造（図4）を“the distribution of bonds across the members of community”、また“bonds of friendship, kinship, ethnic identity, type of work, and so on, link some community members and divide others”⁵³であるとして、社会結合の強弱を説明する。

図4: Overlapping Bonds (重複結合) and Crosscutting Bonds (横断結合)⁵⁴



仮に、カトリック(A)とプロテスタント(B)、労働者(C)と管理職(D)という二種類の単純化された“bond”を持つあるコミュニティがあるとする。Case 1、“overlapping bonds”ではカトリック (A) が労働者 (C) である一方でプロテスタント (B) が管理職 (D) である。この場合、賃金格差等の労働問題が宗教問題に発展する可能性、または逆に宗教間の差別が労働環境を定義する可能性は非常に高いと言えるだろう。しかし、Case 2のようにカトリック (A) とプロテスタント (B) の間に、労働階層 (C,D) が横断している場合、少なくとも宗教が労働階層の一つでコミュニティの成員は「絆」(bond) を共有することが可能で、結果として共感を醸成する空間が生まれる、と理論的には言える⁵⁵。これは、アメリカにおける白人と黒人、共和党と民主党などに置き換えられるかもしれない。Pruitt と Kim は後者、即ち“crosscutting bonds”がその社会における対立や衝突の激化を防ぐ理由として、以下の三点を挙げる⁵⁶。

1. Bonds between some community members cause them to restraint—to refrain from polarization and escalation when divergence of interest arises or they annoy each other.
2. Members of crosscutting groups will try to exercise control over their fellow group members who do not belong to crosscutting groups.
3. Members of crosscutting groups can act as mediators to resolve the community’s problems.

上記の説明は理論的には理解できるかもしれないが、Steven L. Burg は現実問題として、“crosscutting bonds contribute to the moderation of conflict only when they become the basis for political identity, electoral competition, and participation in representative institutions and decisionmaking processes⁵⁷”と主張する。社会生活を営む上での本質的な権利、あるいは John Burton の言うところの“basic human needs⁵⁸”を充足するための機関への参与が為されることを必須条件として挙げるのである。

しかし、大量殺戮と徹底的な破壊の後に、アイデンティティの再構築自体が果たして可能であるだろうか？例えば、Barry Hart は旧ユーゴスラビアにおいて、“survival identity”として戦闘の中で極度に尖鋭化した民族性間の断層修復の活路を“basic human needs”充足と“healing”に求める⁵⁹。だが、大量殺戮後の「民族」というアイデンティティ再構築自体に否定的な Chain Kaufmann などは、“partition theory”を提唱し、ある程度の「民族」的同質性を持った複数国家に分割すべきであるという主張を行っている⁶⁰。

この主張は、「分割」の部分で Nicholas Sambanis らの激しい反論を引き起こすことになるのだが⁶¹、国家和解過程はどういう立場をとっているのか？当然、大量殺戮後の尖鋭化した民族や宗教といったアイデンティティ間の断層修復は可能である、または仮にほぼ不可能であっても修復を試みなければならぬという立場であるが、この部分に和解プロセスにおいて「寛容」という概念を具現化する上での問題があるのではないだろうか？人間対人間の和解を推進するような“mercy”や“forgiveness”が、時に社会システム

対人間の関係再構築の必要性を覆い隠すための便利なレトリックとなる危険性であり、実際に支配構造の上部に属する、または属していた人間のレトリックは“reconciliation”を“forgiveness”や“forgetting”と結びつける傾向が高い一方、被抑圧側の下部構造に属する層は“reconciliation”を“justice”と同じ文脈で使う傾向が高い。こうなると、“reconciliation”の倫理的な側面は政治力学の現実にとって代わられてしまうのではないだろうか？

2.4. 共存 (*Peace: Harmony, Unity, Well-being, Security, Respect*)

本稿では、和解のコンテキストにおける“peace”を「共存」と訳す。その意図は、“peace”を自明的に善と置く事をせず、価値観の差異や、状態としての“Peace”が生み出す諸問題・機能不全の存在を前提として、それらに破壊や暴力よりましな手段によって建設的に対処する社会システムやプロセスが「共存」であるという考えに基づく。本節では、Louis Kriesberg の図5を元に、この「共存」という概念の理解を試みる。

Kriesberg 自身がこの分類を“ideal types”⁶²と述べているわけだが、理論的には「強制の度合い」(Imposition Level) と「統合の度合い」(Integration Level) によって、「共存」の形は数種類に分類できる事、そして、どこからを「共存」と呼称するかは個人の価値観に依拠する部分がある、という事が言えるであろう。

図5：Dimensions and Forms of International Accommodation⁶³

Imposition Level	Integration Level		
	Low	Moderate	High
Unilateral & Severe	Expulsion Secession Direct Colonial Rule	Apartheid	Slavery
Mixed & Moderate	Indirect Colonial Rule	Domination Segregation Preeminence	Forced Assimilation
Mutual & Little	Negotiated Separation	Autonomy Multiculturalism Pluralism	Free Assimilation

チェコとスロバキアの分割をイスラエルとパレスチナの関係と比較するまでもなく、統合の度合いより

も強制の度合いが重要な分岐となりそうであるが、注意すべき点は、宗教・民族・人種・文化・歴史的背景等の異なる集団のアイデンティティが可変である以上、これら「共存」の形態も如何なる形であれ可変的なものであり、定観測的な捉え方はさほど意味を持たないという事である。Kriesberg は以下のように述べている。

Having sketched out many different kinds of coexistence, it should be evident that they are subject to change. Some forms are more stable than others, and certain sequences of changes are more likely than others.⁶⁴

従って、和解「プロセス」の中で、この安定性 (“stability”) と建設的な変化 (“constructive change”) を助長していかねばならないわけだが、Kriesberg は特に、(1) contextual、(2) relational、(3) internal の三要素が「共存」の形態の継続性の行方を左右すると続ける。

まず、(1) contextual に関しては、「共存」の空間を取り巻く外部環境の変化を主に指す。一国の境界に留まらない影響力を持つ大国や周辺国に加え、多国籍企業や NGO の存在にも着目すべきであるし、共通の外敵が現われた場合も、その「共存」の形態に変化をもたらす要因となるだろう。

次に、(2) relational、「共存」する集団間の相関である。もちろん、人間は複数のアイデンティティを有し、「我々」という意識は必ずしも常に明確に存在する訳ではないが、内集団と外集団の人口、経済、文化、政治などの相対的な力関係や格差の有無がこれに当たる。支配的な集団が公正だとみなす「共存」が、被支配側の集団にとっては著しく不当であると認識される場合、相対的な力関係や手段選択の幅が、双方の集団間の対立の形態や行方を定義するであろう。

最後に、(3) internal、「共存」する対象である外集団やより広範な外部環境とは別に、内集団のリーダーシップや優先的価値の変化も注目すべき要因である。Aylwin のチリ大統領としての、また Brandt のドイツ連邦首相としての謝罪の影響力の大きさは典型的な例であろう。こう考えるとやはり、和解プロセスを分析・評価する際には、理念的な概念や倫理的規範をこえ、政治力学として和解プロセスを捉える必要がありそうである。

以上、“reconciliation” の概念的枠組みに「和解」の視点から考察を加えてきたが、現実的にはこれらの概念はどうか具現化され、実践においてどのような成果や課題を残してきたのか？次章では、これまでの国家和解過程 (national reconciliation process) における実践の成果と現状の課題を見ていく。

第3章：和解の実践的課題

1. 紛争の転換

紛争解決における和解を移行期に紛争の「転換」を通して「再発予防」を目指すプロセスと大まかに定義できるであろうが、本章ではJohn Paul Lederach から言葉を引用し⁶⁵、現実的必要性として下記四分野の転換に着目していく。

- Socio-economic (社会経済的転換): financial aid, retrain, employment, development
- Socio-political (社会政治的転換): demobilization, disarm, integrate troops, professionalize
- Socio-psychological (社会心理的転換): identity, self-esteem, emotions, grief-process, trauma
- Spiritual (精神的転換): healing, encounter self and other, acknowledge, forgive

もちろん、これら四分野は相互に関連しそれぞれの間に明確な境界がある訳ではないが、本章ではこれまでの国家和解過程において、前章で見てきた四概念の具現化が、上記四分野のどの部分でどういった成果があり、またどの部分にどういった課題を抱え更なる調査が必要であるのかを考察していく。

2. 移行期の真実究明

独裁から民主政、紛争から講和への安定的・持続的移行を目指すのが和解プロセスである以上、独裁であれ紛争であれその時代を体験した人々は皆、真実 (truth's) の一端を担うという意味で紛争要因究明の行動主体である。逆に言えば、どれ程善意の第三者であっても部外者である限りは、体験者である内部の人々全てに受け入れられるような「客観的真実」に到達できると考えるのは傲慢であろう。

もちろん、必ずしも全ての移行期の国家や社会で、真実究明の道への総体的合意に至るわけではない。例えば、1975年フランコ将軍死去に伴い軍政から民主政に移行したスペイン⁶⁶、白人至上主義ローデシア共和国から1980年に独立を果たしたジンバブエでも移行期、及び1983～1985年に起こった軍部による虐殺に対する公的調査は移行期には行われなかった⁶⁷。近年では、1993年から続く内戦状態からの復興を目指すアルジェリアでもブーテフリカ大統領が真実究明委員会を設置しない意向を示している⁶⁸。それでも、同様に国家の指導者が内戦の歴史と向き合う事に消極的であったカンボジアでは、NGOであるDocumentation Center of Cambodia (DC-Cam)が米国Yale大学の支援で大掛かりな資料・証言収集を行っているように⁶⁹、真実究明を求める民意は簡単に抑えられるものではない。

NGOの主導としてはDC-Camの他にも、ウルグアイのServicio Paz y Justicia en América Latina (SERPAJ)やグアテマラのProyecto Interdiocesano para la Recuperación de la Memoria Histórica (REMHI)などが挙げられる

が、より広範な真実究明のためには独立機関としての真実究明委員会が設置される。南アフリカの Truth & Reconciliation Commission (TRC) が特に有名であるが、1974 年以降約 25 の国々で究明委員会が設置されている⁷⁰。その名称は、アルゼンチン、ボリビア、ネパール、スリランカ等の “commission on the disappeared”、チリ、南ア、シエラレオネ、ペルーなどの “truth & reconciliation commission”、ハイチやエクアドルの “truth & justice commission” 等様々であるが、そのうち約八割の国々でキリスト教徒が多数派を占めており宗教的同質性が極めて高い事を付け加えておく。また、The US Commission on Wartime Relocation and Internment of Civilians や the Canadian Royal Commission on Aboriginal Peoples などの “historical commissions” に代表されるように、かなり時を経てから「歴史調査」という形を選ぶ場合もあるが、いわば過去を過去にするための真実究明と過去を過去として調査する歴史調査にはニュアンスの違いがある⁷¹。

多くの真実究明委員会は、一方の武力による勝利や鎮圧ではなく、交渉の結果として紛争や軍政からの移行期社会に設置されてきた。現代紛争における脆弱な停戦合意からの安定的な移行を促進する機関としての応用法の模索が現在も続くが、その転機はグアテマラと南アフリカに見ることが出来る。この二事例において委員会の強みと限界の評価 (図 6) がほぼ定まり、その他の国家和解過程への応用の基盤が出来たのである。そして、グアテマラと南アに大きな教訓と課題を残したのが、1980 年代ラテン・アメリカ諸国⁷²の移行期における真実究明プロセスであった。

図6：真実究明委員会—強みと限界—⁷³

<p>真実究明委員会は一般に：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時的な機関で、通常1年から2年の活動 ・公式に国家によって承認され権限を付与される、また講和条約時の敵対勢力間の合意による事もある ・司法外、また事実上の独立機関である ・通常は、独裁から民主政、紛争から講和への移行期に設置される ・過去の事実関係の調査を行う ・犯罪を個々の事件としてではなく、一定の期間に行われた一連の傾向として調査する ・調査結果と改善への推薦を含む最終報告書を提出する事で役割を終了する ・人権や人道的規範の侵害も同様に調査する
<p>強み：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・真実の究明 ・被害者に公的な発言の場を与える ・加害者の説明責任の追及 ・最終決ではなく議論の土台としての真実を提供するため、市民の論議に触媒作用をもたらす ・被害者への賠償を促進する ・法的、制度的改革や長期的発展のための提案を行う ・和解を促進する
<p>限界：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦闘や暴力が続行中、または再発の危険性が高い場合、設置自体が困難 ・戦闘の危険性がある場合、仮に設置できたとしても中立性の確保が困難 ・政治的関心を得られない場合、NGOに頼るしかない ・時間的、経済的、人的資源の有限性 ・将来的な政策提案には強制力が無い
<p>潜在的な危険性：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敗者の糾弾となる事態も考えられる ・バイアスの解消は決して容易でない ・後継政府によっては過去の責任問題を曖昧にする好機となる ・非現実的な期待を人々に植え付ける

2.1. 1980年代ラテン・アメリカ：民主化移行の副産物としての真実究明委員会

ブラジル、ウルグアイ、アルゼンチン、チリの四カ国における軍政から民主政への移行は、1980年代半ばに始まった。ブラジルのみ NGO の主導であったが、その他の三カ国では独立機関としての真実究明委員会が設置された。いずれも「国民融和」と「再発予防」を大目標として掲げていたが、アルゼンチンでは「行方不明者」の親族による“truth-telling”、ウルグアイでは国民全体の“forgiveness”、チリでは“truth”と賠償を主とした“justice”が特に重要視された⁷⁴。しかし、いずれも前政権の主要セクター（軍部）がその実質的権力を維持し、且つ行使する備えを持ち、罪の追及が新たなクーデターを引き起こす恐れがある中で、言い換えれば、「正義」と「共存」の葛藤の中で、後継政府がその正統性を守るための政治的妥協としての真実究明委員会という側面を拭い去る事は出来なかった。そういった背景において設立された委員会は自ずと多くの課題を残しており、Rigby は特に以下の点を挙げている⁷⁵。

- 総括的恩赦（“a blanket amnesty”）法令が前もって出されていたため、不処罰の習慣に挑む上で無力であった。
- 立法議会の審議を経ず大統領布告によるものであったため、当初からその正統性に疑問符が付いた。
- 目撃者の召喚、証拠資料の差し押さへの権限を欠いた。
- 調査対象が失踪と殺害に限られ、拷問や不法な投獄などは対象外であった。
- 加害者の氏名を特定せず。

結果として、アルゼンチンの Las Madres de Plaza de Mayo の一人は、「CONADEP は人権団体が今まで収集してきた諸情報を再生産しただけで、一年を無駄にした⁷⁶」とその失望を表わし、また総括的恩赦の文脈で行われたという点では、「真実究明プロセスの真の受益者は軍部や警察など本来責任を取るべき立場の人間であった」、「後継政権にとって過去の暴力の調査に終止符を打つための比較的低予算の手段として魅力的な選択肢であったに過ぎない」などの批判が多く聞かれる結果となった⁷⁷。

先に触れたように、アルゼンチンの CONADEP は“truth-telling”を最も重要視していた。報告書は大部分が遺族・被害者の証言に基づいたものであり、初見の人間にとっては拷問が組織的・広範囲に行われていた事を示す貴重な資料であるのだが、その犯罪が責任追及に及ばなかったという意味で、そこに留まったというべきか。いわば、“truth-telling”に関して、「どういった真実が、誰にとってどういう価値を持ち、各々にとっての真実が未来にどういう意味を持つのか」という多面的な真実究明（truth“s” recovery）の課題が示されたのである。例えば、「個々」の遺族にとっての愛する者の死は常に日常の破壊であり、許され

ざる非日常の出来事である。にもかかわらず、視線を「集団」に移した時、それは日常的な暴力や戦闘の結果として、無機質な数に還元されてしまう。同様の事実も「集団」と「個人」の間で真実として意味するところが異なる場合、それをどう一つのナレティブの中に紡いでいけばよいのだろうか？

一方、チリの報告書では、軍隊や警察組織を相互監視的なネットワークに置く事や、国際人道法に照らした法整備、また被害者・遺族への賠償の具体的提言に多くの頁を充てている。しかし、ピノチェトが大統領退任後も軍の最高権力者に留まった事は、多くの提案の実現の障害となった。また、1998年ピノチェト元大統領のロンドンでの逮捕への反応や2006年12月の彼の死に際しての衝突は、その支持者と反対者の間に未だ溝がある事を示した⁷⁸。

要約すれば、1980年代からのラテン・アメリカの真実究明委員会は、現代紛争の文脈に必要な安定的な移行を促進するための性質を備えたものというよりはむしろ、民主化移行によって生み出された副産物的な意味合いが強かった。前者への実践的課題として、少なくとも以下三点に着目すべきであろう。まず、真実究明委員会のフォローアッププロセスにこそ問題意識が向けられるべきであると考えられるが、その制度化は以降どうなされたのか？次に、ラテン・アメリカでは、暴力が主に軍部によって独占された事によって引き起こされた「失踪」や拷問についての「真実」究明と「正義」が目指されたわけだが、現代紛争の文脈では「破綻国家」、つまり暴力が誰の手にも容易に入手できる状況での「真実」や「正義」が和解のために求められる。この違いはどういった影響を与えるのか？最後に、ラテン・アメリカ諸国は宗教的同質性が非常に高い。CIAの*World Factbook 2006*によれば、アルゼンチンは国民の92%、チリは70%、ウルグアイは66%がローマン・カトリックである。以降の事例で、異なる宗教や民族間の和解が促進されたという事例は、どれ程あるのだろうか？

2.2. グアテマラと南アフリカ：安定的な移行を促進するための真実究明委員会

36年に及ぶ内戦で200,000人を超える死者・行方不明者を出したグアテマラでは、1996年の最終講和に先立つ1994年、政府と反政府軍 Unidad Revolucionaria Nacional Guatemalteca (URNG)の間で Comisión para el Esclarecimiento Histórico (CEH)の設置合意に至る。これは第三者である国連主導によるもので、その先例である1992年エルサルバドル同様、決して強い権限を持つとは言えなかった。エルサルバドルでは加害者氏名の公表に踏み切るなど評価すべき点も多いのだが⁷⁹、グアテマラ CEH に関しては、1962年から調査対象とするにも関わらず、最長でわずか12ヶ月という活動期間、家宅捜索・資料押収の権限無し、閉鎖的な空間での活動、提出された証拠の内容や入手先は明らかにされず、加害者の氏名特定無し、調査過程で発見された物的証拠は後の訴訟において使用できない、などの点に設立決定当初市民社会の懸念が高まった⁸⁰。しかし、この懸念が市民社会に決起を促し、独自の真実究明でCEHへの協力を試みようという機運を

高めた⁸¹。

そして1995年CEHに先立ち、Proyect Interdiocesano para la Recuperación de la Memoria Histórica (REMHI) がOficina de Derechos Humanos del Arzobispado de Guatemala (ODHA)の主導で開始され、インタビューによる人々の主観を始点として以下の手順で真実を究明しようと試みた。

1. Human Rights Violations derived from the interviews.
2. Journalistic Monitoring based on reviewing the major cases published in print media during 36 years of war. (The design of the journalistic monitoring database was simple, almost to the point of being a flat database.)
3. Information on Military Structures that included names, posts and positions of members of the Guatemalan armed forces.⁸²

三番目の軍部の構造に関する情報収集には困難が伴ったようであるが、REMHIは個人の主観的体験を始点とするに当たり、700人を超える地域住民を証言収集者として教育し、2年半の活動で5,300もの証言を得た⁸³。REMHIスタッフは、次のようにその意図を述べる。

[E]nabling survivors to tell their own stories would create a space where people could experience a new identity and sense of dignity—as citizens, people with rights, including the right to tell their own story and to be taken seriously.⁸⁴

この生存者に自己の体験を語る空間を作るという試みは、集団的記憶の形成を助け内戦期の沈黙の習慣 (“culture of silence”)⁸⁵を断つという意味で、「代表的」または「象徴的」な事件を中心とした真実究明であったエルサルバドルの例よりも精神的・社会心理的転換が広範囲に渡ったという点で評価すべきであろう。REMHIによる個人の体験・知りうる現実に基づく主観への着目は被害者にある種の尊厳や癒しを与え、CEHは200,000超の犠牲者の93%が軍部の手によるものであったと明確に結論付けた。しかし、REMHI、CEH共に司法や軍部の権限など構造自体の問題点を改革・転換する権限までは持ち合わせていなかったため、不処罰の習慣 (“culture of impunity”)⁸⁶の打破には未だ至っていない⁸⁶。

一方、アパルトヘイトからの非暴力的な移行を目指した南アフリカでは、真実を四種類に分類して集団的記憶を構築する事を試みた。後に、シエラレオネ真実究明委員会でも同様に採用される⁸⁷事となる (1) factual or forensic truth、(2) personal and/or narrative truth、(3) social or dialogical truth、(4) healing and restorative truth である⁸⁸。

まず、*factual or forensic truth*（事実関係）は二段階で行われる。第一段階として個々の事件に関して、誰に・何処で・何時・何が・どう起こったのか、を明らかにし、第二段階として、より広い暴力・抑圧の文脈の中での原因・パターンを解明する。これにより、アパルトヘイトが体系的・広範に行われていた事を誰も否定できなくなる。しかし、アルゼンチンの例に見た通り非抑圧側からすれば人種隔離政策や暴力の横行は既に周知の事実である。

従って、次に *personal and/or narrative truth* によって個々の主観的体験に意味を与える事を目指す。機械的に事実を連ねるのではなく、それが個人個人によってどう解釈されたのかを真摯に受け入れられる空間を作る事で、被害者一人一人に尊厳を取り戻す事を狙いとす。しかし、個人の主観には当然偏り、あるいは虚偽も存在するため、他者の主観を自己の主観と対話させる作業が必要となる。

それが、*social or dialogical truth* である。ある同一の時代を異なる場所・立場で体験することによって生じる解釈や体験の差異を公平に許容する事で、集団的な記憶の枠組みを作っていくのである。Charles S. Maier は、ある証言を別の証言より重視することに警鐘を鳴らし⁸⁹、ミュージカルのアナロジーを用いて次のように述べる。

[W]ritten history must be contrapuntal, not harmonic. That is, it must allow the particular histories of national groups to be woven together linearly alongside each other so that the careful listener can follow them distinctly but simultaneously, hearing the whole together with the parts.⁹⁰

もちろん、全ての人間に発言の機会があった訳ではなく、その機会を得られなかった者からは強い不満の声も上がった。それでもここまでは、第2章2節1項で述べた Hamber の5通りの記憶様式⁹¹の内の（1）Remember in a contextual, creative and official way、（2）Remember in a diverse and representative way、（3）Remember in a legitimizing way、（4）Remember in a complex way の実践的な試みであった。特に、また公聴会を通じた人々の主観的体験の価値はペルーをはじめとしたその後の真実究明委員会の中でも実証される事となる⁹²。

しかし、過去の事実の単なる知識（*knowledge*）から、責任所在の認識（*acknowledgment of accountability*）を伴わせるという意味の *healing and restorative truth* が、（5）Remember in a forward-looking way を実現できたかには疑問が残る。どの程度の責任所在の認識をもって「正義」とするかは意見が分かれるであろうし、少なくとも南アフリカでは恩赦が「真実」究明の対価とされた。この点、恩赦の条件としての「真実」を精神的・社会心理的転換をもたらした成果とみるか、「真実」の対価としての恩赦を社会経済的・社会政治的転換の伴わない妥協とみるか、その判断には「正義」の問題が深く関わってくる。

3. 恩赦と正義：“Systemic justice” 制度化という課題

先のラテン・アメリカ諸国での総括的恩赦の例では、恩赦は各個人に対してではなく集団的に行われ、アルゼンチンの9名を除いて軍政時代の責任で訴追された者はほとんどなかった。一方、南アフリカでは恩赦はより広範な真実究明の対価とされた。Ronald C. Slyeによれば、その背景には移行期に説明責任（“accountability”）と事実理解（“understanding”）の可能な限りでの両立を目指す上で、歴史と法律の相対的利点の論議があったという。Slyeは歴史的判断と法的判断の違いを、その判断の対象となる出来事からの時間的距離に見出す。

A historian’s judgment is one that derives its legitimacy in part from its temporal distance—the belief that contemporaries cannot evaluate events for their own time, for they are too close to, and too interested in, the events under examination. It is only with the passage of time that a more objective truth and a more balanced judgment can be achieved. . .

The law, in contrast to history, is interested in judging quickly—as close as possible to the time of the events being examined. This is because a purpose of the legal system is immediately to condemn or ratify past acts in order, in part, to affect future conduct.⁹³

法の目指すところが“judging quickly”が“accurately and fairly”か、専門家からは異議があるかもしれないが、和解という移行期の特殊な状況はこの歴史理解と法的措置両方の目的を果たす必要があった。そして、南アの和解の文脈において「真実」の対価としての恩赦は、Archbishop Tutuの唱えた“Ubuntu”（「ヒトは他者を通して初めて人間たり得る」）と結びつき、「関係修復型正義」としてTRCに扱われる事となる⁹⁴。

Elizabeth Kissは、南アの恩赦が集団的ではなく、正当な政治的理由を持つと判断された個人において審議された事、また公衆の面前での加害者による罪の告白であった点を評価し、以下三点の倫理的革新性を挙げている。

First, it upheld the principle usually repudiated by amnesties, the principle of individual moral accountability. As the TRC’s final report rightly stresses, the amnesty provisions did not give perpetrators impunity but provided “a considerable degree of accountability” . . .

The second moral innovation accompanied by South Africa’s amnesty provisions was that applicants for amnesty were tried in the court of public opinion. . . Victims had a right to confront their abusers during amnesty hearings, holding them accountable in an especially powerful way. . .

South Africa’s third moral innovation was that its amnesty law created incentives for truth-telling, so

that applicants for amnesty became vehicles for uncovering truths about past abuses... For instance, five officers who had killed unarmed demonstrators implicated General Johan van der Merwe as the one who had given them orders to fire. The general applied for amnesty in turn, and implicated two of his superiors. In this way accountability could be established along a chain of command, a feat that has proved almost impossible to accomplish through trials.⁹⁵

実際、22,000以上の被害者・生存者の証言に加え、7,000を超す加害者が恩赦と引き換えに自己の行動の動機や背景について告白したTRCの規模は他に例を見ない。しかし、“Ubuntu”という概念の先行した南アTRCの「関係修復型正義」は、必ずしも全ての人間にとって正当性を持つものではなかった。特に、Hugo van der Merweは関係修復型正義におけるトップダウンとボトムアップの認識の隔たりを指摘している。前者では正義は個人個人に実現されるものではなく、集団的な社会秩序の側面に貢献する事が目指された一方、後者の認識では、被害者と加害者の個人間に正義が行われる事が望まれた⁹⁶。

専門家の間でも「関係修復型正義」としての南アTRCの評価は非常に意見の分かれるところであり⁹⁷、本論も南アの現状を前にして、内戦の回避の成果と見るか、あるいは多くの矛盾が覆い隠されて存続する事になったと見るかの判断を出せるものではない。しかし、被害者側からすれば、直接の加害者から謝罪や賠償を得られなかった事のみならず、抑圧の受益者としての傍観者を含めた上部構造に属する集団と、下部構造の中でも更に周辺に置かれた個人達の和解がトップダウンでなされ、またそういった抑圧を生み出す構造や日常の社会経済的・社会政治的転換が充分になされない場合、その押し付けの度合いと統合の度合いから見て、「共存」の実現に至ったとみなす事はできないと考えられる。

もちろん、徹底的な破壊の後でもなければ一朝一夕に構造の転換など行えるものではないであろうし、TRCは持てる者と持たざる者の間の甚だしい富の不平等を是正するための数々の提案を行っている⁹⁸。ただ、それらは強制力を持つものではなく、例えば財産関連には一切の手出しをしないという合意が1993年に為されている⁹⁹など、アパルトヘイト時代からの富の不平等とそれを生み出す構造・システムの転換は不十分なものであった。結果として現在も貧困や犯罪が慢性化しているなど、南アの例は関係修復型正義の成果と同時に限界も示していたといえる。Sampie Terreblancheは、第2TRCの設立を求め、次のように主張している。

[W]ithout a clear understanding of the systemic nature of the exploitation that had occurred, it would not be possible for beneficiaries (mainly whites) to make the necessary confession, to show the necessary repentance, and to experience the necessary conversions. Without systemic justice, true reconciliation might prove to be unattainable.¹⁰⁰

従って、この“systemic justice”をどう制度化して構造の転換につなげるか、南アが残した実践としての和解プロセスへの課題であろう。また、関係修復型正義としての恩赦に関して言えば、真実究明の対価としてだけでなく、それ以前の段階、投降・武装解除の対価としての効果にも注意を払うべきであろう。DDRはしばしば外部の支援・主導で行われるが、政府であれ現地NGOであれ、社会内部主導で行うとすれば、恩赦ほどの程度の有効性・正当性を持つのか？武装解除の対価としての恩赦には、近年だけでも以下のような事例がある。

- アフガニスタン：2003年タリバン一般兵に対する恩赦方針を打ち出す¹⁰¹。
- コンゴ民主共和国：武装解除のみを意図したものではないが、1996～2003年の政治的犯罪に関する恩赦法が2005年に成立¹⁰²。
- アルジェリア：2005年9月平和と国民融和綱領（the Charter for Peace and National Reconciliation）が国民投票の承認を経て成立。2000年1月13日以降に武装放棄した2000人以上が恩赦・減刑を受ける¹⁰³。
- コロンビア：2003年コロンビア自警軍連合（Autodefensas Unidas de Colombia, AUC）約20,000の一般兵が恩赦と引き換えに武装解除に応じる¹⁰⁴。
- シエラレオネ：The Lomé Peace Accord (1999)第4条の中で、戦闘に関わった者への恩赦を保障¹⁰⁵。戦争犯罪の責任者は、後に国際法廷で訴追。
- コートジボワール：2003年「挙国一致内閣」が各反政府勢力に対する武装解除と引き換えに恩赦を保障¹⁰⁶。しかし、翌年には戦闘再開。
- マケドニア旧ユーゴスラビア共和国：2001年8月オホリゴ合意において、恩赦と引き換えにアルバニア系民族解放軍（National Liberation Army, NLA）がNATO軍への武器引渡しに合意¹⁰⁷。

「共存」という意味では、恩赦によって投降・武装解除・社会復帰が促進された場合とされなかった場合の各事例の事後調査を、戦闘の規模や長さなどの環境要因、戦闘集団が抱く勝敗の見通しや妥協点など集団間関係、武装解除後の社会復帰支援や被害者側への賠償の有無などと含めて行い、効果的な恩赦の条件と活用法を模索し続ける必要があるだろう。また、DDRを和解プロセスに組み込むというよりは、和解の理念が精神的・社会心理的側面から、DDRによる社会政治的・社会経済的転換をどう補助し促進できるか、という事から始める方が現実的であるかもしれない。

4. 「寛容」と共感醸成の実践的問題：構造転換が先か、関係構築が先か？

本章初めに述べた四分野の紛争転換の内、社会心理や精神的転換に比べて、社会経済・社会政治的転換の部分に、和解プロセスの実践的課題があることがこれまでの概観から見て取れる。その大きな理由として、真実究明委員会がその決定・提案に強制力・執行力を持つものではない点には先に触れたが、「寛容」という概念が「和解」にしばしば置き換えられる事も挙げられる。もちろん寛容無き社会での「共存」は不可能であろうが、構造自体に抑圧や不平等の要因がある時に、その構造を転換する事無くその構造内の人間・集団間の和解のみを推進しても、本質的な紛争要因の解明・解決には至るとは限らない。

例えば、スリランカ軍部・警察による拷問や拉致に関する調査書はシステム再構築の必要性を非常に強く訴えている¹⁰⁸。その調査で中心的役割を果たしている Asian Legal Resource Centre (ALRC)は国連の調査団に対して、“What had happened went for beyond what could be attributed to a breakdown of relations between the perpetrators and victims.”¹⁰⁹”として、被害者・加害者間の関係を越えたシステムそのものへの対処の必要性に繰り返し言及している。スリランカ北東部における政府軍とタミル・イーラム解放の虎 (LTTE) の戦闘は、戦時状態の下で権限を拡大した軍部や警察組織による日常的な人権侵害（報告書は主に南部での拉致・拷問を扱っている）と必ずしも無関係ではなく、そういった国家システムに対し外部が安易に財政的援助を与え続ける事が戦闘にどう影響を与えるか、特に熟慮が求められる。

一方で、犯罪行為の責任所在を明確にするという意味では、エルサルバドルの報告書に見られるように、システムを動かすのは「人間」であるとして加害責任者氏名特定に力を注ぐ事例もある。エルサルバドルでは、対人間の文脈で「寛容」（“pardon”）の概念が必要であるとされ、そのための「正義」の条件として処罰と賠償を挙げるのだが、やはり機構・制度的な部分に関しては提案に留まっている¹¹⁰。

その意味で、フォローアッププロセスの伴わない場合、「寛容」の持つ美德としての力は諸刃の剣と言える。幾つかの言葉を引用する。

- “Today, we understand that reconciliation is essential to peace. That is the lesson we have learned from two world wars and from the numerous other conflicts this century.... In all these cases, after great agonizing, wise decisions have been made not to revisit the past. The opening up of old wounds, bringing back into debate issues where the true facts have long since been forgotten, serves no purpose.”¹¹¹
- “I call on all Iraqis, Arabs and Kurds, to forgive, reconcile and shake hands.”¹¹²
- “Having looked the beast of the past in the eye, having asked and received forgiveness and having made amends, let us shut the door on the past—not in order to forget it but in order not to allow it to imprison us. Let us move into glorious future of a new kind of society....”¹¹³
- “Truth, justice, reparation and forgiveness are the bases of the process of consolidation of peace and national reconciliation.”¹¹⁴

- “We are not against a national reconciliation, but we do say ‘no’ to an amnesty decided in a hurry without going through a process that will recover truth and justice. Forgiveness can only be given by the families of the victims and only if the perpetrators of the crimes publicly confess and ask the families for forgiveness.”¹¹⁵
- “Like many Cambodians, I am in favor of bringing the Khmer Rouge to trial. I am asking for justice, but justice does not mean getting revenge. . . . Once justice is served, my father and millions of other dead Cambodians will forever rest in peace.”¹¹⁶

上から順に、(1) 1998年チリ・ピノチェト元大統領声明、(2) 死刑宣告二日後のイラク・フセイン元大統領声明、(3) 南アフリカTRC序文、(4) 2005年アルジェリアの恩赦に対するの被害者遺族の言葉、そして(5) カンボジア・クメール・ルーージュ政権下で父親を失った遺族の言葉である。

上記はほんの一部の抜粋に過ぎないが、“reconciliation”という概念の解釈や使用の文脈は各々の立場によって大きく異なる。例えば、システムの上部構造に属する者は、“reconciliation”を“forgiveness”や“forgetting”と結びつける傾向が高い一方、従属的下部構造の特に被害者にとっては“justice”が“reconciliation”の条件となっており、政治力学の現実が見て取れる。例えば、ゲーム理論の囚人のジレンマに関連して、Anatol Rapoportは“Tit-for-Tat”(初めに協力的態度から開始し、あとは対抗的であれ協力的であれ相手の行動を真似る戦術)が最も勝利に結びつきやすい戦略であるとしている¹¹⁷。それは、報復は常に一回のみで過去の遺恨は引きずらないという“generous”と“forgiving”に基づく態度であるというが、ゲームのルール自体が機能していない(例えば、一方に有利な)時に、そのルール内での関係構築がどうすれば共通の利害に基づいたルール改正に結びつくか、が和解プロセスにおいては重要な問題であろう。

実際に、争いや暴力など集団間関係の崩壊が構造の機能不全の兆候でありながら、構造を転換するためには、なによりもまずその構造内に協力的集団間関係が必要であるという典型的なキャッチ=22的状況¹¹⁸が生じている。理論的に言えば、先に述べたように被害者と加害者、支配者と被支配者の間の共感醸成には、社会生活を営む上での本質的な権利、Basic human needsを充足するための機関への参与が為されることが最低限必要となるというが、これが何を意味するかは各国家和解過程において必ずしも同じではない。例えば、Erin McCandlessはジンバブエにおいて、歴史的な土地と権利の繋がりを挙げ土地の再分配こそが関係修復の最善の手段であると主張し¹¹⁹、Abu-Nimerはイスラエルにおいてユダヤ教徒が国内少数派パレスチナ人のアラブ人としてのアイデンティティを認める事が構造転換の第一歩であると述べている¹²⁰。

このように、当事者達の文化や価値観から生じる必需、またそれを彼らが集団間関係の中で相容れるとみるか、相容れないとみるか、更には移行期の特殊な状況や国際社会の動きなど外部環境要因との相関が国家和解過程において複雑に絡み合い、簡単な一般化などできそうもない。従って、第2章で見てきた概

念的枠組みに加え、構造・システム面及び行動主体間の政治力学の現実等からも和解を捉える必要がある。だが、構造やシステム、及び和解プロセスの各行動主体の影響力の違いをどう理解すべきであろうか？当然、部分の単純な総和としての全体でもなければ、人間・集団間関係に留まるものでもない事がこれまでの概観から分かる。仮に、行動主体の内的要因、行動主体間の相関、各行動主体の外部環境要因の連関から生み出される作用の総体であるとしても、第2章で見てきた諸概念の具現化・制度化以上の方法論が、紛争解決学としての和解プロセス研究に求められるのではないだろうか。

おわりに

和解とは平和構築の一アプローチというよりもむしろ、諸アプローチを一連のプロセスの適所に配置するための長期的デザインであるといえる。そのプロセスは、トップレベルからグラスルートまで社会が非暴力的・建設的な手段で諸問題に対処するメカニズムを備える、という意味での「共存」を目指す。しかし、未だ国家和解過程の道筋は研究の初期段階にあり課題も多い。特に、真実・正義・寛容・共存の諸概念は理念的・作業仮説的・精神論的な部分も多く、実践の際に精神的・社会心理的転換への貢献が見られる一方で、社会経済・社会政治的転換には具体的方法論を十分に示せておらず、モデルとなる「共存」の形は未だ模索の途である。むしろ、和解プロセスに諸アプローチを当てはめるよりも、諸アプローチに対して和解の理念がどう助けとなるかを問う事から始めるべきなのかもしれない。

とは言え、Polity IV Country Reports 2003¹²¹を見れば、真実究明委員会を設置した国々はその後比較的高い民主化指標で推移しており、この和解プロセスに包含されるべきとされる諸概念の価値と具現化の努力は軽視されるべきではないし、真実究明において見られたような様々なグラスルートからの主体的貢献を過小評価すべきではない。一つ確かな成果として、和解に関わるトップとボトム、集団と個人間の葛藤を共通のナレティブの中に描き出す点は真実究明委員会の長所と言ってよいのではないだろうか？チリ報告書英語版の以下の一節に触れたい。

It is remarkable how patient, persistent and dignified the families were in striving, first, to stay in contact with prisoners; second, to aid and console them; third, to provide for their legal defense, and fourth, when they were dead or disappeared, to look for their remains in order to honor them.¹²²

このように被害者や遺族の、単に受動的な存在としてではなく、主体的な生存者としての役割を探るなど、和解プロセスの先行研究者・実務者達は、国家のトップレベル以外にも社会のグラスルートまでの幅広い層がそういった平和構築の諸アプローチ実行の主体的役割を果たすポテンシャルを持つことをこれまでに

示してきている。ただ同時に、当然各行動主体の利害や認識の差異は不可避であり、また、個人・集団間関係を越えた構造・システムへの対処が求められるのも事実である。従って、紛争解決・平和構築の分野に国家和解過程研究が貢献するためには、真実究明委員会の報告書の提言のフォローアップ制度を整える事などを通して現実的な成果を積み重ねる事、また理論的發展という意味では、集団間の関係構築や主要概念間の葛藤に加え、構造・システム及び個人・集団の間の政治力学にも着目した事例調査が今後も望まれるのではないだろうか。

(工藤雅教、本学大学院国際関係研究科後期課程)

¹ 同報告書以下の URL で閲覧可能：<http://www.ploughshares.ca/> (Last accessed, June 30, 2007)

² 例えば、アンゴラでは1989、1991、1994年に停戦合意・講和条約が締結されたが、結局2002年まで戦闘が継続した。ブルンジでもツツ族とツチ族の対立は度々大量殺戮を繰り返しており、ある暴力がどこを起点としているかの判断が非常に難しい。ルワンダに至っては、1994年ジェノサイドのわずか半年前、1993年8月に戦闘集団間でthe Arusha Peace Accordsが締結されていた。

³ 難治性紛争 (Intractable conflict) は The United States Institute of Peace によって以下のように定義されている。 “[I]ntractable conflicts are conflicts that have persisted over time and refused to yield to efforts—through either direct negotiations by the parties or mediation with third-party assistance—to arrive at a political settlement.” 詳細は、Chester A. Crocker et al, “Introduction: Mapping the Nettle Field,” in *Grasping the Nettle: Analyzing Cases of Intractable Conflict*, ed. Chester Crocker et al (Washington, DC: United States Institute of Peace Press, 2005), 5.

⁴ 本論では、特に精密な定義を試みるつもりはないが、社会システムを存続させる機能を備えた抽象的現象として「戦争」を、その社会システムの機能不全の兆候としての現実的な武力衝突の継続を「武力紛争」あるいは「紛争」として、大まかに区別することとする。一般的には、conflict を人間生活の中に存在し不可避である利害の不一致とし、violence や armed conflict を回避すべき暴力・武力紛争と置く事が多い。(例えば、Dean G. Pruitt & Sung Hee Kim, *Social Conflict: Escalation, Stalemate, and Settlement, Third edition* (New York, NY: McGraw-Hill Higher Education, 2004), 1-14. を参照。)

⁵ 内訳としては、人口の70%以上がローマン・カソリックである国家が13例。キリスト教以外が多数派を占める例としては、チャドのイスラム教徒 (53.1%) シエラレオネのイスラム教徒 (60%)、スリランカの仏教徒 (69.1%) ネパールのヒンドゥー教徒 (80.9%) ナイジェリアのイスラム教徒 (50%)。数字は、CIA, *The World Factbook 2006* を参照。

⁶ 引用元：http://www.gppac.net/documents/bpb_f/part1/2_reconc.htm (Last accessed, June 30, 2007)

⁷ UN ウェブサイトを参照 (<http://www.un.org/aboutun/charter/chapter6.htm>, Last accessed, June 30, 2007)。

⁸ UN ウェブサイトを参照 (<http://www.un.org/aboutun/charter/chapter7.htm>, Last accessed, June 30, 2007)。

⁹ Ibid.

¹⁰ Roy Licklider, “Comparative Studies of Long Wars,” in ed. Chester A. Crocker et al. 2005, 35.

¹¹ 目的という言葉は、“goal”・“objective”・“target”の訳語として互換的に用いられる事もあるが、筆者は目的までの時間的距離によって、それぞれ“最終目的”・“達成目的”・“行動目的”と訳す。

¹² 文化と紛争の関係を取り上げたものとしては、David W. Augsburger, *Conflict Mediation Across Cultures: Pathways & Patterns* (Kentucky: Westminster/John Knox Press, 1992); Raymond Cohen, *Negotiating Across Cultures: International Communication in an Independent World, Revised edition* (Washington, DC: The United States Institute of Peace Press, 1997); Kevin Avruch, *Culture & Conflict Resolution* (Washington, DC: The United States Institute of Peace Press, 1998) などがあつた。

¹³ Robert L. Rothstein, “In Fear of Peace: Getting Past Maybe,” in ed. Robert L. Rothstein (Colorado: Lynne Rienner Publishers, Inc., 1999), 1-25.

¹⁴ Chester A. Crocker et al, *Grasping the Nettle: Analyzing Cases of Intractable Conflict*, ed. Chester Crocker et al (Washington, DC: United States Institute of Peace Press, 2005) を参照。

¹⁵ 2006年レバノン・ヒズボラとイスラエルの武力衝突では、レバノン市民1,109人 (レバノン政府発表)、ヒズボラ兵士500人強 (イスラエル軍推定)、イスラエル市民43人 (イスラエル警察発表)、イスラエル兵士116人 (イスラエル軍発表) が死亡したとされる。同年8月14日に停戦を迎えたわけだが、2006年以前も現在も、これを終戦と見るか単なる休戦と見るかは、その定義に依拠する部分が大いだろう。(BBC News: http://news.bbc.co.uk/2/hi/middle_east/5257128.stm, Last accessed, June 30, 2007 等を参照。)

¹⁶ アフガニスタンでは、2004年10月の大統領選挙、続く2005年9月の議会選挙後も、戦闘・暴力の増加傾向が衰えない。

¹⁷ 例えば、南アフリカ、グアテマラ、ハイチなど。詳細は、United Nations Office on drugs and Crime (http://www.unodc.org/unodc/en/crime_monitoring_surveys.html) の調査などを参照。

¹⁸ 例えば、スーダン政府とスーダン南部を本拠地とする反政府軍 Sudan People's Liberation Army (SPLA) の間の講和条約

(2004年12月31日)が、結果として同国東部ダルフル地方の反政府軍 the Sudan Liberation Army (SLA) と the Justice and Equality Movement (Jem) との戦線に政府軍が集中できる環境を整えた事、また続く2006年5月の政府と SLA 指導者 Minni Minawi の講和合意が、それに反対する SLA の一部や Jem を前ダルフル知事 Ahmed Diraiqe の元に統合し the National Redemption Front という反政府勢力を作り上げる結果となった事を BBC は伝えている。

(<http://news.bbc.co.uk/2/hi/africa/3496731.stm>, Last accessed, June 30, 2007)

¹⁹ 例えば、Barnett R. Rubin, “The Political Economy of War and Peace in Afghanistan,” *World Development, Volume 28, Issue 10* (October 2000): 1789-1803. を参照。この中で、Rubin は、如何に紛争がアフガニスタンの経済システムを戦争依存の形態に変化させていったかを論じている。

²⁰ 例えば、アフリカ・グレートレイク地方（スーダン南部、ウガンダ、ブルンジ、ルワンダ、コンゴ民主共和国）、アフリカの角地方（ソマリア、エリトリア、エチオピア、ケニア）やスーダン・ダルフル周辺地域（スーダン東部、チャド西部、中央アフリカ共和国北部）など。

²¹ アルカイダー (al Qaeda)、コロンビア革命軍 (Fuerzas Armadas Revolucionarias de Colombia, FARC)、タミル・イーラム解放の虎 (Liberation Tigers of Tamil Eelam, LTTE)、ヒズボラ (Hezbollah) など、2005年時点で4,300の武装組織がウェブサイトを立ち上げていたという。詳細は、Gabriel Weimann, *Terror on the Internet: The New Arena, the New Challenges* (Washington, DC: The United States Institute of Peace Press, 2006) を参照。

²² The Control Arms campaign の報告書 (2006) によれば、世界中でおよそ7,000万丁のAK47が仕回っており、アフリカではわずか30米\$で取引されている場所もあるとの事。以下のURLで入手可能：

http://www.controlarms.org/latest_news/ak47report-pr260606.htm (Last accessed, June 30, 2007)

²³ UNHCR, *2006 Global Trends: Refugees, Asylum-seekers, Returnees, Internally Displaced and Stateless Persons* によると、2006年世界の難民は約1,000万人と前年より14%増加したという（ちなみにこの数字にパレスチナの420万人は含まれていない）。報告書を発表するにあたり、High Commissioner for Refugees の António Guterres は次のように述べている：“As the number of those uprooted by persecution, intolerance and violence around the world increases, we must face the challenges and demands of a changing world, while remaining faithful to our mandate of defending the rights of refugees and other people we care for.” 報告書以下のURLで入手可能：

<http://www.unhcr.org/news/NEWS/467785bb4.html> (Last accessed, June 30, 2007)

²⁴ 例えば、BBC, ABC News, ARD German TV, USA Today が合同で行った *Iraq Poll 2007*

(http://news.bbc.co.uk/2/hi/middle_east/6451841.stm, Last accessed, June 30, 2007) によれば、現在必要な政治形態としてスンニ派は強い指導者 (60%) を、シーア派はイスラム国家 (約40%) をそれぞれ望んでいる。2005年と比べると両派の溝は広がりがつある一方で、5年後に望む政治形態としてはスンニ派・シーア派共に Democracy が50%前後と現在も高い支持を集めている。

²⁵ 中でも、John Paul Lederach, Andrew Rigby, Nigel Biggar, Martha Minow らが特に強いキリスト教的規範意識に基づいた主張をしている。

²⁶ 詩篇 (85:10) には、“Truth and Mercy have met together, peace and justice have kissed” という一節がある。そして、この場所を Lederach は “Reconciliation” であるとする。

²⁷ John Paul Lederach, *Building Peace: Sustainable Reconciliation in Divided Societies* (Washington, DC: The United States Institute of Peace Press, 1997), 29.

²⁸ David Bloomfield et al., *Reconciliation After Violent Conflict: A Handbook* (Stockholm: International Institute for Democracy and Electoral Assistance, 2003) は、和解プロセスにおいて民主的 (democratic) な社会構築を重視するが、“A system for managing difference without recourse to violence” という意味で “Democracy” を用いており、ある特定の民主主義制度を指すものではない。

²⁹ ここでは、国際人道法の制定や国際刑事裁判所の設立、国連平和維持活動等を指す。

³⁰ 非暴力運動という日本では理念や情緒論が先行している感があるが、実際には武力を持たない立場の人間にとってこれは単なる倫理的規範に留まらない現実的戦略の一つである。例えば、Gene Sharp, *Waging Nonviolent Struggle: 20th Century Practice and 21st Century Potential* (Boston: Hardy Merriman, 2005) の中には、20世紀に行われた20以上の事例が報告されている。

³¹ National reconciliation は、日本では「国民融和」と訳される事が多い。しかし、詳細は後で述べるが、このプロセスとしての和解へのアプローチは人間対人間の和解に比べ、システム対人間の関係再構築の課題を残していると筆者は考えている。従って、筆者はシステムの意味を包含するように「国家和解過程」という訳語を用いる。

³² Tuomas Forsberg, “The Philosophy and Practice of Dealing with the Past: Some Conceptual and Normative Issues,” in *Burying The Past: Making Peace And doing justice After Civil Conflict*, ed. Nigel Biggar (Washington, DC: Georgetown University Press, 2003), 70.

³³ 例えば、S. Cohen, “State Crimes of Previous Regimes: Knowledge, Accountability and the Policing of the Past,” *Law and Social Inquiry, Journal of the American Bar Foundation*, v. 20, n. 1, 1995, 7-50 等を参照。

³⁴ Brandon Hamber, “Remembering to Forget: Issues to Consider when Establishing Structures for Dealing with the Past,” in *Past Imperfect: Dealing with the Past in Northern Ireland and South Africa*, ed. Brandon Hamber (Derry/Londonderry: INCORE/UU, 1998)

³⁵ George Orwell, trans. by Testuo Shinjo, *Nineteen Eighty-Four* (Japan: Hayakawa Publishing, INC., 1972)

- ³⁶ Martha Minow, "Innovative Responses to the Past: Human Rights Institutions," in ed. Nigel Biggar, 2003, 98.
- ³⁷ Brandon Hamber, "Remembering to Forget: Issues to Consider when Establishing Structures for Dealing with the Past," in ed. Brandon Hamber, 1998.
- ³⁸ Galtung はこの他に、Nature violence と Time violence を挙げている。詳細は、Johan Galtung, *Peace by Peaceful Means: Peace and Conflict, Development and Civilization* (Oslo: International Peace Research Institute, 1996), 24-39 を参照。
- ³⁹ 例えば、Sir Kenneth Bloomfield, *We Will Remember Them: The Report of the Northern Ireland Victims Commissioner* (Belfast: HMSO. The Stationary Office, April 1998)の中でも、多くの頁がこの象徴型正義の実例・推薦に割かれている。
- ⁴⁰ 詳細は、国際刑事裁判所ウェブサイト：<http://www.icc-cpi.int/home.html> (Last accessed, June 30, 2007)を参照。
- ⁴¹ Susan Collin Marks, *Watching the Wind: Conflict Resolution Curing South Africa's Transition to Democracy* (Washington, DC: United States Institute of Peace Press, 2000), 182-183.
- ⁴² Cited in *ibid.*, 183.
- ⁴³ Nigel Biggar, "Making Peace or Doing Justice: Must We choose?," in ed. Nigel Biggar, 2000, 7-13.
- ⁴⁴ この図表を作成するに当たり筆者は以下の文献を参考とした。Luc Huyse, "Justice," in ed. David Bloomfield et al. 2003, 97-115.; Joseph V. Montville, "Justice and the Burdens of History," in ed. Abu-Nimer, 2001, 129-143.; Donald W. Shriver Jr., "The Long Road to Reconciliation: Some Moral Stepping-Stones," in ed. Rothstein, 1999, 207-222.; Nigel Biggar, "Making Peace or Doing Justice: Must We choose?," in ed. Nigel Biggar, 2000, 3-24.; 前述の Said et al. 1995, 128-129.
- ⁴⁵ Bamey Afako, "Traditional drink unites Ugandans," BBC News, 29 September 2006: <http://news.bbc.co.uk/2/hi/africa/5382816.stm> (Last accessed, June 30, 2007)
- ⁴⁶ 国際司法裁判所 (International Court of Justice) は国家間の法的紛争を扱う。
- ⁴⁷ 例えば、Eileen Boris & Paul F. Diehl, "Forgiveness, Reconciliation, and the Contribution of International Peacekeeping," in *The Psychology of Peacekeeping*, ed. Harvey J. Langholtz (Westport: Praeger Publishers, 1998)を参照。
- ⁴⁸ Rajeev Bhargava, "Restoring Decency to Barbaric Societies," in *Truth v. Justice: The Morality of Truth Commissions*, ed. Robert I. Rotberg & Dennis Thompson (New Jersey: Princeton University Press, 2000), 62-63.
- ⁴⁹ Terence McCaughey, "Northern Ireland: Burying the Hatchet, Not the Past," in ed. Nigel Biggar, 2000, 298.
- ⁵⁰ 例えば、南アフリカでアパルトヘイト時代のトラウマを癒すために the "Healing the Memory" project を設立した Michael Lapsley は以下のように述べている: "People that continue to see themselves as victims actually become the victimisers. For this generation it is extremely important to confront the past and wrestle with it, to not be consumed by it in the future." (quoted in Andrew Rigby, 2001, 140.)
- ⁵¹ Michael Ignatieff, *The Warrior's Honor: Ethnic War and the Modern Conscience* (New York, NY: Owl Books, 1997), 176.
- ⁵² この "Crosscutting bonds" という語句の使用に関して、本論は Pruitt & Kim (2004) に沿う。Steven L. Burg は "crosscutting cleavages" という用語を用いている (Shriver, in ed. Rothstein, 1999, 216-217) が、本稿の中では互換的に用いるものとする。
- ⁵³ Pruitt and Kim, 2004, 139.
- ⁵⁴ *Ibid.*, p.141.
- ⁵⁵ *Ibid.*, p.139.
- ⁵⁶ *Ibid.*, p.140.
- ⁵⁷ Donald W. Shriver Jr. in ed. Rothstein, 1999, 217.
- ⁵⁸ この Basic Human Needs と紛争の相関は、John Burton, *Conflict: Human Needs Theory* (New York: St. Martin's Press, 1990) を参照。
- ⁵⁹ Barry Hart, "Refugee Return in Bosnia and Herzegovina: Coexistence before Reconciliation," in ed. Muhammed Abu-Nimer (Maryland: Lexington Books, 2001), 291-310.
- ⁶⁰ Chaim Kaufman, "Possible and Impossible Solutions to Peace," *International Security*, vol. 20. No. 4 (Spring 1996), 136-175.
- ⁶¹ 詳細は、Nicholas Sambanis, "Ethnic Partition as a Solution to Ethnic War: An Empirical Critique of the theoretical Literature," *World Politics* 52 (July 2000) を参照。以下の URL で入手可能：<http://www.worldbank.org/research/conflict/papers/partition2.pdf>
- ⁶² *Ibid.*, 52. "These various forms of coexistence are ideal types; no country purely exemplifies any one of them. Rather, for different groups within a country and for different aspects of integration, there may be varying amounts of domination and of pluralism."
- ⁶³ Louis Kriesberg, "Changing Forms of Coexistence," in ed. Muhammed Abu-Nimer (Maryland: Lexington Books, 2001), 50.
- ⁶⁴ *Ibid.*, 52.
- ⁶⁵ Cited in Colin Knox and Pádraic Quirk, *Peace Building in Northern Ireland, Israel and South Africa: Transition, Transformation and Reconciliation* (New York, NY: Palgrave Macmillan, 2000), 26-28.
- ⁶⁶ 例えば、Andrew Rigby, *Justice and Reconciliation: After the Violence* (Colorado: Lynne Rienner Publishers, Inc., 2001), 39-61 (Chapter 3: Spain: Amnesty and Amnesia) を参照。
- ⁶⁷ 例えば、Luc Huyse, "Zimbabwe: Why Reconciliation Failed," in ed. David Bloomfield, 2003, 34-39 を参照。
- ⁶⁸ Jeremy Bowen, "Violent past haunts Algeria's fresh start," the BBC News, 1 October 2005: http://news.bbc.co.uk/2/hi/programmes/from_our_own_correspondent/4297888.stm (Last accessed, June 30, 2007)
- ⁶⁹ DC-Cam に関する情報は、<http://www.dccam.org/> で手に入る。同センターが毎月発行している "Searching for the Truth" もこのウェブサイトから入手することができ、当時の資料や生存者の証言に加え、2007年6月現在進行中のカンボジア特別法廷 (Extraordinary Chambers in the Courts of Cambodia, ECCC) に関する情報も豊富である。また、Yale 大学のウェブサイ

ト“Cambodian Genocide Program” (<http://www.yale.edu/cgp/>) でも、カンボジア内戦に関する膨大なデータベースや調査書が閲覧可能である。

⁷⁰例えば、US Institute of Peace ウェブサイト“Truth Commission Digital Collection” (<http://www.usip.org/library/truth.html>) や、Priscilla B. Hayner, “Fifteen Truth Commissions—1974 to 1994: A Comparative Study,” *Human Rights Quarterly*, v. 16, no. 4, November 1994, 597-655. を参照。

⁷¹ また、真実究明委員会が一連の暴力や抑圧の様相を明らかにしようと試みる一方で、歴史調査委員会はその特定の集団に焦点を当てるものである。

⁷² ブラジル、ウルグアイ、アルゼンチン、チリの四カ国を指す。1990年代半ばからのグアテマラ、エルサルバドル、ハイチ、ペルーと区別し、先発ラテン・アメリカ諸国と置く

⁷³ 筆者はこの図表を作成するに当たり、主に Mark Freeman & Priscilla B. Hayner, “Truth-telling,” in ed. D. Bloomfield. 2003, 122-139.; 及び、David A. Crocker, “Truth Commissions, Transitional Justice, and Civil Society,” in ed. R. I. Rotberg & D. Thompson. 2000, 99-121. を参考にした。

⁷⁴ 例えば、チリ真実究明委員会報告書の“Introduction to English edition” のパートを参照。

(http://www.usip.org/library/tc/doc/reports/chile/chile_1993_introeng.html, Last accessed, July 30, 2007)

⁷⁵ Andrew Rigby. 2001, 125-126.

⁷⁶ Quoted in *ibid.*, 70. 筆者訳。また、CONADEP の報告書以下の URL で入手可能：

http://www.nuncamas.org/english/library/nevagain/nevagain_001.htm (Last accessed, June 30, 2007)

⁷⁷ Andrew Rigby. 2001, 89-90.

⁷⁸ 例えば、BBC News, “Clashes follow death of Pinochet” (<http://news.bbc.co.uk/2/hi/americas/6167747.stm>, Last accessed, July 30, 2007) 等を参照。

⁷⁹ エルサルバドル真実究明委員会報告書 *From Madness to Hope: the 12-year war in El Salvador* は以下の URL で入手可能：
http://www.usip.org/library/tc/doc/reports/el_salvador/tc_es_03151993_toc.html (Last accessed, July 30, 2007)

⁸⁰ Andrew Rigby. 2001, 166-169. CEH の報告書以下の URL で入手可能：<http://shr.aas.org/guatemala/ceh/report/english/toc.html> (Last accessed, June 30, 2007)

⁸¹ Oliver Mazariegos, “The Recovery of Historical Memory Project of the human Rights Office of the Archbishop of Guatemala: Data Processing, Database Representation,” in *Making the Case: Investigating Large Scale Human Rights Violations Using Information Systems and Data Analysis*, ed. Patrick Ball et al. (Washington, DC: AAAS Science and Human Rights Program, 2000), 151.

⁸² *Ibid.*, 152.

⁸³ Andrew Rigby. 2001, 170.

⁸⁴ Quoted in *ibid.*, 171.

⁸⁵ Rigby はグアテマラの“沈黙の習慣”を次のように説明している：“For people living under army domination during those years, the atmosphere of fear and mutual suspicion promoted a pervasive ‘culture of silence.’ The main means of coping were keeping head down, ‘not knowing,’ or rather knowing what not to know, forgetting, losing your memory, and silence.” (*Ibid.*, 167-168.)

ibid.

⁸⁶ グアテマラにおける不処罰の習慣は中南米最悪である。2006年だけで5,885人が殺害されたと BBC は伝えている。

(James Painter, “Crime dominates Guatemala campaign,” BBC News, 10 May 2007; <http://news.bbc.co.uk/2/hi/americas/6643935.stm>, Last accessed, June 30, 2007)

⁸⁷ シエラレオネ真実究明委員会報告書以下の URL で入手可能：<http://www.trcsierraleone.org/drwebsite/publish/index.shtml> (Last accessed, July 30, 2007.)

⁸⁸ Truth and Reconciliation Commission of South Africa, *Final Report, volume one* (Cape Town, 1998), chapter 5, par. 29-45.

(<http://www.goshen.edu/library/EMBARGO/1chap5.htm>, Last accessed, June 30, 2007) または、Alex Boraine, “Truth and Reconciliation in South Africa: The Third Way,” in ed. Robert I. Rotberg & Dennis Thompson. 2000, 151-153. を参照。

⁸⁹ Charles S. Maier は次のように述べている：“Trying to ‘synthesize’ a narrative from diverse sources and voices is a dangerous exercise: reduction of many voices to one coherent story line means valuing some testimonies more than others, or privileging the significance of some stories more than others.” (Charles S. Maier, “Doing History, Doing justice: The Narrative of the Historian and of the Truth Commission,” in ed. Robert I. Rotberg & Dennis Thompson.. 2000, 274.)

⁹⁰ *Ibid.*, 275.

⁹¹ Brandon Hamber, “Remembering to Forget: Issues to Consider when Establishing Structures for Dealing with the Past,” in ed. Brandon Hamber. 1998.

⁹² ペルー真実究明委員会 (Comisión de la Verdad y Reconciliación) の独自のな点として、ミュージアム「Yuyanapaq (追憶)」の設立がある。このミュージアムに展示された数々の写真以下の URL で閲覧可能：

http://www2.memoriaparaloderechoshumanos.org/apublicas/galeria/list_imagenes.php (Last accessed, June 30, 2007)

⁹³ Ronald C. Slye, “Amnesty, Truth, and Reconciliation: Reflections on the South African Amnesty Process,” in ed. Robert I. Rotberg & Dennis Thompson. 2000, 178.

⁹⁴ TRC の Restorative Justice の定義は、Truth and Reconciliation Commission of South Africa, *Final Report, volume one* (Cape Town, 1998), chapter 5, par. 80-100. を参照。

⁹⁵ Elizabeth Kiss, "Moral Ambition within and Beyond Political Constraints: Reflections on Restorative Justice," in ed. Robert I. Rotberg & Dennis Thompson. 2000, 76.

⁹⁶ Hugo van der Merwe, "Reconciliation and Justice in South Africa," in ed. M. Abu-Nimer. 2001, 203.

⁹⁷ 例えば、TRC の持つ問題点をより広範で長期的な和解プロセスの中で解決すべき問題であったとするか、あるいは TRC 自体がその問題点に対処できた、またはすべきであったとするかで大きく意見は異なってくるようである。筆者は、真実究明委員会より広範・長期のプロセスの一部として評価されるべきではないかと考えている。

⁹⁸ Truth and Reconciliation Commission of South Africa, *Final Report, volume five* (Cape Town, 1998), chapter 8, par. 1-115.

⁹⁹ Andrew Rigby. 2001, 142.

¹⁰⁰ Quoted in Dumisa B. Nisebeza, "The Uses of Truth Commissions: Lessons for the World," in ed. Robert I. Rotberg & Dennis Thompson. 2000, 166.

¹⁰¹ 例えば、Amin Tarzi, "Afghanistan: Is Reconciliation with the Neo-Taliban Working?," EurasiaNet.org, June 2, 2005.

http://www.eurasianet.org/departments/insight/articles/pp060205_pr.shtml (Last accessed, June 30, 2007)や、Anonymous, "Amnesty offer to Taleban leader," the BBC News, May 9, 2005. http://news.bbc.co.uk/2/hi/south_asia/4529653.stm (Last accessed, June 30, 2007)などを参照。

¹⁰² Anonymous, "DR Congo parliament backs amnesty," the BBC News, November 30, 2005.

<http://news.bbc.co.uk/2/hi/africa/4485916.stm> (Last accessed, June 30, 2007)

¹⁰³ Anonymous, "Algerian amnesty takes effect," Aljazeera.net, March 4, 2006.

<http://english.aljazeera.net/English/Archive/Archive?ArchiveID=18875> (Last accessed, June 30, 2007)

¹⁰⁴ Anonymous, "Colombia militia halt disarmament," the BBC News, 7 October 2005. <http://news.bbc.co.uk/2/hi/americas/4318036.stm> (Last accessed, June 30, 2007)

¹⁰⁵ The Lomé Peace Accord の詳細に関しては、Sierra Leone Web (<http://www.sierra-leone.org/lomeaccord.html>, Last accessed, June 30, 2007)を参照。

¹⁰⁶ Anonymous, "Ivory Coast peace plan," the BBC News, January 25, 2003. <http://news.bbc.co.uk/2/hi/africa/2694515.stm> (Last accessed, June 30, 2007)

¹⁰⁷ Anonymous, "Peace deal: What was agreed," the BBC News, August 22, 2001. <http://news.bbc.co.uk/2/hi/europe/1504686.stm> (Last accessed, June 30, 2007)

¹⁰⁸ スリランカの軍部・警察による人権侵害の調査書としては、The Asian Legal Resource Centre の *Special Report: Torture committed by the police in Sri Lanka* (2002)、*Second Special Report: Torture and the collapse of policing in Sri Lanka* (2004)や、また第三弾となる Basil Fernando & Shyamali Puvimanasinghe ed. *An X-ray of the Sri Lankan policing system & torture of the poor* (Hong Kong: Asian Human Rights Commission, 2005)がある。以下の URL で入手可能：
http://www.ahrchk.net/pub/mainfile.php/xray_srilanka/ (Last accessed, June 30, 2007)

¹⁰⁹ A memorandum to the working group on enforced or involuntary disappearances from Asian Legal Resource Centre, (February 11, 1999)の中の一節。以下の URL で閲覧可能：<http://www.ahrchk.net/pub/mainfile.php/disappearances/82/> (Last accessed, June 30, 2007)

¹¹⁰ The Commission on the Truth for El Salvador, *From Madonnas to Hope: the 12-year war in El Salvador: Report of the Commission on the Truth for El Salvador*, V. Recommendation (UN Security Council, Annex, S/25500, 1993), 172-187.

¹¹¹ *General Pinochet's statement in full*, the BBC News, November 8, 1998. (http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk_news/209742.stm, Last accessed, June 30, 2007)

¹¹² Anonymous, "Saddam calls for reconciliation," the BBC News, November 7, 2006.

(http://news.bbc.co.uk/2/hi/middle_east/6123526.stm, Last accessed, June 30, 2007)

¹¹³ Truth and Reconciliation Commission of South Africa, *Final Report, volume one* (Cape Town, 1998), chapter 1, par. 91.

¹¹⁴ CEH, *Guatemala Memory of Silence*, Recommendations, III. Reparatory measures

(<http://shraaas.org/guatemala/ceh/report/english/recs3.html>, Last accessed, June 30, 2007)

¹¹⁵ Quoted by Daikha Dridi, "Victims groups question Algeria amnesty," Aljazeera.net, September 30, 2005,

<http://english.aljazeera.net/English/Archive/Archive?ArchiveID=14563> (Last accessed, June 30, 2007)

¹¹⁶ Sam-An Keo, "Justice is not about getting revenge," in *Searching for the Truth, Number 19*, Documentation Center of Cambodia (July 2001), 49.

¹¹⁷ Hugh Miall et al. ed., *Contemporary Conflict Resolution: The prevention, management and transformation of deadly conflicts* (Cambridge: Polity Press, 1999), 8.

¹¹⁸ キャッチ=22 的状況は、Joseph Heller の同名小説 (1961) 内の軍規第 22 項から来た慣用語。「相互に、一方の完遂がもう一方の達成の条件になっている二つの事を成し遂げなくてはならないような状況」(=ダブルバインド)

¹¹⁹ Erin McCandless, "The Case of Land in Zimbabwe: Cause of Conflict, Foundation for Sustained Peace," in ed. Mohammed Abu-Nimer. 2001, 209-233.

¹²⁰ Mohammed Abu-Nimer, "Education for Coexistence in Israel: Potential and Challenges," in ed. Mohammed Abu-Nimer. 2001, 235-254.

¹²¹ 同リポートは以下の URL で閲覧可能：http://www.cidcm.umd.edu/polity/country_reports/report.htm (Last accessed, June 30, 2007)

¹²² National Commission for Truth and Reconciliation. *Report of the Chilean National Commission on Truth and Reconciliation*, vol. VII, Part Three, Chapter One (Notre Dame, Indiana: University of Notre Dame Press, 1993), 129-146.

参考文献

- AbdulAziz Said et al. *Concepts of International Politics in Global Perspective: Forth edition*. Upper Saddle River, NJ: Prentice-Hall, Inc., 1995.
- Abu-Nimer, Mohammed, ed. *Reconciliation, Justice, and Coexistence: Theory and Practice*. New York, NY: Lexington Books, 2001.
- Augsburger, David W. *Conflict Mediation Across Cultures: Pathways & Patterns*. Louisville, Kentucky: Westminster/John Knox Press, 1992.
- Avruch, Kevin. *Culture & Conflict Resolution*. Washington, DC: United States Institute of Peace, 1998.
- Biggar, Nigel ed. *Burying the past: making peace and doing justice after civil conflict*. Washington, DC: Georgetown University Press, 2003.
- Bloomfield, David, et al., ed. *Reconciliation after Violent Conflict—A Handbook*. Stockholm: International Institute for Democracy and Electoral Assistance, 2003. http://www.idea.int/publications/reconciliation/upload/reconciliation_full.pdf (accessed June 30, 2007)
- Borris, Eileen, and Paul F. Diehl, "Forgiveness, Reconciliation, and the Contribution of International Peacekeeping," in *Psychology of Peacekeeping*, Harvey J. Langholtz ed. Westport, CT: Praeger Publishers, 1998:207-221.
- Central Intelligence Agency. *The World Fact Book 2007*, Washington, DC: Office of Public Affairs, 2007. <https://www.cia.gov/cia/publications/factbook/index.html> (accessed June 30, 2007)
- Cohen, Raymond. *Negotiating Across Cultures: International Communication in an Interdependent World, Revised Edition*. Washington, DC: United States Institute of Peace, 1997.
- Cohen, S. "State Crimes of Previous Regimes: Knowledge, Accountability and the Policing of the Past," *Law and Social Inquiry, Journal of the American Bar Foundation*, v. 20, n. 1 (1995): 7-50.
- Comisión de la Verdad y Reconciliación. *Informe Final*. Lima: CVR, 2003.
- Commission for Historical Clarification (CEH), *Guatemala Memory of Silence*, <http://shraaas.org/guatemala/ceh/report/english/recs3.html>. (accessed, June 30, 2007)
- Crocker, Chester A. et al., ed. *Grasping the Nettle: Analyzing Cases of Intractable Conflict*. Washington, DC: United States Institute of Peace Press, 2005.
- Davis, Peter. *Ecomuseums: A sense of place*. London, UK: Leicester University Press, 1999.
- Documentation Center of Cambodia. *Searching for the Truth*, English Edition, Issues 1-36. http://www.dccam.org/Projects/Magazines/previous_issues_eng.htm (accessed June 30, 2007).
- Documentation Center of Cambodia. *Searching for the Truth*, Special English Edition, First Quarter 2003-Third Quarter 2006. http://www.dccam.org/Projects/Magazines/English_version.htm (accessed June 30, 2007).
- Fernando, Basi, and Shyamali Puvimanasinghe ed. *An X-ray of the Sri Lankan policing system & torture of the poor*. Hong Kong: Asian Human Rights Commission, 2005.
- First Research and Development Division, Institute for International Cooperation and Japan International Cooperation Agency. *Country Study for Japan's Official Development Assistance to the Kingdom of Cambodia: From Reconstruction to Sustainable Development*. Tokyo, Japan: JICA, 2002. <http://www.jica.go.jp/english/publication/studyreport/index.html> (accessed December 12, 2006).
- Francioni, Francesco, and Federico Lenzerini. "The Destruction of the Buddhas of Bamiyan and International Law." *EJIL*, Vol. 14, No. 4 (2003): 619-651.

- Galtung, Johan. *Peace by Peaceful Means: Peace and Conflict, Development and Civilization*. London, UK: SAGE Publications Ltd, 1996.
- Hamber, Brandon ed. *Past Imperfect: Dealing with the Past in Northern Ireland and South Africa*. Derry/Londonderry: INCORE/UU, 1998.
- Hayner, Priscilla B. "Fifteen Truth Commissions—1974 to 1994: A Comparative Study," *Human Rights Quarterly*, v. 16, no. 4 (November 1994): 597-655.
- Hinton, Alexander Laban. "A Head for an Eye: revenge in the Cambodian genocide," in *American Ethnologist* 25(3):352-377, American Anthropological Association, 1998.
- Holsti, Kalevi J., ed. *The State, War, and the State of War*. Cambridge, UK: the University Press of Cambridge, 1996.
- Ignatieff, Michael. *The Warrior's Honor: Ethnic War and the Modern Conscience*. New York, NY: Owl Books, 1997.
- Iriye, Akira. *Global Community: the role of international organizations in the making of the contemporary world*. Berkeley and Los Angeles, CA: University of California Press, Ltd., 2002.
- Kaldor, Mary. *Global Civil Society: An Answer to War*. Cambridge, UK: Polity Press, 2003.
- Kassaimah, Sahar. "Afghani Ambassador Speaks at University of Southern California." *Islam Online*, (March 2001). <http://www.islamonline.net/english/news/2001-03/13/article12.shtml> (accessed January 26, 2007).
- Kaufman, Chaim. "Possible and Impossible Solutions to Peace," *International Security*, vol. 20. No. 4 (Spring 1996), 136-175.
- Keane, John. *Global Civil Society?*. New York, NY: Cambridge University Press, 2003.
- Keck, Margaret E. and Kathryn Sikkink. *Activists Beyond Borders*. New York, NY: Cornell University Press, 1998.
- Kieman, Ben. "Recovering History and Justice in Cambodia," *COMPARATIV 14* (2004): 76-85. <http://www.yale.edu/cgp/resources.html> (accessed June 30, 2007).
- Knox, Colin, and Pádraic Quirk. *Peace Building in Northern Ireland, Israel and South Africa*. New York, NY: Palgrave Macmillan, 2002.
- Kyrou, Christos N. "Peace Ecology: An Emerging Paradigm in Peace Studies." Paper presented at the 47th annual ISA convention, San Diego, CA, USA, March 22-25, 2006.
- Lederach, John Paul. *Building Peace: Sustainable Reconciliation in Divided Societies*. Washington, DC: United States Institute of Peace Press, 1997.
- Marks, Susan Collin. *Watching the Wind: Conflict Resolution Curing South Africa's Transition to Democracy*. Washington, DC: United States Institute of Peace Press, 2000.
- Mazariegos, Oliver. "The Recovery of Historical Memory Project of the human Rights Office of the Archbishop of Guatemala: Data Processing, Database Representation," in *Making the Case: Investigating Large Scale Human Rights Violations Using Information Systems and Data Analysis*, ed. Patrick Ball et al. Washington, DC: AAAS Science and Human Rights Program, 2000: 151-174.
- McCracken, Grant. *The Long Interview*. Newbury Park, CA: SAGE Publications, Inc., 1988.
- Miall, Hugh, et al. ed., *Contemporary Conflict Resolution: The prevention, management and transformation of deadly conflicts*. Cambridge: Polity Press, 1999.
- National Commission for Truth and Reconciliation. *Report of the Chilean National Commission on Truth and Reconciliation*. Notre Dame,

- Indiana: University of Notre Dame Press, 1993. http://www.usip.org/library/tc/doc/reports/chile/chile_1993_toc.html. (accessed, July 30, 2007)
- National Commission on the Disappearance of Persons. *Nunca Más (Never Again): Report of CONADEP*. 1984. <http://www.nuncamas.org/index2.htm>. (accessed, June 30, 2007)
- O'Neill, Bard E. *Insurgency & Terrorism: Inside Modern Revolutionary Warfare*. Dulles, Virginia: Brassey's, Inc., 1990.
- Project Ploughshares. *Armed Conflicts Report 2006*. Ontario, Canada: Project Ploughshares, 2006. <http://www.ploughshares.ca/> (accessed June 30, 2007).
- Pruitt, Dean G, and Sung Hee Kim. *Social Conflict: Escalation, Stalemate, and Settlement*. New York, NY: McGraw-Hill Higher Education, 2004.
- Rigby, Andrew. *Justice and Reconciliation: After the violence*. London: Lynne Rienner Publishers, Inc., 2001.
- Rodriguez, Noelle, and Alan Ryave. *Systematic Self-Observation*. Thousand Oaks, CA: Sage Publications, Inc., 2002.
- Rossmann, Gretchen, and Sharon F. Rallis. *Learning in the Field: An Introduction to Qualitative Research*. Thousand Oaks, CA: Sage Publications, Inc., 2003.
- Rotberg, Robert I., and Dennis Thompson ed. *Truth v. Justice: The Morality of Truth Commission*. New Jersey: Princeton University Press, 2000.
- Rothstein, Robert L., ed. *After the Peace: Resistance & Reconciliation*. London: Lynne Rienner Publishers Inc., 1999.
- Rubin, Barnett R. "The Political Economy of War and Peace in Afghanistan," *World Development*, Volume 28, Issue 10 (October 2000): 1789-1803.
- Sharp, Gene. *Waging a Nonviolent Struggle: 20th Century Practice and 21st Century Potential*. Boston, MA: Extending Horizon Books, 2005.
- Sir Bloomfield, Kenneth. *We Will Remember Them: The Report of the Northern Ireland Victims Commissioner*. Belfast: HMSO. The Stationary Office, April 1998.
- Smith-Christopher, ed. *Subverting Hatred: The Challenge of Nonviolence in Religious Traditions*. Maryknoll, NY: Orbis Books, 1998.
- Stanton, Gregory H. "Blue Scarves and Yellow Stars: Classification and Symbolization in the Cambodian Genocide," Paper presented at the Faulds Lecture, Warren Wilson College, Swannanoa, North Carolina, March, 1987. <http://www.genocidewatch.org/bluescarves.htm> (accessed June 30, 2007)
- The Asian Legal Resource Centre. *Special Report: Torture committed by the police in Sri Lanka*. Hong Kong: Asian Legal Resource Centre, 2002.
- The Asian Legal Resource Centre. *Second Special Report: Torture and the collapse of policing in Sri Lanka* Hong Kong: Asian Legal Resource Centre, 2004.
- The Commission on the Truth for El Salvador. *From Madness to Hope: the 12-year war in El Salvador: Report of the Commission on the Truth for El Salvador*. UN Security Council, Annex, S/25500, 1993. http://www.usip.org/library/tc/doc/reports/el_salvador/tc_es_03151993_toc.html (accessed, July 30, 2007)
- Truth and Reconciliation Commission. *Truth and Reconciliation Commission of South Africa Report, volume one-five*. Cape Town: Juta & Co Ltd, 1998.
- Truth and Reconciliation Commission. *Truth and Reconciliation Commission of South Africa Report, volume six*. Cape Town: Juta & Co Ltd, 2003.

Weimann, Gabriel. *Terror on the Internet: The New Arena, the New Challenges*. Washington, DC: The United States Institute of Peace Press, 2006.

Yin, Robert K. *Case Study Research: Design and Methods, Third Edition*. Thousand Oaks, CA: Sage Publications, Inc., 2003.

Zartman, I. William, and J. Lewis Rasmussen, ed. *Peacemaking in International Conflict: Methods & Techniques*. Washington, DC: United States Institute of Peace, 1997.

Contemporary Conflict and Reconciliation

~A Consideration of Theoretical Foundation and Future Challenges~

According to *Armed Conflict Report 2006*, during 2005 the world's peoples suffered 32 armed conflicts in 27 countries. However, most of them repeat a cycle of ceasefire and its violation, and can be said to have been under a situation of "intractable conflict." Therefore, the number of armed conflict from a fixed point observation is sometimes rather vague and often depends on its definition of "armed conflict." Some argue that in order to strengthen such weak ceasefire and peace agreements relationship building between warring factions is essential—that is, "reconciliation."

What, then, is "reconciliation"? This term has often been employed by different people on different meanings and in different contexts. Its theoretical foundation seems to be strongly affected by and based largely on the moral values of Christianity—namely, "truth," "justice," "mercy," and "peace." These values may be universal, yet at the same time, every "universal" value can be interpreted by "particular" cultural and historical perspectives. Is it possible, then, to say that "reconciliation" is a strong force in the field of conflict resolution and peace-building and should be applied universally? This paper questions how "reconciliation" as a peace building process has dealt with such "intractable conflict" thus far, what has been achieved, and what more has to be done in the future.

Thus, the aim of this paper is to reconsider theoretical foundation of such "reconciliation" from a non-Christian point of view and to analyze its future challenges from historical lessons. In so doing, this paper attempts to contribute to theoretical development of reconciliation process and its more flexible application to the future peace-building.

(KUDO, Masanori, Doctoral Program in International Relations,
Graduate School of International Relations, Ritsumeikan University)

『国際関係論集』執筆要項および原稿形式について

(『国際関係論集』第7号より適用)

(投稿資格)

『国際関係論集』に投稿することができる者は、以下に掲げる者とする。ただし、第三号に掲げる者を除き、立命館大学国際関係学会会員であることを条件とする。

- 一 国際関係研究科博士課程後期課程の在学者
- 二 国際関係研究科在籍の研究生
- 三 その他研究科執行部が適当と認めた者

(提出期日)

『国際関係論集』に投稿する原稿の提出期日は、発行前年度の6月末日とする。

(提出形式)

MS Word で作成された電子データを提出する。

(原稿字数)

原稿は、原則として日本語の場合は20,000字以内とし、英語の場合は10,000words以内とする。(注、図、表、写真その他を含む。)

(英語表題)

英語表題を付す。

(要旨)

日本語で書かれた原稿の場合、250words程度の英語要旨を付すことを原則とする。同様に英語で書かれた原稿の場合、500字程度の日本語要旨を付すことを原則とする。

(ページ設定)

- ・用紙サイズ・・・B5
- ・文字数と行数の指定・・・文字数：35 字送り：10.5p 行数：31 行送り：18pt

- ・ 余白・・・30 mm - 25 mm - 25 mm - 25 mm (上-下-内側-外側)
- ・ 綴じ代の位置：左 開きページ：指定あり
- ・ ヘッダー・・・15 mm フッター・・・17.5 mm
奇数／偶数ページ別指定：指定あり 先頭ページのみ別指定：指定あり

(ヘッダーについて(フッターはなし))

- ・ 1p 目にはなし → 2p 目以降作成
- ・ 双方とも 2 行改行した後に記入
- ・ フォントサイズは 8
- ・ 偶数ページのヘッダー 左寄せして「国際関係論集 号, Month Year」を記入
例：国際関係論集第 1 号, April 2006
- ・ 奇数ページのヘッダー 右寄せして「論文タイトル (氏名の名字)」を記入
例：経済成長を目的とした IT 産業育成に潜む阻害 (山本)

(脚注について)

- ・ 形式・・・文末脚注、「1、2、3・・・」表記のものを利用
- ・ フォントサイズ・・・8 ※ぶら下げインデントを利用することが望ましい

(全体的なフォント(以下 F)等)

- ・ 冒頭の「論説」・・・F サイズ：10.5、太文字
- ・ 論文タイトル・・・F サイズ：14
- ・ 章タイトル・・・F サイズ：10.5
- ・ 節タイトル・・・F サイズ：10
- ・ 氏名・・・F サイズ：10.5
- ・ 「目次」・・・F サイズ：10
- ・ 目次内容・・・F サイズ：8
- ・ 本文・・・F サイズ：9

(所属等)

本文末に所属および職名を日本語および英語（著者名はローマ字表記）で記す。以下の例に従うものとする。

例：(山本太郎、本学大学院国際関係研究科後期課程)

(YAMAMOTO, Taro, Doctoral Program in International Relations,
Graduate School of International Relations, Ritsumeikan University)

以 上

編集後記

今年度も無事に第7号の発行に漕ぎ着けることができた。今年度の国際関係論集には、この春に国際関係研究科の博士前期課程から博士後期課程に進学した多くの院生が執筆している。研究テーマも、「言語とアイデンティティ」、「『北方領土』問題」、「持続可能性（環境問題）」、「国際結婚」、「共和主義」、「現代紛争と和解」と、学際的な国際関係研究科ならではの多彩な内容となっている。院生論集への投稿は、文字通り研究者としてスタートである。なるほど、内容的には少々粗削りであったり、展開が不十分であったりもするが、その分鮮烈な問題意識や大胆な発想に溢れ、研究者としてのスケールの大きさや将来性を感じさせる論考も少なくない。院生諸氏には今後の順調で更なる研究の発展を期待したい。同時に、国際関係論集は、当該院生の指導教員ならびに国際関係研究科の研究水準を写し出す鏡でもある。教員スタッフならびに研究科としても、より一層の研究・指導の充実に努めたい。なお、今年度から英語による論文要旨をつけることにした。国際関係論集が内外のより多くの関心呼び、高い評価を得ることを期待して止まない。

2007年10月1日

国際関係学部副学部長（大学院担当） 星野 郁

立命館国際関係論集 第7号

2007年10月1日発行

編集・発行 立命館大学国際関係学会
代表 高橋 伸彰
603-8577 京都市北区等持院北町 56-1
TEL (075) 465-1211
FAX (075) 465-1214

印刷所 株式会社 図書印刷 同朋舎
600-8805 京都市下京区中堂寺鍵田町 2

RITSUMEIKAN

KOKUSAIKANKEI RONSYU

The Ritsumeikan Journal of International Studies:
Special Edition for Postgraduate Students

The Seventh Number

October 2007

CONTENTS

ARTICLES

- Considering About the Language and the Identity : Aiming at
Multi-cultural Symbiosis in the Republic of South Africa
ISHIHARA, Toyokazu 1
- Rethinking the previous studies on *the "Northern Territories" problem*
OSAKI, Iwao 23
- The Concept and Condition of Sustainability :Discussion from 'The Limits to
Growth'(1972-1986)
OTAKI, Masako 47
- For A Conceptualization of Japanese International Marriage: A Re-examination of the
Theories and a Proposal of Research Agendas
ONISHI, Yuko 71
- Republicanism as a political thought and Its' Essence: From Ancient Greek to the Europe
in 18th Century
KAWAMURA, Satoko 93
- Contemporary Conflict and Reconciliation
~A Consideration of Theoretical Foundation and Future Challenges~
KUDO, Masanori 113
-

Published by
ISARU

The International Studies Association
of
RITSUMEIKAN UNIVERSITY

Ritsumeikan University, 56-1 Tojiin-Kitamachi, Kita-ku, Kyoto 603-8577 Japan
Phone : (075) 465 - 1211 Fax. : (075) 465 - 1214